

加賀保護区保護司会 70年の歩み

明日を信じて



湯の祭 (片山津)

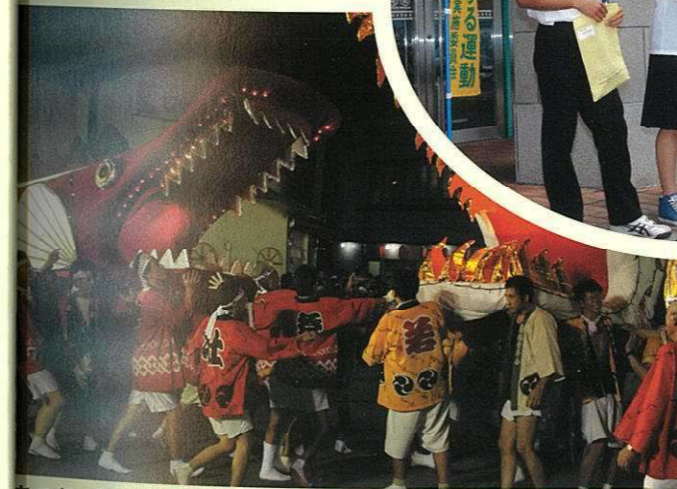


まつり (大聖寺)

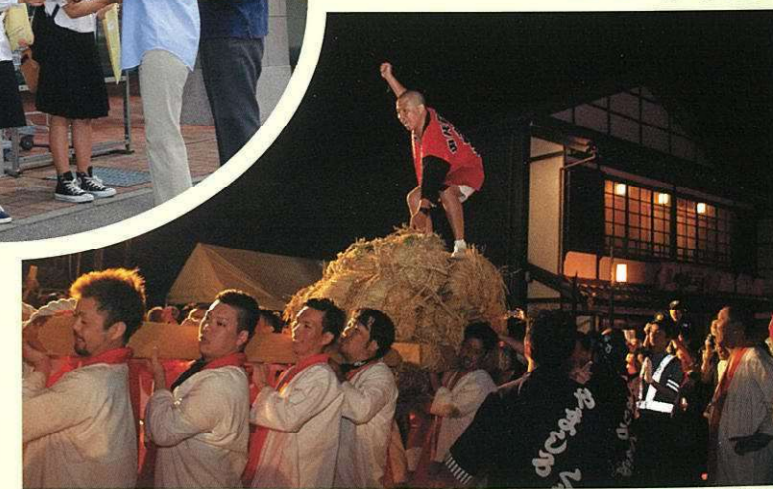


こいこい祭 (山中)

中学生の一日保護司による
社明啓発活動

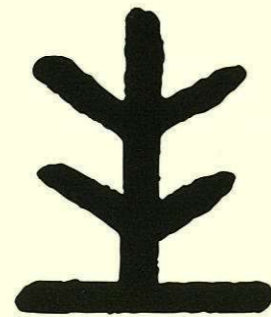


まつり (動橋)



菖蒲湯まつり (山代)

人はみな、
生かされて
生きてゆく。



加賀保護区保護司会

目次

記念誌発刊にあたって	1
加賀保護区保護司会 会長 大杉欽一郎	
加賀保護区保護司会発足70周年記念誌挨拶	2
加賀市長 宮元 陸	
人の中で人は育つ	3
加賀市教育長 山田 利明	
加賀保護区保護司会結成70周年記念誌発刊に寄せて	4
金沢保護観察所長 池尾 洋美	
「地域の福祉を共に担う」	5
社会福祉法人加賀市社会福祉協議会 会長 谷本 直人	
保護司会と更生保護女性会との連携について	6
加賀地区更生保護女性会 会長 澤田 淳子	
序章 更生保護の今後を考える	7
第1章 保護司に出会う	17
第2章 自ら学ぶ	25
第3章 学びを拡げる	35
第4章 犯罪のない社会をめざす	45
第5章 罪を犯した人への支援	53
第6章 つながりを大切に	63
第7章 これからの保護司会活動	77
～若い世代保護司からの発言～	79
～退任保護司からのメッセージ～	82
第8章 我が保護司会のリーダーたち	87

資料編 50周年記念誌以降（平成12年8月～）

1 加賀保護区保護司会員名簿	92
2 退任保護司名簿	93
3 歴代役員一覧	95
4 歴代表彰者一覧（叙勲、褒章および法務大臣表彰）	97
5 更生保護賛助会員・チャリティ作品展協力作家	98
6 保護司会長および保護観察所長、加賀保護区担当主任官	101
7 加賀保護区保護司会会則	102

編集後記	105
------	-----

題字 野崎 進一(元保護司会会長)
表紙 写真提供 加賀市



記念誌発刊にあたって

加賀保護区保護司会 会長 大杉 欽一郎

加賀保護区保護司会は平成12年8月に50周年記念誌「明日を信じて」を発刊いたしました。以来20年を経て本年70周年記念誌を発行することになりました。今回もタイトルは「明日を信じて」とし、その後の歩みを綴ることと致しました。創立以後、諸先輩方の素晴らしい活動の努力の積み重ねの上に現在の私たちの活動が成り立っています。

「社会を明るくする運動」を中心にした犯罪予防活動は加賀保護区独自の取組となっています。これまでの継続した活動により学校の先生方やご父兄の方々、市民の皆さまにも広くご理解とご協力を戴いているものです。改めて深く感謝申し上げます。

平成24年に更生保護サポートセンターが加賀市のご理解の下、市民会館内に設置され、私たちの活動の拠点となりました。保護司会では自分達の研鑽や交流の場として、又犯罪予防に関わる市民の皆さんとの連携の場として常時当番保護司が勤務しています。様々なご相談の窓口としてお役に立ちたいと思っています。

20年前と比べますと犯罪や私たちの担当事件数は大きく減少していますが、最近環境がより複雑になり、国際化や高齢化が進み、核家族化や女性の社会進出など家庭環境も大きく変化してきました。単純な事案は少なくなり、再犯が全体の約半分になっているなど対応が困難な事案が増えています。

現在の社会のなかで「いのち」の大切さをかみしめながら、一人ひとりが支え合うことが大切であり、私たちも地域住民の一員として足元をみつめ直し、ますますの自己研鑽に励みながら市民の皆さんとの関わりを大切に、「犯罪のない明るい社会」をめざして更なる努力をすべきであります。

本年70周年を迎えるにあたり、編集委員の方々のご尽力により、50周年以後の加賀保護区の歩みをまとめて記念誌として発刊することになりました。

加賀保護区では団塊の世代の保護司が70歳を迎え、令和8年度には三分の一の方々定年を迎え、世代交代が大きく進みます。

これからはいかに保護司さんを確保していくかが大きな課題になってきます。保護司の活動を多くの方々に知っていただくことが大切で、本誌が保護司の活動を知っていただく一助になれば幸いです。

この発刊にあたりご祝詞をいただきました各位をはじめ、関係の方々の日頃のご支援に改めて感謝を申し上げ、更なるご理解とご協力をお願い申し上げまして発刊の言葉とさせていただきます。



加賀保護区保護司会発足 70周年記念誌挨拶

加賀市長 宮元 陸

加賀保護区保護司会の発足70周年を心からお祝い申し上げます。

保護司会の皆様には、平素より、更生保護活動に多大なるご尽力を賜り、衷心より感謝申し上げます。

現在の社会を取り巻く環境は、少子化や急速に進展する高齢化、また、核家族化やライフスタイルの多様化などによる相互に支えあう意識の希薄化、犯罪や非行の悪質化など、様々な地域課題が生じてきております。

このような社会状況は、犯罪のない明るい社会を目指して活動されておられます保護司会の皆様を取り巻く環境にも大きな影響をもたらし、新たなご労苦を重ねる中、70年もの長きにわたり、社会奉仕の精神を持って一人ひとりに寄り添い、社会復帰をサポートし、また、犯罪や非行防止にご尽力いただいている保護司会の皆様には、深く敬意を表します。

加賀市においては、「自然・歴史・伝統が息づく 住んでいたい 来てみたいまち」を目指し、様々な施策の取り組みを進めております。誰もが住み慣れた地域で、孤立せずその人らしい生活を送ることができる社会、犯罪や非行のない、安全で安心な地域社会を実現させるためには、市民一人ひとりのご理解とご協力、関係機関等との連携が重要な役割を果たすと同時に、保護司会の皆様の熱意と温かみある活動が大きな役割を果たすものと考えており、今後も更なるお力添えを賜りますことをお願い申し上げます。

結びに、加賀保護区保護司会の益々のご発展と、保護司会の皆様の一層のご活躍を心からお祈り申し上げ、お祝いの言葉といたします。



人の中で人は育つ

加賀市教育長 山田 利明

加賀保護区保護司会発足70周年、誠におめでとうございます。60名の保護司の皆様が、70年間の長きにわたって、その尊い精神と使命感を受け継いでこられたことに深く敬意を表したいと思います。

私は長く小学校の現場と教育行政に関わってきました。その中で確信したことは「人の中で人は育つ」ということです。問題行動を繰り返していた子どもが、学級や担任が変わると人が変わったように問題行動を起こさなくなることがあります。互いに認め合い、励まし合う学級の子どもたちは、教科の成績はもちろん、体力や奉仕活動、家に帰ってからの生活も・・・全てが良くなります。大人も同じだと思います。同僚性を持ち、励まし合う職場では十分に力を発揮できます。反対に「窓際」に追いやられた人は、力が発揮できないばかりか人格が変わってしまう場合もあります。

犯罪や非行を行ってしまった人たちは、不幸にも人との良い関わりが持てない環境にあった人たちなのではないかと思えます。その人たちにとって最後の砦が保護司の皆様さんではないでしょうか。だまされても裏切られても更生を信じて相談に乗ってくれる、そんな存在は他にはありません。

インターネットやSNSでは読むに堪えない言葉が飛び交っています。過ちを犯した人への攻撃は容赦なく、ここぞとばかりに炎上します。不寛容な世の中であって保護司の皆様さんは希望の灯りと言えるでしょう。

ある保護司さんの言葉です。

「今度こそと信じてても裏切られることは多い。でも、中にはしっかり更生して家庭を持ち、家族のために一生懸命働いている人もいます。感謝の言葉を言ってくれる人もいます。その喜びは何事にも代えがたい。」

皆様の益々のご活躍を期待して、お祝いの言葉とします。



加賀保護区保護司会結成 70周年記念誌発刊に寄せて

金沢保護観察所長 池尾 洋美

加賀保護区保護司会が、昭和25年5月25日の保護司法の施行により石川県内の加賀市、江沼郡を区域とする加賀江沼保護区保護司会として設置され、平成17年10月1日をもって加賀保護区保護司会と名称変更となり70年という長きにわたり、地域の犯罪予防をはじめとする地道な活動を続けてこられましたことに、深甚なる敬意と謝意を表しますとともに、設置から70周年を機に、記念誌が発刊されますことに心からお祝い申し上げます。また、こうした節目となるこの時を、皆様と御一緒に迎えられたことを大変うれしく思うとともに、光栄に思っております。

さて、加賀保護区保護司会の特徴的な行事活動や歴史を顧みますと、石川県の加賀(南部)に位置し、美しい海岸線に沿っての海と山に囲まれて北陸においても寒暖差を感じさせる地域・活動の拠点と承知しております。また、設置当時の加賀江沼保護区保護司会の定員は40名となっておりますが、地域における事件数の増加、諸活動の構築など状況の変化により、平成19年12月1日に定数が60名に変更となり、一人ひとりの思いや熱意、一人ひとりが集まって力を発揮し、みんなで力を合わせる気持ちを持っている人が集まっての保護司会としてさらに強靱になりました。

当保護区保護司会の行事活動の中心は、昭和30年に「ケース研究会」が始まり、時代とともに非行の低年齢化が進み、成人から少年に働きかけることとし、市内の中学校、高校において事例紹介と意見交換を開催するなど地域創生への取り組みがあげられます。また、これまでの地域への広報と地域の皆様の協力を得るため、地域の小中学校へお願いして、子どもたち、その御家族、親せきなど地域の皆様と共に広く伝わる「社会を明るくする運動」における「愛の封筒募金」で支えられ、市の広報誌とともに行われる活動には、地域の皆様との連帯感を感じ、やはり心温まるものがあります。

今後も犯罪のない、住みよい町と明るい社会づくりに向けて、続ける、もう一度作り直す、呼び起こすなど思いを馳せながら、力強い活動に繋げていただきますよう御期待申し上げます。

本当に70年という長い歴史の中には、様々な御苦労があったことと思います。その根底には、犯罪や非行のない明るい社会づくりという強い意志があつてのことであり、皆様、そして先人の皆様が築いてこられた長い歴史の重みを改めて感じているところです。

皆様が、これまで培われてきたよき伝統や文化がこの機会にさらに発展し、思いを馳せ、次代の80年、そして100年へと受け継がれることを切に願っております。

結びになりますが、加賀保護区保護司会の一層の御発展、皆様の益々の御健勝、御活躍をお祈り申し上げます。記念誌発刊に寄せるお祝いの言葉とさせていただきます。



「地域の福祉を共に担う」

社会福祉法人加賀市社会福祉協議会 会長 谷本 直人

加賀保護区保護司会発足70周年並びに記念誌発刊を心よりお祝い申し上げます。

私ども社会福祉協議会と貴会は、社会を明るくする運動実施委員会(社明)事務局の縁で関係を深めてまいりました。歴史を遡りますと、昭和46年から事務局を担当しています。当時、本会副会長であり保護司会長でありました故飯貝宗謙氏が、更生保護活動、青少年健全育成に尽力され、現在の本市における「社会を明るくする運動」の礎を作られ今に至っているとお聞きしています。更生保護と社会福祉はともに福祉の増進を目的としていますので、共通する点も多くあります。その一つに、「社会を明るくする運動」を本会で引き受け展開してきたことは、地域にとっては有効な方法であり継続していることが市民に理解されている証であると感じております。

また、長年の念願でありました貴会事務局が、平成24年に我々とフロアを同じとする市民会館内に設置できましたことは、地域福祉活動の増強となり大変喜ばしいことでもあります。

今、地域共生社会の実現として、多機関との連携が求められています。地域の中で問題を見つけ自らが解決していく、その活動に携わっていく人材を見つけ育てていくことを目的としています。罪を犯した人を含め様々な要因がもとで生活に困っている方々が地域に生活しています。今後は、相互協力できる部分を積極的に見出し、今まで以上に保護司の皆さんとの連携を図り、孤立者を作らないことを目指して歩んでいきたいと思っています。



保護司会と更生保護女性会との 連携について

加賀地区更生保護女性会 会長 澤田 淳子

昭和・平成から元号も新しく、令和と変わり、輝かしい時代に入りました。

加賀保護区保護司会様の、発足70周年誌の発刊に当たり、心よりお祝い申し上げます。

私達加賀地区更生保護女性会も、お陰様で令和元年に創立50周年となりました。その式典も無事終える事ができ、大変喜ばしい年でした。

毎年、保護司会と更女会共に「社会を明るくする運動」が始まり、一斉街頭チラシ配りの活動が行われます。加賀市中学生意見発表会では、私達更女会員は我が子や孫の発表を聴くようにして参加させて頂いています。社会参加活動において、加賀地区がモデル地区になった折り、恩栄寺(山中町日下保護司宅)の改築に伴う清掃奉仕が行なわれました。我が孫のような男女4、5名の方と共に奉仕し、和気あいあい、とても和やかに心暖まる活動ができました。有名作家チャリティ作品展においては、更女会員のご主人様や、友人に毎年依頼致し提出して頂いております。また、エムザでの当番にも参加させて頂いております。社明実施委員会の施設参観には、毎年お声掛け頂き、会員5、6人のメンバーが参加しております。

保護司会と更女会の合同研修には、加賀市内11地区から参加させて頂いております。その講師選出の際には、お声掛けいただき、有り難うございます。また県内の更女会の方からは、貴方の地区はとても仲良くされていますねと羨ましがられています。

私達の活動原資である「愛のかき山」の販売において、保護司会様の県外研修の際には必ずお土産として使って下さっています。今も心に残りますのは、香川県に行かれたときの土産が縁で、香川県の保護司様より「愛のかき山」の注文を頂きました。我が更女会は大きな喜びと感動を致しました。更女会をいつも色々と支えて頂き、本当に感謝しております。今まで会合には、地区会館や児童センターを利用していましたが、更生保護サポートセンターがスタートしてからは、会議等で使用させて頂くことができるようになり、大変助かっております。

地域での協力団体として、保護司会様との連携は、大きな力となって、ご支援を頂いており、高齢化の進む更女会にとって大変力強く、感謝しております。

これからの加賀保護区保護司会様の、益々のご発展を祈念いたし、お祝いの言葉と致します。

序 章

更生保護の今後を考える

保護司信条

私たち保護司は、社会奉仕の精神をもって、

- 一 公平と誠実を旨とし、
過ちに陥った人たちの更生に
尽くします。
- 一 明るい社会を築くため、
すべての人々と手を携え、
犯罪や非行の予防に努めます。
- 一 常に研鑽に励み、
人格識見の向上に努めます。

平成6年5月26日
全国保護司連盟社員総会において制定

保護司法

(保護司の使命)

第1条 保護司は、社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もつて地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与することを、その使命とする。

(加賀保護区保護司会では定例研修会の冒頭に全員で唱和している。)

更生保護の今後を考える

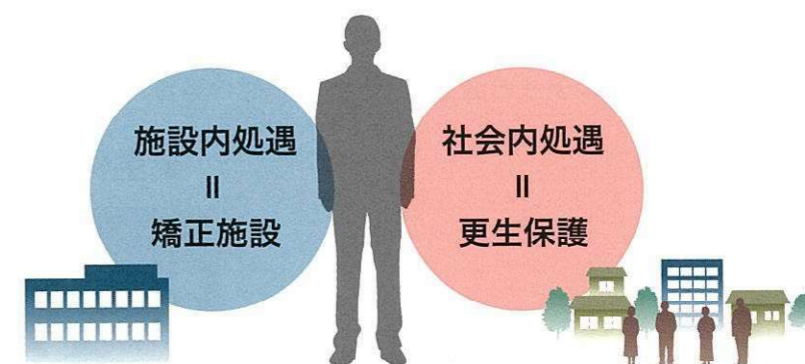
木村 勝保

1. 更生保護とは何か

「更生保護便覧'19 “わかりやすい更生保護”」によれば、更生保護という語が法律上初めて用いられたのは、昭和24年に制定、施行された「犯罪者予防更生法」においてである。ただ、更生保護の意味するものを過去に求めれば、江戸時代の「人足寄場」や明治時代の「別房留置」（仮出獄者で住居、引取り人のいない者を監獄内の別房に留置して生業を営ませること）や「司法保護」の成人釈放者保護、猶予者保護と「旧少年法下での少年保護」があるとも同書には記載されている。（詳細は同書参照）

要約して言えば、我が国の更生保護制度は、明治以来、民間篤志家や宗教家の多大な努力と貢献によって築かれた基礎の上に国の制度として形作られた「官民協同という我が国特有のもの」であり、世界中で犯罪について最も安全、安心であるという風土は、この更生保護制度が根付いているからと言って良い。

なお、更生保護の意味するところは、罪を犯した者や非行のあった少年を社会内で処遇し、再犯を防ぎ、非行を無くし、この人たちが改善更生することを目的としている。矯正施設での「施設内処遇」に対し、「社会内処遇」を担っているのが更生保護の意味するところである。



2. 更生保護の現段階

平成7年、更生保護法人制度の創設を内容とする「更生保護事業法」が制定されている。これによって、保護司会および保護司会連合会の法制化がなされた。

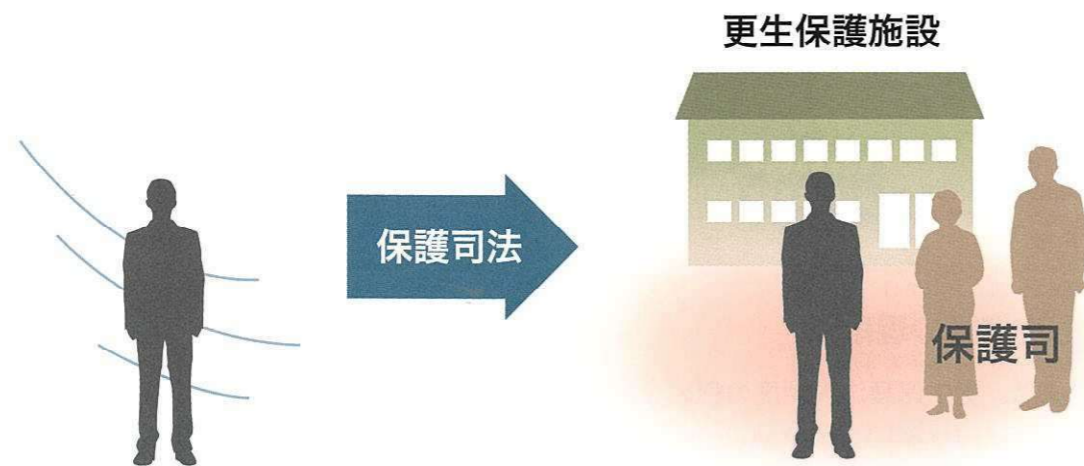
一方、平成19年6月、「犯罪者予防更生法」「執行猶予者保護観察法」が整理統合されて「更生保護法」として制定され、翌20年6月1日より全面施行となった。同法の最終改正は平成28年6月3日である。刑の一部執行猶予が制度化されたもので、「矯正施設処遇」と並行して「社会内処遇」が重視されたということである。それは、再犯防止と改善更生には保護司の助けも必要だとの意味合いを持つ。

3. 保護司法の成立

定例研修の最初に「保護司法第1条」(保護司の使命)を全員で唱和している。この法が定められたのは、昭和25年5月25日のことである。

水上勉著「飢餓海峡」という小説がある。上下2巻の長編小説なので、ここで物語を説明する余裕はないが、昭和17年5月富山で強盗傷害事件を起こし、網走刑務所に収監され、仮釈放で昭和22年に出獄する沼田八郎と木島忠吉のことでの老看守部長巢本虎次郎の台詞が、なぜか私の頭に焼きついている。台詞を要約すると「出所にあたって持たせるお金は27円50銭、とても故郷に戻る旅費にも届かない。着るものは入所したときのもので、洗ったとはいえ、返り血の残ったもの。身を寄せる所や相談に乗ってくれる人もなく、凶悪犯罪者のレッテルを貼られたまま世の中に放り出される。受け止めてくれる人がいれば、再犯を犯すことは格段に防げるのに…。」と老看守部長は刑事に話す。つまり、過ちを犯した者で、民間の篤志家の支援を受けられるのはほんの僅かであった時代が、この国では長く続いていた。

ところが、保護司法の成立によって、保護司なるボランティアが法整備され、仮出所、仮退院の者は、等しく、身を置く場と人を得ることが可能となる。身元引受人を調整することにも保護司は参画するし、「親和寮」のような更生保護施設の存在で、急場を凌ぐことも可能となった。保護司法が戦後いち早く成立したのは、戦前からの民間人の努力が根付いていたことと、人権を尊重する「日本国憲法」の誕生によるものだと私は思っている。



4. 更生保護の今後

加賀保護区は、かつて保護観察対象者数で県内上位を占めていた。ところがここ数年減少し、対象者を持たない保護司が多数派(令和2年現在)となった。1人で2人以上の対象者を持っていた時代とは雲泥の差である。減少に転じた理由は、1号、2号の少年対象者がゼロに近い数になったことが大きく、それには、少子化傾向の影響もあるのかもしれない。それ故、近年は、罪を犯した人や非行に走った少年などの支援から犯罪予防の取り組みに重点が移りつつある。

「社会を明るくする運動」の中の当保護区特有の非行防止の「親子標語」や「ポスター」、「習字」を募集し、優秀作品を一定期間巡回展示する活動は、運動の「見える化」にもなり、効果的である。また、中学校、高等学校での「ケース研究会」も若いときからの更生保護の意識化において有効と考える。中学生に「一日保護司」を体験してもらい取り組みも、ケース研究とセットで効果を発揮している。

あくまでも個々人への支援にこだわるならば、近年増加傾向にある「いじめ」「不登校」をかかえる当事者や家族に対して、気軽に相談に応じられる場と人の提供が考えられる。サポートセンターと企画調整保護司の出番が、この件であっても良い。

また、薬物使用者等の刑の一部執行猶予事案に積極的に対応し、経験を多く積んで保護区としての財産を残していく必要もある。それと、対象者が再犯を回避するには就業が基本であり、そのためにも協力雇用主の確保および拡大は今後ますます必要となるであろう。

更生保護の活動は、時代の趨勢によって変わってきた。従って、今までの活動の踏襲ではなく、常に柔軟な対応が求められる。近年の加賀保護区の取り組みもその線に沿ってなされていることは間違いない。

5. おわりに

更生保護についての加賀保護区の歩みは「50年の歩み」の中に記されている。貴重な紙面である。私たちの先輩が何を考え、どんな道筋をつけてきたか、この機会に読んでほしい。それと、「保護司の使命と職務」「資格」「身分」「委嘱手続き」「保護司の推移」等々は、最初に紹介した「更生保護便覧」に簡潔に記されているので、ここでは省略した。そこにも目を通していただくとありがたい。「保護司をやって良かった」という気持ちを持って退任するには、自分としての研修、他者との学び合いそして研修会や行事の場に足を運ぶことで可能になる。一緒に努力していこうではないか。

保護司とは

保護司は、法務大臣が委嘱する更生保護のボランティアで、犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことのないようその立ち直りを助けるとともに、犯罪予防のための世論の啓発に取り組むなど、安全・安心な地域社会づくりのために活動しています。

保護司のことを定める法律に「保護司法」があり、全国の保護司の定数は52,500人と定められています。

保護司になるには

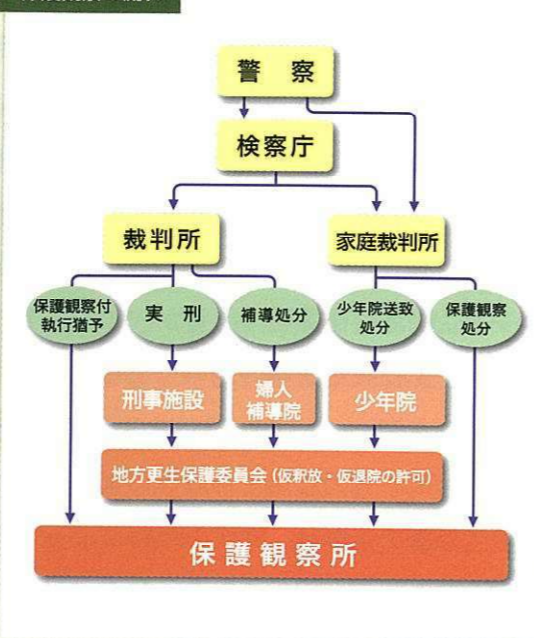
条件：①社会的信望

- ②熱意と活動のための時間的余裕
- ③生活の安定
- ④原則66歳以下の年齢(最初の委嘱時)などが条件になっています。

農林漁業や商業に従事している方、会社や団体の役員、社員、公務員、宗教家、主婦の方など、様々な人が保護司として活動しています。

任期：2年ですが、76歳未満の方は、再任が可能です。

保護観察の流れ



保護司になったら

保護司は、居住地を管轄する保護観察所(全国50か所にあります)に配属され、地域の保護司組織(保護司会)に所属します。

なお、保護司の組織は、保護観察所、地方更生保護委員会(全国8か所)及び全国を単位としても組織されています。

保護司の具体的仕事は

- ①保護観察になった人への助言や指導
- ②刑務所や少年院など(矯正施設)に入っている人の出所後の生活環境の調整
- ③地域での犯罪予防のための啓発・宣伝活動
- ④その他犯罪の予防のための自治体など関係機関・団体との連携・協力など

このうち①と②は保護観察所の依頼を受けて行い、③と④は地域の保護司会の一員として他の保護司と共同して行います。

保護司に対する研修や指導は

保護司としての経験年数などに応じて、保護観察所が各種の研修を行います。また、保護司会でも自主的に研修を行っています。

保護観察や矯正施設入所者の生活環境の調整などは、専門官である保護観察所の保護観察官のアドバイスを受けながら、保護観察官と協働して行います。多様な経験を持つ先輩保護司の助言や意見を聞くことも大変有意義です。

なお、現在、「更生保護サポートセンター」が全国の保護司会に整備されつつあり、ここを拠点に保護司同士の研修や相談・助言など、様々な活動が行われています。

保護司の身分などは

身分は、非常勤の国家公務員とされています。

ボランティアということで給与は支給されませんが、活動に要した経費については、一定の基準により、実費弁償金が国から支給されます。

保護司としての活動中に怪我などしたときは、国家公務員として公務災害の補償が受けられます。功績のある保護司に対する各種表彰制度(叙勲、藍綬褒章、大臣表彰など)があります。

保護司以外の更生保護関係者は

更生保護施設…… 犯罪をした人で帰るところがない人などに居場所を提供して立ち直りを支援する施設です。全国に100を超える施設があります。

更生保護女性会… 女性としての立場から地域の犯罪・非行の予防活動、子育て支援など様々な活動を行っています。全国に約17万人の会員がいます。

BBS会……… 兄や姉のような身近な存在として少年たちと触れ合っており、悩みの相談に乗るともだち活動や非行防止のための活動など様々な活動を行っています。全国に約4,500人の会員がいます。

協力雇用主……… 犯罪や非行をした人を雇用し、自立を支援している事業者です。全国に約15,000の事業所があります。

一口メモ

更生保護……… 犯罪や非行をした人が再び罪を犯すことのないよう、地域社会の中でその立ち直りを指導・支援するとともに、犯罪や非行のない安全・安心な社会をつくるための啓発を行う活動です。更生保護の基本法として「更生保護法」があります。

保護観察……… 仮釈放などになった人たちを地域社会において処遇するもので、更生保護の中心となっています。保護観察官と保護司が協働して行っています。

保護観察官……… 保護観察などの実施に当たる専門職の国家公務員で、保護観察所や地方更生保護委員会に配置されています。

加賀保護区保護司会について

■保護司の定数

- ・全 国 52,500 人
- ・石 川 県 552 人
- ・加賀保護区 60 人（定員=60 名、現員=60 名(令和2年5月現在)）

■保護司の委嘱（委嘱時期は春（5月～6月）と秋（10月）の年2回）

- ・法務大臣より（非常勤・無報酬の国家公務員）
- ・任期・年齢 2年(再任あり)。新任時 66 歳以下、再任時 76 歳未満

■保護司の職務

- ・犯罪者の更生を援助
保護観察になった人への助言や指導、社会参加活動、社会貢献活動、就労支援など
- ・少年院や刑務所に入っている人の出所後の生活環境等の調査・調整など
- ・非行防止・犯罪予防の活動（社会を明るくする運動、学校との連携など）
- ・更生保護サポートセンターの運営

■保護観察とは

- ・犯罪又は非行をした人が、一般社会の中でその一員として更生するように、保護観察所の保護観察官と保護司が協働で指導監督、補導援護すること。

1号観察	家庭裁判所で保護観察に付された少年	20歳まで又は2年間
2号観察	少年院から仮退院を許された少年	原則として20歳まで
3号観察	刑務所から仮出獄を許された人	残刑期間
4号観察	裁判所で執行猶予の判決で保護観察を付された人	執行猶予の期間

- ・保護司は上記対象者と月 2～3 回面接をして生活状況等を聞き、助言・指導を行なう。又、月 1 回これらをまとめて保護観察所へ報告する義務をもつ。

■研修や会合

- ・新任研修（新任時金沢で 2 日……平日）
- ・年次総会（年 1 回……土曜日の午後）
- ・定例研修（年 3 回……平日の午後 3 回、1 月は日曜日の午後から研修、その後新年懇親会）
- ・分区分会（年 4 回……夜）
- ・専門部会の会合（年 2～3 回……夜）
- ・自主研修、合同研修（年各 1 回……主に土曜日の午後）
- ・施設参観（年 1 回……平日で一泊の時もあり）
- ・その他（社会を明るくする運動の活動など）

■経済的負担

- ・実費の弁償あり（保護観察を受け持った時や、研修出席等は旅費などの実費弁償がある）
- ・保護司会及び分区分会の会費、施設参観時の食事代、新年懇親会などは個人負担

■加賀保護区保護司会の組織と活動状況

令和2年5月現在

	人数	主な活動内容（担当）
総務	8名	渉外、慶弔関係、年次総会、定例研修、定期駐在面接、新任保護司説明会、保護司候補者検討協議会など。
企画調整保護司	15名	サポートセンターの管理・運営
総務は会長、副会長（4名）、庶務、庶務補、会計の 8 名で構成。		

専門部	人数	主な活動内容（担当）
研修部	13名	ケース研究会（社明）、施設参観、交換研修会、自主研修会
広報部	11名	機関紙「日万和李」の編集・発行（年2回）
地域活動部	24名	社明活動全般（但し社明の事務局は市社会福祉協議会内にある） ①小中学生対象の親子標語・習字・ポスターの募集～審査会～表彰式～展示。 ②街頭宣伝出発式～街頭宣伝。 ③幟旗・立看板・ポスターの設置・掲示及び撤去作業の指示。
協力組織部	10名	更生保護女性会との合同研修会
会長・顧問は全体で専門部に属しない。		

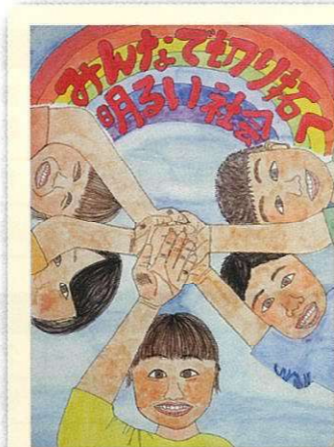
分区分会	人数	主な活動内容（担当）
大聖寺分区分会	16名	中学校校下で構成。 年 4 回、各分区分会（地区毎に）を夜に開催している。 関係機関・他団体との協議会及び分区分内の情報交換など。
片山津分区分会	17名	
山代分区分会	18名	
山中分区分会	9名	
分区分活動	分区分長に指示し、後は分区分長に一任している	グッドマナーキャンペーン（通学路での声かけ運動）の実施。 社明の幟旗・立看板・ポスターの設置・掲示及び撤去作業。 県更生保護事業協会の賛助会員募集と賛助会費の集金。 県社明有名作家チャリティ作品展の作品を作家宅へお願いと受取。

■他団体との連携

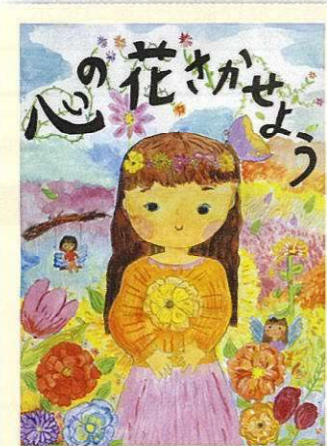
- ・石川県保護司会連合会
- ・石川県社会を明るくする運動推進委員会
- ・石川県「有名作家チャリティ作品展」実施委員会
- ・石川県薬物乱用防止推進委員会
- ・石川県刑務所出所者等就労支援協議会
- ・更生保護法人石川県更生保護事業協会
- ・石川県教育委員会「非行・被害防止講座」
- ・加賀市社会を明るくする運動実施委員会
- ・加賀市社会福祉協議会
- ・加賀市教育総合支援センター指導員
- ・加賀市防犯協会
- ・加賀市共同募金委員会
- ・大聖寺警察署協議会

（保護司候補者検討協議会、学校との連携事業担当、社会参加活動・社会貢献活動担当）

愛の図書 贈呈式



令和2年度 特選
山代中学校2年 坪野蒼那



令和元年度 特選
庄小学校5年 大下乃愛



平成30年度 特選
山代小学校6年 北村大地



平成25年度 特選
橋立小学校5年 針谷夏月

顕彰式典表彰



平成23年度 特選
錦城小学校6年 野田円花



第1章
保護司に出会う

保護司を引き受ける

山内 賢一

私は公務員を退職し、第2の人生をスタートし始めたころ、友人である保護観察所の所長さんから、「保護観察所で働いてみないか。老けるのも早いし、仕事を助けてもらいたい。」との再任用の誘いがあり、引き受けることになった。その誘いに乗ったのが、保護司への道を歩む第一歩だった。

保護観察官を拝命し、「交通短期保護観察」という仕事を担当した。仕事の内容は、裁判所から保護観察処分を受けた暴走運転など違法な運転を繰り返す若い交通違反者に対して、保護観察所が一定期間、交通講習や違反を含めた日常の運転状況を定期報告させ、将来、再び交通違反を起こさないよう保護観察を行うものだった。

私の常識からすれば、罪を犯した人は裁判を受け、罪を償うのが当たり前だった。保護観察処分を受けた以上、罪を反省し、決められた日に必ず講習に参加し、日常の報告書を提出するなど決定を守るのが当然と考えていた。殆どの人は「すみません」と反省し、真面目に交通講習に出席し、報告書を提出したが、中には「悪いことをした」との反省があるのかないか不明で、講習を無断で欠席し、定期的な報告文書の提出もせず、交通講習に出席すれば、「来てやったから」と言わんばかりで、反省する態度が見られない人もいた。

しかし、そのような人達は土木作業員など中小・零細企業に勤めており、夜勤明けで出席したり、会社を辞めさせられるのを怖がって保護観察中であることを隠して無断で欠席し、講習に出席したりして、それなりに努力している現況を知った。

私は罪を犯した人間は償うのは当然と考えながらも、徐々にその人達の社会環境や生活事態を理解するようになり、徐々に「良く来てくれたな」と声を掛け、褒めたことによって、少しずつ心が通じ合うようになった。

どうして罪を犯してしまうのか考えるようになり、歪んだ心を直してあげたいと思うと同時に、これまでの私の常識は身勝手でもありうると思うようになった。

その他にも、対象者や更生保護女性会の人達と一緒に公的病院や障害者施設で草むしりなどの社会貢献活動の仕事も担当した。

ある日、先輩の保護観察官からこのようなことを言われた。「山内さん、この事例をどう思います」と対象者の犯罪の詳細な説明を受け質問されたのである。自分の子供や家庭を守るために、重罪を起こしてしまったとのことだった。先輩の保護観察官は「あなたがもし、この対象者のような状況に置かれた場合、貴方も同じように犯罪を起こさないという自信はありますか。私でも犯罪を起こしてしまう可能性がある」と言われた。私も「そう思います」と述べ、対象者の苦しい思いが理解できた。

この先輩の一言が、保護司への道へ2段階も3段階も引き上げたように思う。

会長のご推薦をいただき、現在、保護司3年目である。

保護司に出会う

上野 幸司

「人間は一人では生きていけません。必ず誰かの世話になり、他人を傷つけながら生きていくのです。それが人生です。」瀬戸内寂聴さんの言葉である。

私が保護司のお話を頂いたとき、半信半疑だったが保護司を受けることを決心した言葉がこれであった。生まれてからこれまで、家族、友人、先生、先輩、地域の方々、多くの人たちに私は助けられ、支えられて生きてきた。時にはぶつかり、喧嘩もしたこともあったが、その分これまで以上の深い関係を築くことにつながっている。有り難いことに私の育った環境は暖かい人たちに恵まれていた。現在は私も家庭を持ち、これからは私が周りの人たちに恩返しのもりで助けていく番である。親であり、この町に住み、仕事をさせて頂いている以上、自分の子どもたちや、住む人たちが毎日ほんの少しでも安心、安全に、そして幸せに暮らして欲しいなという思いから、これまで市内の交通関係、青少年の育成、「まちづくり」などの団体に所属し、色々と活動をしてきた。保護司という立場で人に携わっていくこともまた、この町に住む人たちの幸せにつながると感じ、保護司を引き受けさせて頂いたのである。

では、保護司になってどのように活動し、周りを幸せにしていきたいのか。現代はインターネットの普及や少子化、核家族など、コミュニティは昔とは違い変化している。簡単に知りたい情報を得たり、世界中の人と会話をしたりすることができるが、何か薄っぺらで、寂しさをも感じる。本来は経験をして学んだり、直接話を聞いて感じたりするものを、

インターネット上で体験や思考しなくても、したつもりになれる。またテレビゲームでも、容易に破壊や、銃で人を殺すようなこともできる。そんな時代だからこそ、真摯に相手と向き合い、愛情や思いをもって接していくことで、疑似体験ではなく、相手を自分で感じることができるのだと考える。なぜなら、私がそうやってこれまでいろいろな方にお世話になり、自分の人格の形成の一助になってきたからである。気に掛ける、想いを込める、一緒に活動をするなどを念頭に、共につながり、縁を結んで地域に恩返しをしていきたいと思う。

冒頭の言葉にあるように、お世話になったことのある人は、人の有難みが分かる。人を傷つけたことがある人は、人の痛みを知る。人の優しさ、痛みが分かれば、他人にも優しく接することができると思う。そうやって人は成長し、周りを成長させていくのが昔から変わらない自然の流れだと思う。一度は失敗しても周りで支える人がいればきっと大丈夫。幸せを感じた人がまた次の人を幸せにしていけば、自ずと周りへ広がり、全体が幸せになっていく。支援を支縁にして、人と人がつながりを感じ、安心して幸せに暮らしていけるよう、保護司という立場で活動していきたいと思う。

最後に保護司の道を勧めてくださったのも、縁のおかげで、私にとっても未知なる経験が多いと思うが、多くの方にお世話になりながらも、支縁の輪を大きく繋げていきたい。

保護司への道

40年勤務した保育の仕事で退職後、忙しくてやれなかった、地域ボランティア影絵サークル「もちっこ」を気の合う仲間と立ち上げ活動を開始し始めたとき、山中分区の上出正司さんに保護司への勧誘を受け、職務内容も全くわからず悩み、保護司を退任された親戚の方にも相談し、気負わず、一人の人間として先輩方や対象者から学びながら向き合ってみようと、承諾のお返事をした。

☆保護司を引き受けた後の活動

金沢保護観察所での辞令交付式で机に積まれた多くの書類、そして講義、初めてふれる法律など、一度に不安と緊張に包まれる。二次研修で徳風苑親和寮を訪問。理事長先生の「罪を憎んで人を憎まず」立ち直りを支え続ける姿勢と生き方に感銘を受ける。その後、加賀保護区での定例研修での学びが始まる。

☆対象者との出会い

56歳の男性Kさん(4号観察)

初めて生活環境調整を担当する。居住予定地の妻を往訪するが、何度訪ねても鍵がかかっており会えないので、保護観察官に相談。その助言により手紙作戦をとり、やっと往訪できた。長年の友人が引受人になってくれたが、彼の妻は満期まで置いてほしいと引き受けを拒否。その後、妻宅への往訪を続けると、次女のアルバイトで生活を支えている経済状況や借金の督促状を受けていること、妻自身も共犯で執行猶予中であるなど、多くの問題が分かったので、話し相手になったり

新家 千代子

して妻の支えになるよう心掛けた。施設への面会は引受人が担当した。

その後、仮釈放となり保護観察も継続して担当することになった。来訪の際、時間に遅れることもなく、仕事も夜間の調理の仕事がすぐ見付き、引受人からリースで車を借り通勤した。来訪の度に遵守事項と給与の明細を確認した。妻へ生活費を渡し、借金があるので、残りをその返済に充てた。来訪時に、庭先にあったサツマイモやかぼちゃを見つけ、「受刑中は甘いものが食べられず、献立に出るとうれしかった。」と話すので、金銭の援助はできないが、畑で採れたものは持たせた。幼い時に母をなくし、家業は倒産、その後、転職を繰り返し、罪を犯し、収監中に父も亡くし、母の命日にはお墓参りをしてきたと報告するKさん。出所1年目に「おかげさまで1年経ちました。」と挨拶に見えた。

17歳の少女T子さん(1号観察)

中学生のときは母が夜の仕事で不在。その淋しさからか、夜間徘徊で補導され、高校受験も間に合わず定時制高校へ。昼は喫茶店でアルバイトをし、ラインで知り合った仲間や彼氏とアパートで同居。妊娠、流産、暴行暴力事件で保護観察となった。居住先を訪ねるがT子さんや母親にも会えず、携帯もつながらない。何度目かに本人に会えるが自宅には入れてもらえず、車で迎えに行き、送っていく。来訪させることから始め、父親との触れ合いが薄いので、夫にもさりげなく関わってもらおうと「じいちゃん」と懐いてきた。そのうち、

京都に彼氏がいて同棲したいと言い出した。「それじゃ仕事を見つける代わりに料理ができるようになろうね。」と来訪の際、ギョーザ作りをしたり、作った料理を持たせたりしたが、その頃から、母親も一緒に挨拶に来てくれるようになる。保護観察官に転居届を至急提出し、彼氏を連れて我が家に来訪。京都の保護司さんにつないで保護観察が終了となった。18歳で出産し、帰省すると母と子どもを連れ、寄ってくれた。

これまで自分が出会ったことがない少女T子の保護観察に試行錯誤し、保護観察官や分区の先輩方に相談したり、当時の研修部長が女性有志の方を誘って開いてくれた事例研究会で話し合うことによって、乗り切ることができた。最後は36歳の母と18歳の母になった少女が実家のように訪ねてくれたことが思い出である。

☆保護司会活動への参加

事件数も減り、現在は社会を明るくする運動や犯罪予防、再犯防止のための刑務所出所者の居場所確保、薬物依存の問題等が課題となっている。専門部活動も地域活動部3期、研修部2期目。そして分区長になると同時に70周年記念事業を担当するという身の丈以上の仕事を担い、仲間力で力を合わせ乗り越えたいと願っている。



保護司活動を通して思うこと

浜 洋

たいがいの人はそうだと思うが、保護司になったのは、たまたま保護司をしている知人や友人がいて、その人から保護司になってくれないかと依頼されたからであろう。私もきっかけはそうだった。それまでは、保護司という立場の人がいて、保護観察処分を受けた人々と接する仕事を行っているのだということくらいの認識はあったものの、それ以上のことは知らなかった。「たいへんな仕事やね！自分にはできんわ。」というようなことをよく言われるが、依頼されたときは、退職したことでもあるし、社会と何らかの接点を持つほうがいいのではないかと思い、あまり深く考えず引き受けて、8年近くになった。

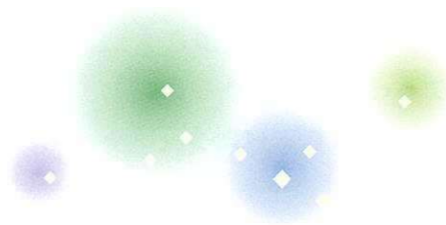
さて、保護司となって約1年間は、保護観察対象者を担当することはなかったが、ある日、保護観察付きの執行猶予5年の判決を受けた成人男性を担当してほしい、と保護観察官から要請があった。最初の担当者であり、5年という長期（最初は5年が通常の保護観察より長期であるという認識はなかった。）であったため、特に印象深く感じている。詳細は、守秘義務があるので、ここで述べることはできないが、純朴な中年男性であった。最初、書類を見たときは、「こんなことをやるとは、かなりいいかげんな人間じゃないか。」と思ったが、実際は、よく働かし、まじめで、気のいい男性であった。面接で話を聞くと、深刻な事情があり、つい罪を犯してしまったのだということがよく理解できた。だからと言って、やったことを正当化できないが、我々保護司にとって、事情を十分理解して、今後の更生のサポートをしていくことが大切だと感

じている。彼が、保護観察が終了して、新しい仕事に就くため転居することになったとき、「お世話になりました」と家に挨拶に来てくれたときは大変うれしかった。

その後、未成年の男子、女子、高齢の女性などを担当したが、最長で1年くらいである。

個人としての保護司の仕事以外に、保護司会という団体の活動がある。研修、広報、地域活動、協力組織という4つの部に分かれ、全員がそのいずれかに所属している。私は、広報部長として広報紙「日万和李」の担当を4年やってきて、同時に、企画調整保護司として、サポートセンターの管理担当の一員にもなっている。そして、その仕事が多岐にわたることがあるものの、退職後は、生活に張りや自由な時間をもて余すことが珍しくないとよく言われるが、自分の場合は、保護司会の活動が、ある意味、生活の柱の1つになっているように思われる。

それにしても、保護司会というのは、想像以上に忙しい団体だという感じがする。「社会を明るくする運動」や研修、他団体との連携等すべて意義のある大切な活動ばかりであるが、多様化したこれらの多くの活動が、消化不良にならないか心配である。保護司は社会になくなくてはならない仕事である。それゆえ、様々な立場の人がどうすれば無理なく長く活動できるか、会員相互がしっかり考えていかなければいけない大きな問題であると思う。



保護司に出会う

中川 久爾彦

新しい年度に入ったある日、地域の大先輩から「君にお願いしたいことがある。」と呼び出された。「君は、保護司という仕事を知っているか。」と話をされた。それまでは報道等で見聞きする程度で、具体的な関わり方、内容について、深く考えも想像もしなかったのだが、結局、私にでも社会に貢献し役立つことがあるなら、との思いでお引き受けすることにした。

自分の仕事と調整しながら、保護観察対象者との面接や往・来訪の日時を相談し、多いときは毎週面接することになった。対象者やその家族と接することに責任を感じつつ、併せて、啓蒙・街宣活動にも参加することで、多くの人との出会いがあり、自分自身にも成長があるように思えてきた。

特に、環境調整や保護観察終了後に、対象者や家族の生活や人生に関わることの重大性を強く感じるものである。そこで出会った人々、そして同じ保護司の仲間達の仕事や趣味、経験や人間性に触れることができる。職人や教育者、一般のサラリーマンや公務員、それぞれの現役や一線を退いた人達が、そこで培った知識や教養、技術や経験、人脈を持って集い、社会への貢献活動として保護司に出会い、さらに研究し議論を重ねて、対象者の更生や家族の安心にこたえられるよう努力する姿は、本人の「心のリハビリテーション」そのものである。それが新鮮で、初心にもどり、一から出直すことにつながり、新たな個性、考え方の基になっているように思われる。

これからは、常に対象者には自然体で接することを心掛け、早い時期に信用を得て、信

頼関係を築けるように、緊張感を持って接し、お互い前進できるよう努めなければならないと思う。これは、日常生活にも例えられる大切なことで、多くのことに気付かされ、刺激を受けてきた。

環境調整や保護観察対象者を担当するにあたり、諸先輩や仲間を支えられたことが心強く、平常心でいられたことで自信が持て、信頼関係を築けたのである。常に自然体で接し、関わるができるように留意し、ともに喜び前進できる仕事に出会えたことに心から感謝するものである。



『保護司の仕事と私』～思いのままに・・・～ 都治 正人

平成26年5月に委嘱されて6年目になる。伯父さんが保護司をしていたこともあり、勧められるまま承諾した。恥ずかしながら保護司の活動とは、罪を犯した人とじっくりと関わり、社会復帰の手助けをすることのみであり、その他の活動があらうとはまったく思いもしていなかった。就任当時は民生委員と区長会会長を兼任しており、保護司という実感もないまま地域の活動や高齢者宅を訪問の日々であった。委嘱されて3ヶ月後に初めて保護観察対象者を担当することになった。その18日後に2件目の対象者も担当せよとの指示があった。保護観察所から「この対象者を！」と言われれば、「はい。」と引き受けなければならないものと思っていた。

- ・里親のもとで育ち、「本当は分かっと思って暴れとったんや・・・」「多重人格者の彼女と付き合ってる。」とその彼女を面接に連れて来た19歳の定時制高校生。神戸に二人で移住した。
- ・「今度の面接いつ?・・・」「なんで私の家族ってバラバラなんやろ・・・。」と面接の途中で半ベソをかいていた19歳の女性。その後結婚し、母親として頑張っている。
- ・ちょっとした誤解から「ぶっ殺してやる！」と包丁をもって家を飛び出した引きこもりぎみの19歳男性。面接もままならない時期もあった。その後アルバイトを始め、定時制高校に入学。定期テストの前には「数学を教えてください。」と来訪。保護観察が終了しても来訪し、勉強とアルバイトを続けている。

・刑務所から毎週のように母に手紙を書いていた、母思いの53歳男性。毎日金沢まで仕事に行き、老いた母と二人暮らしをしている。など。

現在、7件目の対象者と関わっているが、犯罪や非行に至った背景は様々である。保護観察対象者には、当然厳格な姿勢で向き合わなければならないと考える。また、甘いと言われるかもしれないが、色メガネや上から目線で対するのではなく、自分の思いを安心して伝えられる存在でありたい。そして、その気持ちに共感しながらも行動の責任は自身にあることと、問題点と向き合い、改善に向かうのは自身しかないことに気づかせたい、との思いで取り組んできた。

保護司4年目から庶務を任された。保護区の様々な事務処理・諸会議の準備等や渉外と、これまでとは異なる保護司として務めることになった。忙しい時は、土・日に出勤することもあった。この時期二人の対象者を担当しており、加えて別件の環境調整後一ヶ月の観察で、三人の担当者を担当する期間もあった。頼りない庶務であったと反省することが多かったが、色々な思いがあり2年間で庶務を辞した。会計や各部長さん方の責任感をもって全うしている姿には頭が下がった。しかし、作業や時間的負担の偏りも大きく、組織としての在り方が今後問われてくるようにも思う。活動が活発になればなるほど多忙にはなるが、内容検討や専属の事務職員を雇用するなど、再考する時期にきているように感じている。

第2章 自ら学ぶ

地域別定例研修会の意義

前山 智

保護司になると、大別して2つの活動がある。1つ目は、保護観察や環境調整等の犯罪対象者に対する活動、2つ目は、啓蒙運動である「社会を明るくする運動」や公開ケース研究会などの犯罪防止活動である。

1つ目の保護観察や環境調整は、事案が発生したとき、保護観察所のほうで事案対象者に近い居住地の保護司を担当させることになるのが一般的である。また、個々の保護司にとって一人で複数の対象者を担当したり、全く担当がなかったりと様々であるが、各事案によって対処の仕方が異なってくるので、保護観察所の主催で年3回(平成30年度までは年4回)の定例研修会を実施している。そして、各保護司はその参加を、原則として、義務付けられている。

研修会は、それぞれの保護区担当の保護観察官が講師を務め、毎回テーマを決めて実施される。講師の講義の他に、テーマに沿ったグループ討議がよく行われており、そこでは、活発な議論がなされている。人間、顔が違えば考え方や捉え方も違ってくる。保護司としての経験のある者、ない者様々であるが、意見を出し合う中で、今まで自分にはなかった新しい発見があることが多い。色々な事案に出合ったとき、その対象者の考え方や生き方が一般常識からかけ離れていることが多々あるので、前もっての研修が、そんなときに大いに役立つことになる。この仕事は機械でできるものではなく、人間対人間の取り組みであり、また、地味で守秘義務の伴う活動でもある。そういった環境の中で、相談に乗ってくれたり、助言を与えてくれたり、勇気を貰っ

たりする機会があるのがこの研修会だと言える。

昔から見ると事案件数は減ってきているが、その犯罪の種別が変わってきているように思われる。覚醒剤や特殊詐欺など、以前は見られなかったような事案が増加しているようで、我々は、新たな課題に対処できる知識の習得やその対処法を研修し、皆で情報を共有し、難題に立ち向かうことができる能力を身に付ける必要がある。この研修会の新たな意義がそこにあると言える。



新任保護司研修を終えて

谷口 寛

昨年の令和元年10月23日と11月1日の2日間、新任保護司研修というものを受講してきた。「というもの」とは、それほどしっかり研修内容を覚えて帰って来なかったからである。

志も、深い考えも、何も無く「保護司を受けてくれないか」と言われ、「お役に立てれば」と軽い気持ちで受けてしまった。「しまった」と思ったが、後の祭りだった。立派な人間でもなければ、結構自分勝手な所もあり、保護司の要件である社会的信望も有るのか無いのか。

あれやこれやと考えているうちに半年経ち、研修の案内が届いた。先ず日程を見てギョッ、2日間の日程は共に平日だった。勤めている立場としては、気兼ねをしながら有給休暇の申請をしているので、正直ちょっとキツイと感じた。次に研修場所を見た時には思わず身構えてしまった。初日の研修は、金沢保護観察所、2日目の研修は更生保護施設親和寮とあった。

研修当日、講師の先生は「保護司の手引きのとおり進めていけばいいのですよ」と軽く言われたが、仕事の流れを聞いただけでも、何か一段と気が重くなってきた。「生活環境の調整」とは何かいな、と思っているような人間が、なかなか大変な仕事の委嘱状をもらってしまったと感じながら帰途についた。

現在、研修や分区分会には参加しているが、意味が分からない事柄も多々あり、会話に入れないこともある。毎月送っていただく冊子『更生保護』を読みながら情報を仕入れ、少しでも諸先輩に近づければと無駄なあがきをしている。

「やらせてもらいます」と言ったのは自分だ

から、弱音を吐いていてもしかたがないことは分かっているが、先ずは最初の保護観察対象者と面接するまでは、ドキドキの緊張した日々が続きそうである。



平成の交換研修会回想

江野 政明

私が保護司になった(平成8年)頃は現在の様な交換研修は殆ど行われていなかった。

秋の研修旅行は、施設参観として刑務所や少年院を見学した。それらの施設参観で費やす時間は概ね半日程度で終了となり、研修目的はほぼ達成され、残りの時間は年に1度の保護司の皆さんの慰労を兼ねた観光旅行を実施していた。お互いの意思の疎通並びに心身の健康回復に貢献すると言う親心であったのかも知れない。研修旅行は活動の中ではもっとも楽しみにしている行事である。これまで研修旅行に参加された方々の大切な思い出として記憶されていると思う。

近年は観察所の指導があり、2日目の観光旅行の部分の経費は認可されなくなり、2日目も半日は保護観察に関連する行事を行うことで、現在の施設研修と訪問地域の保護司会との交換研修会等を実施することになったと聞いている。

昔の人の言葉に「隣の芝生は青い」とか「他人の振り見て我が振り治せ」とある様に、他地域の保護司会との交流にはお互いの興味深い課題を発見することが出来、活動内容等をお互いの保護司会に取り入れてみることも必要だと思う。これまでの往訪、来訪の交換研修会を振り返るに、加賀保護区の活動に対して称賛される活動が沢山ある。例を挙げると、年3回の定例研修時での3分間スピーチの実施や毎年毎年の社明活動の運営資金調達のための愛の封筒募金の実施、また同時に中学生の一日保護司体験の実施や会報誌「ひまわり」の年2回発行等、他保護司会の方々が特に興味を持たれる事項である。その他いくつかの行事を毎回

交換研修会において披露している。

なお、これまでに交換研修会を実施した保護司会は次の通りである。

- 平成23年11月15日
往訪、岐阜・山県保護区保護司会
- // 12月6日
来訪、福井県・坂井地区保護司会
- 24年11月23日
往訪、長野県・松本地区保護司会
- 25年11月19日
来訪、愛知県・西知多地区保護司会
- 26年2月6日
往訪、福井県・若狭地区保護司会、
越前漆器箸工場
- // 8月19日
来訪、石川県・羽咋保護区保護司会
- // 9月26日
往訪、香川県・観音寺地区保護司会、
金毘羅さん参拝
- 27年2月4日
来訪、福井県・敦賀地区保護司会
- 28年8月30日
往訪、奈良県・奈良地区保護司会、
奈良県立博物館
- 30年10月19日
往訪、新潟県・新発田阿賀北地区保護司会、
弥彦神社参拝
- 令和元年10月31日
来訪、新潟県・新発田阿賀北地区保護司会



施設面接で学んだこと

川瀬 幸子

私が保護司を拝命したのは平成10年である。

当時は事件数も多く、環境調整も保護観察件数も沢山あった。新任研修の2回目が終わって間もなくだったのだろうか、交通3号観察の環境調整と保護観察を担当することになった。被害者は死亡。対象者は、刑務所の仏壇で毎日手を合わせていたそうである。私も初めてで慣れないことや、被害者のことを知っていたこともあり、命の尊さを思うと辛い気持ちにさせられた。

その後も依頼された仕事は特別なことがない限り断らないと決めていたし、温泉場ということもあるからか、長期間途切れることなく保護観察対象者の依頼があった。

以下の件も観察所からの電話で引き受けた。後日届いた書類に目を通すと、当時社会を騒がせていた、俗に言う「おやじ狩り」である。罪名は強盗致傷、窃盗で、2号観察の少年であった。県外での事件なのだが、両親と家族が片山津に引っ越して来たとのことで、こちらに環境調整がまわってきた。

事件調査票等を見て、質問事項を頭に叩き込んで、日程を合わせて両親に会って話を聞いた。その時はまだ裁判中だったのだが、驚いたことに、父親は、一度も出廷したことがないと言っていた。率直な気持ち、担当になると大変だなと思った。この家族は少年をどう受け入れるのか、金銭的にも心配だった。

そんな時、観察所から少年院へ面接に行ってくれないかと依頼があった。愛知県瀬戸少年院。一人で旅行もしたことがなかったので、心細かったのだが、引き受けた。まず場所はどこなのか、どのような人が入院しているのか調べて、面接内容はどのようなことを質問しようか、あ

れこれ考えて電車とバスを乗り継いで瀬戸少年院へ向かった。片山津の絵葉書を渡そうとしたら、こんな僅かなものでも差し入れの伝票の提出が必要だった。本人と初めて顔を合わせたとき、何回も読み返した調査票からのイメージとは違った、素直な感じの少年だった。面接室でどれだけの時間話をしたのかを振り返り、充実感に満足して帰宅した。

しかしその後、彼が仮退院して、自分が保護観察の担当となったとき、面接している中で、「少年院まで来てくれてうれしかったけど、僕も話したいことがあったのに、質問に答えることが多くて、準備していたことが話せなかった。」と彼に言われて、とても反省した。それ以来、面接のときは、自分が話すより、まずは話を聞いてあげてを心掛けている。大事なことを学ばせてもらったと思う

研修での施設訪問は、施設内部を見学して、生活の実態を見聞きできるので、面接にも役立つことが多いが、あの時に体験した施設面接は、限られた短い時間ではあるものの、非常に重要だったように感じられた。面接に来てくれる人もなく、寂しい思いをしていたなかでの面接はとても嬉しかったそうである。少年との接触は、保護観察期間満了で終わったが、裁判には両親も出廷したのか、損害賠償金は払っているのかいまだに気がかりである。後に偶然目にした新聞記事に、訴訟の判決で請求通り、総額約2億6千万円を元少年4人と親7人に払うよう命じたとあった。

施設参観で感じたこと

富樫 誓子

保護司の任を拝命して、月日は経過していくものの、対象者との関わり方はこれでよいのだろうか、こんな頼りない保護司でよいのだろうか戸惑いながらの日々を送っているのが実情である。

しかし、そんな中で、保護司会で開催される研修会や施設参観は貴重な学びの場となっている。特に刑務所などの矯正施設の参観は、対象者の更生を願う私たちにとって、実際に施設内を見学し、中の様子などを直接聴くことによって、様々な実態を知ることができる。

私が保護司となり、最初に訪れた福井刑務所は、犯罪傾向が進んでいない受刑者が収容されている施設だったが、初めての矯正施設の参観であったこととその独特の雰囲気であったことで、大変緊張したのを今でも覚えている。そして、そこに現在自分が担当している対象者が入所していたことを思うとき、とても切ない思いに駆られる。

松本少年刑務所では、刑務所内に分校が開設され義務教育を修了できなかった受刑者が希望すれば学ぶことができ、卒業証書を得ることができる。通信制の高校教育も受けることが可能な施設でもあった。また専門的な技能や資格を取得することで更生への道が開かれていた。金沢の少年院、湖南学院でもそうだったが、我が子と変わらない年齢の若者たちが、たとえ道を間違えたとしても、今、立ち直ろうとしている。そのための教育の場があり、チャンスがある。それらを生かして、再び社会へ戻ってきてほしい。所内を見学しながら、そんな彼らの更生を願わずにはいられなかった。

それとは対照的に高齢化の問題を感じたのが滋賀刑務所だった。職業訓練や運動場で過ごす様子を見学させてもらったが、運動をすというより、腰かけて休んでいる姿のほうが多かった。これからも受刑者の高齢化は益々進んでいくとの説明だった。

決して心地よい場所であるはずがない刑務所。むしろ辛い償いの場であるはず。それでも再犯で戻って来てしまうという現実がある。間違いを犯した者が、その過ちを反省し償い、刑を終えたとき、生き直せる社会であることを願うばかりである。



保護司のためのSST研修

飯貝 壽代

平成30年度の自主研修は、日本更生保護協会の助成を受けて、名古屋から2名の認定講師を迎えて、SST(ソーシャル・スキルズ・トレーニング)の講習会を行った。

最初に、講師の吉田みゆき氏からSSTについて説明があり、その後、林史学氏と二人で、具体的な場面を設定してのデモンストレーションが行われた。SSTは対人行動能力を伸ばすように支援する方法で、保護司の面接においてどのように活用することができるかが、今回の研修のねらいだった。

面接において最も重要なのは、「波長合わせ」である。対象者と会う前に、本人の気持ちや直面している課題などについて共感を深めておくことが大切である。面接は目的ある会話であり、対象者と一緒に段階的な目標を立て、前もって練習して、1つずつ実行してみる。その際には、できなかったことを指摘するのではなく、できているところを認め、ほめることが大切。そして今後の努力目標を確認していくとのことだった。

後半は、2組に分かれて講師とのやりとりをし、最後に2人1組でのロールプレイングを行った。まず挨拶をし、言葉を選んで褒めたり認めたり、また、互いにやってみてどうだったか意見を出し合ったり、緊張と恥じらいの中に笑いもあり、和やかに楽しく体験できた。

皆とても積極的で、土曜の午後にも関わらず31名の参加があり、面接技法についての関心の高さが感じられる研修会だった。

○参加者の感想 ～抜粋～

「実践的で有意義な研修であった。もっと少ない人数のグループでいるんな場面の体験練習をしたかった。」

「対象者との面接では、ややもすると一方通行の説教になりがちであるが、相手の立場になってコミュニケーションを図り、できるだけ良い点を見つけて話していく気持ちを忘れないでおこうと思う。」

「本人が気づき、変わりたい気持ちを体験した時、このSSTが初めて生かされることを知った。少し勇気が要ったがよい体験だった。」

「本で読んでいたが、今日の研修会にてSSTのやり方が少し理解できたように思う。今出来る事や、よくやっているところに目を向けることの大切さをあらためて感じた。」

「実際に対象者を持ったことはないので実感はないが、常に対象者の気持ちを察することが一番大切であるとわかった。」

「面接だけでなく、まず、家族や地域の身近な人とのコミュニケーションの中に取り入れ、実践していきたいと思う。」

「先生方の柔らかな話し方、落ち着いた声質、動作を見習いたい。」

「体験してみてなかなか難しいと思ったが、褒めることの大切さを感じた。練習することで自信をつけて実践できるのだとも感じた。」

3分間スピーチの役割

山下 二三夫

とうとう3分間スピーチの順番が回ってきた。特技もなければ自慢話もない、何をしゃべればよいのかネタがない、そして何よりも大勢の人前でしゃべる恐怖心と、緊張から頭の中が真っ白になるかもしれないという恐怖心、そのことが重くのし掛かる。人前で話することは人によって得手不得手がある。自分は後者であり出来ればしたくないというのが本音である。

ここ最近、この3分間スピーチをする意義があるのかといった意見も保護司から出て来ている。無駄・無意味であるという。しかし、スピーチを聴く立場からすると、それぞれに貴重な話を聞く機会に触れることができる。様々な職種や趣味、環境と話し手からはその人の知識や特技、また想いなど、様々なことを聞くことが出来、自身にとっては知らない世界、新たな発見につながることも少なくない。いわば生涯学習である。

この3分間スピーチは元加賀保護区保護司会会長の山口浩市氏の発案で、年に3回(令和元年までは4回)開催する地域別定例研修の冒頭に、17年前から各地区から選抜された保護司2~3名がスピーチを行うもので、平成15年から令和2年までの17年間に、延べ約200人が発言者として壇上に立った。加賀保護区保護司会独特の企画である。それぞれに緊張した面持ちで、時には大量の汗をかき、また、時には熱が入りすぎて大幅に時間をオーバーする発言者もいた。

保護司にとって大切なことは対象者や関係者に対し、いかに説得し、納得して貰うということである。そして、簡潔であることも重

要である。相手が理解しやすい伝え方をすることは不可欠であり、そこに3分間という限られた時間内に自分の考えを簡潔にまとめて相手に伝える力を身につけるために、この3分間スピーチの目的がある。また、発言者自身が無事にスピーチを終え、拍手を受けることにより本人の自信に繋がっていく。その自信こそが相手を納得させる一番の武器と成り得るのではなかろうか。話し方の訓練という意味で絶好の機会である。

また、聞き手はどうだろうか。おもしろい話、知らない世界の話と、興味をそそる話を数多く聞くことが出来る。それは聞き手にとって大きな収穫となるが、大切なことはまず発言者の顔を見て、何を言おうとしているのか意識して、積極的に真剣に聴くことである。保護観察での面接の場面に於いても対象者が何を訴えているのか理解し、対象者から見て果たして真剣に聴いてくれているのだろうかという疑惑を持たせないようにすることが、より信頼関係を育てるのだろうと思う。

この様に、3分間スピーチの役割は決して無意味ではない。話し手の方も聴き手の方もそれぞれに磨かれ、保護司活動は基より社会生活に於いて、この経験が非常に役に立つことになる。そして、その空間に居合わせた人にとって、生涯学習という意味で紛れもなく多いに有意義であったことと思う。



施設参観、交換研修のあゆみ

実施年度	参観、交換研修	訪問場所および交換研修保護司会
平成11年度	施設参観	笠松刑務所
12年度	施設参観	宇治少年院
13年度	施設参観	交野女子学院
14年度	施設参観	豊ヶ丘学園(愛知県豊明市)
15年度	施設参観	法務省資料館(旧法務省)、最高裁判所
16年度	施設参観	加古川刑務所
17年度	施設参観	有明高原寮
18年度	施設参観	瀬戸少年院
	施設参観	赤城少年院
20年度	施設参観	播磨社会復帰促進センター
21年度	施設参観	石川更生保護会「徳風苑」、金沢少年鑑別所
22年度	施設参観	和歌山刑務所
23年度	施設参観	岐阜刑務所
	交換研修	岐阜山県保護区保護司会(11/15)訪問
24年度	交換研修	福井県坂井地区保護司会(12/6)来訪
	施設参観	松本少年刑務所
25年度	交換研修	松本地区保護司会訪問
	施設参観	湖南学院、金沢地方裁判所
26年度	交換研修	西知多地区保護司会知多支部来訪
	交換研修	若狭地区保護司会訪問
27年度	施設参観	羽咋保護区保護司会来訪、山代地区会館
	交換研修	観音寺地区保護司会訪問
28年度	施設参観	滋賀刑務所
	交換研修	敦賀地区保護司会来訪、加賀市民会館
29年度	施設参観	奈良少年刑務所
	交換研修	奈良地区保護司会訪問
30年度	施設参観	富山ダルク
	交換研修	輪島鳳珠洲保護区保護司会(SC視察)来訪
令和元年度	施設参観	新潟刑務所
	交換研修	新発田阿賀北地区保護司会訪問
令和元年度	施設参観	京都刑務所
	交換研修	新発田阿賀北地区保護司会来訪

施設参観と交換研修



各種研修会



第3章
学びを拡げる

研修部の取り組み

木村 恒三

研修部が毎年行う活動は、ケース研究会、施設参観と自主研修である。

ケース研究会については、“社会を明るくする運動”の一環として実施され、当初はオープン講座のように始まり、現在は学校巡りの形態に落ち着いている。今後は、今般のビデオ上映会と討議形式に限らない取組みの検討も提案されている。

ケース研究会においては、犯罪を防止し、立ち直りを支える地域のチカラを醸成するため、市内の高等学校と中学校を順に巡り、ビデオを上映し、生徒のみなさんに、犯罪や非行をした人たちが立ち直ろうとすることとはどういうことなのか、家庭や学校、地域社会が持つ「チカラ」と役割等について、グループ討議と発表をしてもらっている。実施にあたっては、当該校の校長先生をはじめとして教職員のご協力を、また金沢保護観察所には総括や生徒へのアドバイスをもらっている。

この数年のケース研究会の実績だが、大聖寺高校、大聖寺実業高校、加賀高校を一巡し、再び中学校の順となった。2019年の錦城中学校での実施例を紹介すると、参加の3年生全体が保護司からビデオ『二つの道』の説明を受けた後にビデオ鑑賞、生徒は16班に分かれて討論（各班に保護司が助言者として参加）、討論のまとめを各グループの代表生徒が全体会で発表し、金沢保護観察所による講評、校長先生のまとめへと進められた。因みに、ビデオ『二つの道』の内容は、高校受験の一人の少年が道を踏み外してしまうケースと更生に至るケースを対比したもので、時間制約上一部カットしたものを使用した。錦中生徒へ

のアンケートを実施したが、その結果（概略）のまとめで多数となった意見は次の通りである。

- ①「研究会」の趣旨が理解できた（89.2%）、
- ②「全体の時間」が丁度よい（53.7%）、
- ③ビデオ『二つの道』が良かった（72.7%）、
- ④「討議の時間」が丁度良い（46.3%）、
- ⑤「討議の課題」が良かった（65.2%）、
- ⑥「全体の進め方」が良かった（56.2%）、
- ⑦「グループ分け（人数など）」が良かった（69.4%）、
- ⑧「その他感想、ご意見」の自由記載欄には、3年生全体132名の参加者のうち、男子29名、女子47名の記載があった。

つぎに、各地の更生施設等を視察する施設参観の取組みについてであるが、これまで保護観察所をはじめとした更生保護機関や更生保護施設に加え、刑務所や少年院等の矯正施設を中心に取り組んできた。研修部会の討議を経て日帰りコースと宿泊コースを隔年で企画、実施している。これらは保護司活動の中で欠かさない取組みであり、継続して取り組む活動である。近年の訪問先は、富山刑務所、岐阜刑務所、京都刑務所、富山ダルクなどであった。

最後に、自主研修についてだが、自主研修は、新制度、社会状況の変化や新しい知見を学ぶなどで重要な取組みとなっている。会員の問題意識をうけながら、幅広い課題を討論するなどの取組みを進める必要がある。近年の例は、「子どもが求めている大人のかかわり」（子供夢フォーラム代表・高木真理子氏講演）、「少年審判について」（金沢家庭裁判所・庶務係長講演）、「保護司のためのSST研修」（SST普及協会認定講師による実習）などである。

K 中学校でのケース研究会

木村 勝保

更生保護への理解を「中高生」からの取組みは10年以上に及ぶ。

はじめの頃は生徒会役員対象であったが、中学校においては、学年全員参加が学校当局の理解で可能となった。

ケース研究の事例はビデオ視聴を各クラスあるいは全学年で観て、グループで話し合い、全体会で報告という形式をとっている。ビデオ教材は『心のリレー』（2010年製作）を対象校一巡し、2019年度から『二つの道』を使用している。

この年のケース研究会は、K中学校3年生、4クラス（132名）で13時35分から15時25分（午後の2時間）を使つての学び合いだった。

各教室で保護司から会の進め方等の説明をし、ビデオ視聴25分、グループでの話し合い20分のあと全体会場に移動し、16グループからの報告をメインに全体会はもたれた。

『二つの道』の概略は「15歳の少年が受験に失敗し、自暴自棄となり傷害事件を起こし保護観察処分の身となる。ひとつの道は家族、周囲の理解が得られず、再犯をし、少年院に収容される。もう一つの道は家族、協力雇用主等の支援で更生していくというもの」。

全体会での発表には

- *非行、犯罪がおこるのは本人の悪さとまわりの環境の悪さ。だから、まわりの理解、本人の努力が必要。
- *結論として、更生するにはあやまちを気づき、まわりの人々の支えが必要。
- *自分の居場所、自分の相談相手があることが大切。その一員になっていく。など深い理解を示した発表内容だった。

終了後のアンケートの感想に「これからの自分についても考える機会となった」「助けが必要な人がいたら助けようと思った。」など自分に引き寄せての意見が多くあった。

ビデオは、7分ほど縮めたものに編集したり、討議の柱もみんなで話し合つて決めたりした。

貴重な授業時間を提供してくれる学校への期待に応えるべく、次回に向けてさらなる工夫をしていきたい。



加賀地区更生保護女性会との合同研修会 共に学ぶ

呉藤 登志子

70年誌への寄稿を受け、機関誌「日万和李」を1号から紐解いてみた。

平成10年1月発行の第5号に、「保護司会と更生保護婦人会の交流研修会に参加して」と題した伊東春子氏の報告記事を見つけ、興味深く読んだ。報告の内容は、研修会への出席者はそれぞれの役員とし、お互いの活動を報告しあい相互理解を深めた、という主旨であった。会の一員であることを誇りとして自己研鑽に勤め「尽くして求めず」のボランティア精神に基づき、連携を密にして住みよい明るい社会づくりに勤めたい。と閉じられていた。先輩諸氏の更生保護に対しての熱い思いと決意が伝わってきた。

それ以来ずっと続いている合同研修会も、今年度で24回目を迎えた。合同研修会は年1回の事業として協力組織部会で企画、実施している。もちろん講演内容や講師は更女会と検討しながら決めている。

非行や犯罪に陥った人たちには、非行につながる行動が発生し、それが進展していくにはどんな背景があるのか、何が対象者たちの立ち直りや変化に繋がるのか、また私たちにできることは何か等、学びたいことは山程ある。合同研修会では、立ち直りのきっかけとして語られたことの多くは、本人に気づきをもたらしてくれたり、支えてくれる様々な人たちとの出会いである。と結ばれることが多い。

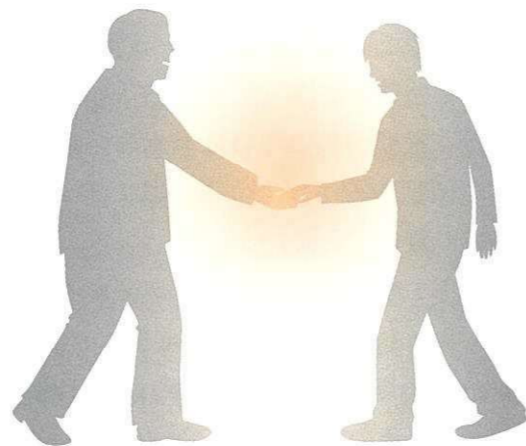
様々な事例からは、対象者が、社会や家族を含む他の人との関係の中で、役に立つ機会を得られることが立ち直りの大切なプロセスとなっていることが多いことを学ぶ。

決して罰を重くすればいいことではない。むしろ対象者を長期的に見ようとする社会の寛容な姿勢が求められているのではなかろうか。

更女会は年々参加者が増え、保護司会としては、頼もしいパートナーである。同じ志を持つものとして学びを共有できる合同研修会は、大きくて深い意味を持つものとして定着してきた。

幼児虐待等の事件が連日、全国ニュースで報じられる中、子育て支援課や児童相談所での対応が遅れてしまうことが多い。ならば、大切にかけがえのない子どもの育ちや命を助けるために隣近所で暮らす私たちが何とか相談にのり、手を差し伸べる手立てはないのだろうか。加賀市内には保護司が現在60名(令和2年6月現在)、更女会員が約120名いるのである。

「地域支援」の1つとして今後、取り組むべき課題として提案したい。



夏休み子ども触れ合い体験教室(先駆的・モデル的事业) 大嶋 茂

実施までのいきさつ

平成30年春、加賀保護区保護司会(以下「加賀保護司会」という)の企画調整会議において、更生保護法人全国保護司連盟の「平成30年度先駆的・モデル的事业」募集についての説明があった。これは、他の保護司会の参考となるような先駆的なモデルとなるような事業に対して、保護司連盟が助成金を出すというものである。私は当時、加賀保護司会の地域活動部長を務めており、また、公民館長としての貴重な経験を保護司活動にも生かしたいとの思いがあったので、この話を聞いて、「夏休み子ども触れ合い宿泊体験教室」(以下「本活動」という)という事業の企画書を作成し、加賀保護区として応募したいと提案した。総務会、企画調整会議、理事会といくつかの手順を経て、加賀保護司会内での了承が得られ、石川県保護司会連合会等の推薦も得られたこともあり、晴れて「先駆的・モデル的事业」として認められた。

昨今、少子化・核家族化、電子メディアの普及、さらには地域とのつながりが希薄化するなど、社会環境が大きく変化するとともに、社会が豊かになり、便利になる一方で、子どもたちの体験活動(生活体験、社会体験、自然体験)の不足が指摘され、また問題にもなっている。本活動の目的は、こうした課題に対し、子どもたちが様々な活動を通してコミュニケーション能力や自立心、協調性、チャレンジ精神、創造力、他者と協働する能力を養うなど、これからの「社会をよりよく生き抜く力」の基礎を築くことである。

事業内容は、夏休み期間を利用して、一泊

二日の合宿を実施し、生活環境の異なる小学生の子どもたちに、学習と体験の場を提供し交流を図るとともに、青少年の非行の防止及び健全育成を呼びかけることであった。併せて、本活動を通して、加賀保護司会と関係機関・団体との連携を強化し、“社会を明るくする運動”の広報・啓発活動をより一層充実させることを目的とした。

宿泊体験教室の開始

こうして平成30年8月27日(月)、28日(火)の日程で、加賀市中央公園内の「セミナーハウス・あいらす」に、加賀市内5校の小学4年生及び5年生14名が集まり宿泊体験教室がスタートした。本活動の運営のため、加賀保護司会の保護司が2日間で延べ15名参加したほか、来賓として、加賀市教育委員会山下教育長、加賀市生涯学習課宮下課長(開催当時の役職名)、保護観察所職員2名の参加を得た。また、更生保護活動の象徴キャラクター(更生ペンギンのホゴちゃん)も加わった。

第1日目は入館式に始まり、オリエンテーション。その後の記念撮影ではホゴちゃんが子どもたちの大人気であった。まず、子ども達の緊張をほぐすためのアイスブレイクとして「ペーパータワーづくり」を行った。4グループに分かれて競い合いわせると、思いがけず全チームが、失敗を繰り返しながらも、見事に机上から天井まで積み上げた。保護司のアドバイスと、子どもたちのひたむきな行動が起こしたサプライズであった。小さなわずかなペーパータワーが参加者全員の心をついたのである。まさにアイスブレイク(氷解)。

「アンコール！アンコール！」と子どもたちは喜んでくれた。

互いに気持ちがあはれたところで、「大人体験名刺交換会」を行った。大人になると好き嫌いに関係なく、男女の区別や老若の区別なく仕事をしなくてはならず、その際には自己紹介の機会が多くなる。そこで、全員が自分で作った名刺を持って、一人ひとりと挨拶を交わす名刺交換の体験をした。最初は皆、恥ずかしそうにしていたが、慣れてくると名前や学校名を伝え「初めまして、有難うございます」の挨拶の仕方を覚えてくれた。

昼食の時間は、まず、手を洗い、各自でご飯を盛り、みそ汁も自分で注ぎ、席に着き、「いただきます。」で食べ始める。そして食事の後片付けも自分で行った。そのことを通して、いつも当たり前のように食事を作ってくれるお母さんへの感謝の気持ちが生まれてきた。

午後は、県の生涯学習センターから借りてきた「いじめ」をテーマにした映画鑑賞を行い、皆で活発な意見交換を行った。大切に思う心、相手の立場を考える力（自分がいじめられたら、自分がいじめたら）、その場に直面したときの自分の行動。（逃げる、隠れる、助ける、いくつかの選択がある。）そのような話し合いを通して、物事の是非を知り、これからの人生に生かしてくれるのではないかと期待している。

普段行くことのない、石川県警大聖寺警察署を訪れ、署内を見学した後、加賀市中央公園内では芝生でミニサッカーをして汗を流して、心も洗った。最初は女の子は参加しなかったのであるが、ミニサッカーが終わった後、窓の外を見ると女の子たちがサッカーをしている様子を見て喜びを感じたことを覚えている。

皆でお風呂に入り、裸の付き合いをしてお

風呂を済ませた後、夕食タイムはハンバーグ定食の予定であったが、女の子がとんかつ定食を希望したので急遽変更した。男の子は女の子には勝てなく、誰も文句を言わなかった。心が広いのか、女の子が強いのか、たぶん女の子が強かったのだろう。

夕食後は待ちに待ったITプログラミング教室。好きなものに対しては気持ちが違うようで、皆一斉に態度や顔色が変わり、目つきも変わり、生き生きとコンピュータープログラミングに取り組み始めた。ITプログラミングへの関心の高さが感じられた。地域おこし隊の協力により「更生保護バージョン」のプログラミングを作成してくれ、第一幕でしたが、どんどんバージョンアップしていくプログラミングだった。保護司も参加し、子ども達はとんでもなく勢いよくプログラミングをマスターアップしていき、楽しいひと時を体験した。そして暗くなると、花火を楽しんだり、暗闇を散策したり、ちょっと怖い肝試しをしたりもした。

ハプニング

さて、初日の活動が終了したとき、思わぬハプニングが生じた。子ども達が部屋に戻り、就寝しようとする、鍵をなくした子ども達がフロントに集まり「部屋の鍵を失くした。マスターキーを出してほしい」と言い出したのである。私は安易にマスターキーで部屋を開ける前に誰が最後に鍵を持っていたのか、どこで失くしたのか、まず探すように伝え、暗い肝試しを行った暗い道に戻ったり、明かりが落ちてしまった廊下、お風呂、レストランを探したりした。最終的にはレストランの床に落ちていたのを発見した。皆大喜びだった。誰一人として鍵を失くした人を責めるこ

となく、かえってそのことで心が一つになり、友達や物を大切にしなければならないことを実感できる貴重な体験となった。

宿泊体験2日目とお別れ発表会

2日目は、保護司と子ども達が朝の公園と一緒に散策し、朝食後は宿泊体験の思い出としてタイムカプセルと寄せ書きを残した。その後、ごみの分別についての講義を行い、リサイクル資源の活用とゴミをたった一つ捨てることで地球がどれだけ汚れるかを学んだ。ごみを1つ捨てることで地球も自分の心も美しくなることも確認し合った。ジョブワークでは「犯罪のない社会を通して幸せとは何か」をグループ討議し、各グループが協力し全員で発表した。

2日間の全活動を終えたとき、お別れ会を開き、体験の様子を「あいりす・ホール」のスクリーンに放映し、活動を振り返りながら、子ども達や彼らを迎えに来た保護者、そして係員として参加した保護司などその場にいた全員がステージで感想を発表し合った。一番心に残ったのは保護者のお母さんの言葉であった。

「私の子どもは、上手に話せない子で、人との交わりや表現が苦手ですごく心配していました。果たして一人で参加させて良いのかと迷いました。でも、今日、今この場で発表会に参加させていただき、こんなに多くの保護司の方々に見守られていたことを知り、安心と感謝の気持ちでいっぱいです。」

私たち保護司は、今回の「触れ合い体験」で何を求められ、何ができたのか、どれだけの役割を果たせたのか不安であった。しかしこのお母さんの言葉を聞いたとき、私たちは一番大切な役割を果たせたことに気付か

された。

どの子どもも喜び、またこのような機会があればぜひ参加したい、と言ってくれた。

最後に記念撮影をしてお別れをした。とても心に染み入る触れ合い体験であった。当初気がかりだった「いじめ」問題もどこかに吹っ飛んでしまう子どもたちの成長だった。「子ども触れ合い交流事業」を今日も続けており、社明活動の一環としての草の根運動が大きな成果となることを願うものである。



中学生の一日保護司活動について

田中 源基

平成25年に初めて「加賀市社会を明るくする運動」の一環として中学生の一日保護司活動を取り入れた。

学校との連携事業で何か新しいものがないかと模索していたところ、当時の主任官から「他県で中学生の一日保護司活動を実施しているところがあるよ。」との話を聞き、すぐにその検討を始めた。

総務会で素案を作り、「加賀市社会を明るくする運動」実施委員会事務局との打ち合わせの後、理事会に諮って承認を得、次に教育委員会と市内中学校の校長会で趣旨説明をして理解を頂き実施に至った。

内容としては、市内6校ある中学校から男女各1名の生徒に、一日保護司として更生保護を理解し、街頭広報活動に参加してもらうものである。

当日はまず、この12名の生徒に「社会を明るくする運動とは?」「保護司とは?」「更生保護とは?」「一日保護司の意義」について30分余り説明をした。その後、街頭広報活動出発式の席上、一日保護司の任命書とタスキを授与し、保護司、更生保護女性会、その他各種団体の皆さんと一緒にショッピングセンターの前で、リーフレットやボールペンを配って広報活動を行った。後日、参加した生徒には体験感想文を書いてもらい、小冊子にして学校をはじめ関係団体に配布している。

現在、この活動は、「加賀市社会を明るくする運動」の主要な行事として、しっかり定着してきている。

提出された体験感想文の中から、一例を紹介する。

今回の一日保護司活動の体験を通して、私はいろんなことを学ぶことができました。

まず、保護司という仕事があることを初めて知りました。今まで、犯罪者のことを考えたことがなかったけど、お話を聞いて犯罪をした人が地域社会に戻るのは大変なのだと感じました。だから、保護司はボランティアだけどとても大事な仕事なのだと感じました。また、リーフレットの配布では、声をかけてもなかなか受け取ってもらえず、少し残念でした。なので、私も今度からは積極的にもらっていきこうと思います。

私は今回の体験で、少しでも社会の役に立ったのならいいなと思います。まだ分からないことがたくさんあるけど、保護司や「社会を明るくする運動」についてとても興味がわきました。

これからは、小さなことでも私たちができることをやっていきたいと思いました。

(平成27年度 山中中学校 M.Hさん)



更生保護女性会との合同研修及び保護司会自主研修のあゆみ

実施年度	区分	内容
平成12年度	合同研修	大聖寺警察署長講演
13年度	合同研修	金沢少年鑑別所長 村松利勝氏講演
14年度	合同研修	山中分区と山中更生保護婦人会 富山地裁傍聴
	自主研修	加藤幸雄先生の時局講演会
15年度	合同研修	丹羽俊夫先生講演
16年度	合同研修	金沢地方裁判所判事補 小笠原義泰氏講演
17年度	合同研修	金大助教授 浅野秀重氏講演
18年度	合同研修	瀬戸少年院 辰巳輝昭氏講演
19年度	合同研修	大聖寺警察署長生活安全課 谷係長講演
	自主研修	金沢地方検察庁(裁判員制度)とカンツオーネ観賞
20年度	合同研修	山代中学校生徒指導教諭 福田清志氏講演
	自主研修	加賀市教育長 北澤陸夫氏講演
21年度	合同研修	元錦城小学校長 野田 浩氏講演
	自主研修	三国町大湊神社 村松忠祀氏講演
22年度	合同研修	元錦城小学校長 竹本利夫氏講演
	自主研修	加賀市長 寺前秀一氏講演
23年度	合同研修	金沢地方裁判所首席秘書官 朝倉邦之氏講演
	自主研修	加賀市子ども課&地域福祉課 「各支援制度」
24年度	合同研修	湖南学院院長 田中 徹氏講演
	自主研修	金沢保護観察所 窪田由紀子主任官 講話とグループ活動
25年度	合同研修	金沢保護観察所長 円山正三氏講演
	自主研修	若狭地区保護司会訪問
26年度	合同研修	福井刑務所教諭師 多田文樹氏講演
	自主研修	加賀職業安定所統括指導官 辻 充也氏講演
27年度	合同研修	明巖寺 乙坂晃寿氏 「生きる意味を求めて」講演
	自主研修	SSW 山村智光氏講演
28年度	合同研修	金沢保護観察所長 松本裕伸氏講演
	自主研修	子ども夢フォーラム 高木真理子氏講演
29年度	合同研修	金沢少年鑑別所長 長谷川雅一氏、専門官 月岡義之氏講演
	自主研修	金沢家庭裁判所 庶務係長、調査官 「少年審判について」
30年度	自主研修	SSTについて 吉田みゆき氏 講話と実践練習
	合同研修	徳風苑施設長 円山正三氏講演
令和元年度	自主研修	木村勝保保護司「いじめについて」講演
	合同研修	前市教育長 山下修平氏講演「加賀市の子どもたちの過去・現在・未来」

ケース研究会・自主研修会



子ども触れ合い体験教室



第4章
犯罪のない社会をめざす

社会を明るくする運動

中川 久爾彦

地味で地道な保護司の活動の中で、啓発・広報活動としての「社会を明るくする運動」(以下社明運動)がある。まず何よりも保護司の存在と活動内容を理解してもらうことが大事だと考える。地域の中には保護司がいて、非行や犯罪を犯した人たちの更生を助けたり、見守っている人がいることを知ってもらうことが必要であると考え。その一つの方法が、社明運動の市内各小中学校への親子標語や習字、ポスター、作文の募集であり、商業施設前での多くの市民へのリーフレットやボールペンによる宣伝・頒布活動である。

作品募集にあたり、毎年4月に小中学校校長会で趣旨説明と募集のお願いをし、5月の連休後に各地区の保護司が募集要項を小中学校に持参し、再度作品の募集をお願いしている。毎年恒例のように協力をいただき応募してもらっているが、応募数が減少傾向にあった時期があったり、地域差・温度差があり、極端に少ない年があった。

そこで数年間は、保護司会幹部と地域の理事が担当地域の小中学校を回り、再度校長に社明運動の趣旨と意義を伝え、理解と協力を求めることもあった。その結果、応募作品が次第に増加し、中には毎年応募してくれる児童・生徒たちが現れてくれるようになった。

特に、応募が少なかったポスターに関しては、学校全体で取り組む学校も現れてきた。そのような取り組みに対し、感謝の表彰と気持ちで応え、その後の継続につながっている。社明運動で市内小中学校から作品を募集しているのは、加賀保護区独自の取り組みであるとも言える。

7月が社明運動月間であるが、アビオシティのエントランスホールにて、応募作品の優秀作品の表彰式を行っている。各表彰者の晴れやかで自信溢れる姿や、親子標語では親子で受賞す

る微笑ましい様子を見ると、温かい気持ちにもなる。後に、家族が集まった時々にこの体験と思い出が話題になり、成長とともに社明運動の意味や意義、趣旨を理解する機会や、自信に繋がればと心から願いつつ、良かったと感じるひとときでもある。この優秀作品は、片山津・山代・山中・大聖寺と各地区を巡回展示している。それぞれの地域で、家族が写真を写したり、作品を観ながら嬉しく楽しそうに会話している様子も微笑ましい光景である。特に、巡回展示は、地域の高齢者にとって、地域の子どもの作品を直接観られる機会であり、とても楽しみにしている人も多いと聞く。巡回展示の必要性と、継続する意味と意義の一つであると考え。

また、最優秀ポスターになった作品を600枚印刷し、市内の公共施設や地域の掲示板等に掲示をお願いしている。親子標語の優秀作品については、社会を明るくする運動の封筒やハガキに印刷したり、短冊に印刷して市内全家庭に配布するなどし、少しでも理解が深まり運動が広がるようにしている。表彰式終了後には、中学生の一日保護司の任命式も行われる。そして社明運動の出発式が大聖寺警察署署長の発声で始まり、各分区ごとに地域に分かれ街頭活動が行われている。

最後になるが、長年、応募作品の審査を務めていただいている先生方をはじめ、特に事務局として社会を明るくする運動の、細部にわたる段取りを担当し支えてくれた社会福祉協議会の吉倉・能登両氏の存在は大きく、これまでの尽力に感謝している。また、表彰式や巡回展示は、関係者のご支援や地域の皆様のご協力で成り立っている。今後も基本的な考え方を変えることなく、その時代の流れの中でより工夫がなされ、進歩していければいいと思う。

社会を明るくする運動 ～地域活動一筋に～ 西野 忠夫

私は、平成3年10月から現在まで27年間、地域活動部一筋に活動している。その活動の中でいろんな事があった。ふり返ってみよう。

一番気になったことは、親子標語や習字・ポスターの優秀作品を展示する立て看板を設置する場所のこと。当時は、片山津分区の永山さんの自宅の倉庫に毎年保管されていた。その永山さんが、平成7年に退任されたので、「今後の保管場所をどうするか。」ということになり、「ちょうど私が建具業をしているので、材料を入れる倉庫がある。」と預かることになった。その後は毎年、社会を明るくする運動に合わせて、倉庫から市民会館の社会福祉協議会まで持ってきていた。そして地域活動部員と一緒に、パネルにポスターなどの優秀作品を貼り、各分区に展示してもらっていた。

そうした中で、分区によっては室内展示ばかりではなく屋外で展示する分区もでてきたため、作品を雨などから保護するためにビニールで覆うことにした。パネルに作品を貼った後、ビニールをパネル看板の裏からタッカで留めるようにした。地域活動部長が仕事で遅れるため、仕事が終わるのを待ち、2人で仕上げた年も何度かあった。現在と同じく、片山津地区、山代地区、山中地区、大聖寺地区の順に優秀作品の展示をした。

展示期間が終わってから、自分の家の倉庫に展示パネルを運んできてくれるのだが、そのまま置いて帰る。それからが大変だった。まずビニールを剥がし、作品を丁寧に取りそろえ、パネルを倉庫に片付ける作業が残っていた。一人での作業だったが、今ではいい思い出として残っている。

私が保護司になった頃は、社会を明るくする

運動の出発式は市民会館で行われていた。現在はアビオシティのエントランスホールで行われているが、またここで問題があった。優秀作品の表彰式や出発式の会場の後方にパネルを展示することにしたのだが、展示パネルを大きくすると各地区への持ち運びができない。組み立て折りたたみ式にすれば解体もできるし、運搬も楽になる。立て看板もビスで止めて組み立てるので、ドライバーがあれば簡単だということで、考えた末にこれまでとは違うようにした。社会を明るくする運動が終了した後も立て看板パネルなどの道具一式を、社会福祉協議会の車庫の2階に片付けることができるようになり、これまでとは違い、随分楽になった。また、展示パネルの作成にあたっては協力してくれる地域活動部員も増え、本当に有り難い。また、社会を明るくする運動の期間中に、それぞれの地域の地区会館や学校、交差点に幟旗や看板を設置して啓発している。

地域活動部員として活動を始めたころは、幟旗の数が少なくて、なかなか目立たなくて寂しい思いをしていた。そんな中、6年ほど前に加賀保護区の会長をされていた山口氏が叙勲を受け、そのお礼にと沢山の幟旗を寄付してもらった。お陰様でより多くの場所で設置し、社会を明るくする運動をアピールすることができている。経験から思うことだが、期間中に幟旗の設置箇所を変えたり、看板の向きを変えてみたりすることで、よりアピールにつながるように思う。終わりに、社会福祉協議会の吉倉・能登両氏の社会を明るくする運動全般にわたる配慮や、ご尽力していただいたことに対して感謝している。自分は、残り3年で保護司退任となるが、もう少し頑張っていこうと思う。

地域の人々からの支援

宮崎 信子

○愛の封筒募金

社会を明るくする運動（以下、社明運動）における様々な活動は、各県、各保護区における地域性・独自性をもちながら、特に7月を強調月間として実施されている。

加賀保護区においては、社明推進協議会の会長を宮元 陸加賀市長として、毎年恒例となった多くの活動を展開している。社明作品（習字・ポスター・作文）や親子標語の募集と、優秀作品の表彰式、また、社明特集号の発行、一斉街頭広報活動、社明幟旗やポスター設置、市内小・中・高校で毎年順番に開催するケース研究会等々、多くの啓発・広報活動を行っている。

これらの活動資金は、過去には資源回収等を行うことで作り出していた。昭和46年度からは、年度当初に加賀市内全戸に『愛の封筒』をお配りし、社明運動に賛同された方々からのお志を頂き、有効に使わせていただいている。

○賛助会員からの協力

「更生保護法人 石川県更生保護事業協会」は、更生保護事業法に基づき法務大臣の認可を受けて更生保護事業を営む民間団体である。

犯罪や非行のない、安全で安心して暮らすことのできる社会は、すべての人々の願いである。そのような社会を築くために、犯罪予防の啓発活動と、罪や非行をした人たちを社会の一員として迎え、立ち直りを支える事業の推進をしている。そのためには、地域社会の人たちの理解と協力が不可欠である。そのために、保護司、協力雇用主、更生保護女性会、

BBS、そして様々な民間人や諸団体が協力しあっている。

加賀保護区保護司会としては、平成6年から地域の方々に更生保護事業と保護司活動の説明をし、賛助会員として理解をいただいた上で賛助会費の協力をお願いしている。平成30年は61件、令和元年は54件の協力を得ている。賛助会費は、県更生保護協会の事業支援になるとともに、還付金として加賀保護区に配分され、保護区の活動費用としても活用されている。

○有名作家チャリティ作品の寄贈

令和元年で、第42回を迎える「有名作家チャリティ作品展」。法務省が主唱している社明運動の一環として実施されている。加賀保護区でも、活躍されている作家の方々からの作品（書・絵画・工芸）の寄贈を受け、毎年7月の金沢での作品展に出品している。

この事業は「有名作家チャリティ作品展」実行委員会が主催しているが、作品展の収益は罪を犯した人の更生と自立支援・再犯防止に充てられている。また更生保護に関わる各団体の活動費として役立てられている。

加賀保護区では、昭和53年ころより寄贈作品数が増し、第41回には40作品、第42回では38作品の協力を得ている。長期間継続して出品されている作家の方々も多く、（10回以上出品されている方は30人）この運動の理解が拡がり、趣旨の賛同を得ていることは保護司会にとって大きな力となっている。

※令和2年「有名作家チャリティ作品展」はコロナ禍で中止

徳風苑親和寮生への生活用品の支援

呉藤 登志子

協力組織部会の柱としての活動に社会貢献活動がある。平成25年6月、更生保護法の一部改正により、平成27年6月から対象者には、社会貢献活動が特別遵守事項に組み込まれることになった。その結果、社会貢献活動を課せられた対象者が、加賀保護区にはいない状況がここ数年続いている。

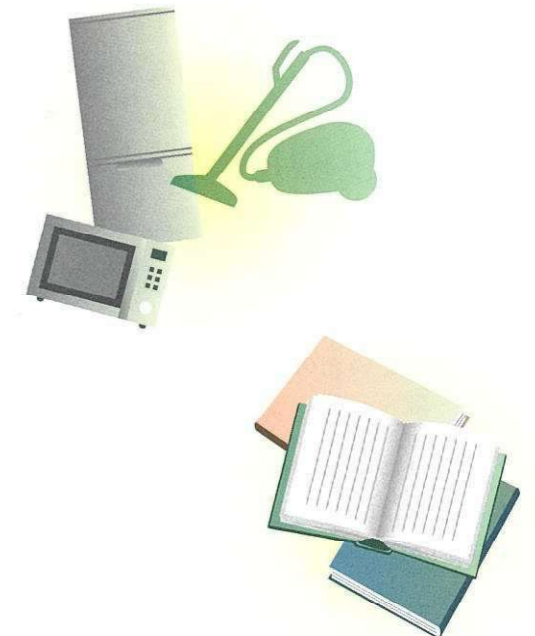
社会貢献活動が中断し、その代わりに何かできる活動がないかを模索している中で、ある部員から、親和寮生が自立してアパート暮らしをするための、必要な生活用品を支援できないだろうか？との提案があった。また、ある部員から家で使っていない冷蔵庫を親和寮に届けたらとても喜ばれたとの報告もあり、3年前から新品に限らず、中古品でもまだ使用できる支援品を募り、提供されたものを届けてきた。

数年前、私が担当していた少年に地元での生活を見直してほしいと親和寮での生活を勧め、一緒に親和寮を見学のため訪問したことがあった。かなり古くて老朽化した施設は、19歳の彼には受け入れられなかったようである。案内して下さる職員に「うわぁ、まじで！まじで！俺、和式はダメや・・・」などと言いながら説明を受けていた。「今日からでも良いよ。」（入寮の受け入れ）と言ってくださったが2人部屋だったこともあり、入寮には至らなかった。職員の方々にどんなものが必要かを聞きながら、とりあえず支援依頼の呼びかけをし、親和寮生への生活用品の支援を企画した。冷蔵庫、電子レンジ、ポット、時計、ストーブ、布団、こたつ、毛布、掃除機、カーテンなどどれもまだ十分使える物を沢山提供

して頂き有難かった。地域の方から、「一人暮らしができなくなりアパートを引き払う方の生活用品があるから、使える物があったら使って。」と声を掛けていただいたこともある。一人暮らしには丁度良い掃除機や食器棚をいただいた。これまで、軽トラック1台分を2回、届けてきた。

昨年の10月、北陸中日新聞で「塀の中へ生きる糧」という見出しで、元受刑者が全国の受刑者に本を差し入れ、支援者が乏しく孤立しがちな獄中の人を支え続けているという記事を読む。更生のために必要なのは人との触れ合い、そして次は本、どんな自分でありたいのか、どんな人生を送りたいのかを考えるきっかけになる。だから「あなたを思っているよ。そばにいるよ。」との思いを本に託して届けているという。

私たちのこの小さな取り組みが親和寮で暮らす寮生の更生を支える支援になれば、と願っている。



「社会を明るくする運動」を考察する 山口 浩市

「社会を明るくする運動」は、約10年前に変質した。それは、「社明運動」の歴史を知らない人が、功を焦って持論を強引に追求した結果であろう。その人物とは、たまたま転属で保護局勤務となった地位の高い役人しか考えられない。

保護司法が平成19年6月に改正された。第1条の「保護司の使命」は、前段で保護観察、後段で「社明」を含む予防活動を規定するものであるが、前段部分で犯罪と非行を別のものと考え、「及び非行のある少年」との表現を加えたが、後段部分に変更はない。だとすると、我々が「社明運動」を行う対象は、成人のみとなるではないか。改正されて1年後か2年後かは忘れたが、新任の中部地方更生保護委員長が地方視察のために来県されたとき、金沢保護観察所の呼びかけで、歓迎の祝宴が開かれた。委員長のまわりは人であふれていたが、座が一段落した頃を見計らって、委員長に私の疑問をぶつけてみた。委員長の答えは「法制局が何も言っていないから問題はない。」と素っ気ない。なおも言おうとすると「あなたとはもう話をしません。大勢の人が私と話しをしたくて来ておられるのですから。」と問答無用。その後委員長のそばへ行く人はいなかった。

中央の組織が、「実施委員会」から「推進委員会」に改称したのはこの頃だ。「実施」と「推進」では雲泥の差がある。それまで中心になって汗をかいていたのが、他の団体に声掛けをするだけで、自身はあぐらをかいていられるようになった。県の組織は追随したが、保護区は「実施」にこだわった。なぜなら、他に実行する団体がなかったこともある。

新名称一般募集の案内が届いたのは平成21年だった。それには『社会を明るくする運動』という名称は、戦後混乱期に名付けられたもので、時代を経てその使命を終えた」と断じ、新しい名称を募集すると謳われていた。その募集要項には、法務省保護局にハガキかメールで応募し、審査の上で入選者1名に法務大臣賞を授与するとあった。1年を経過して発表されたものは「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」という副題と称する言葉だけで、この副題を含めて新しい名称だという苦しいものだった。開き直りの発表だけで、法務大臣賞の発表は今も出来ていない。1年前に強調した「使命が終わった」はずの名称を使うことに何ら反省の弁がないままだ。だが、現場では「社明」の名が残ったことに歓迎と安堵の声を多く聞いた。この運動に参加する人たちの善良で純粋な姿に接し、頭の下がる気がした。変えていいものと変えていけないものの選択は難しい。

昭和26年の第1回「社明」は、実施期間を中央と地方に分けて、中央は7月1日から10日、地方は7月11日から20日のそれぞれ10日間だった。つまり、10日間で消える運動だった。現役時代に保護観察所に聞くと通年運動だと言う。いつ10日間から通年変わったのかは知らない。だが、それを批判する気はない。しかし、もう一度言う。最初は10日間で消える運動だったから規約は必要なかった。しかし通年になっても規約がないままなのはおかしい。早急に規約を作るべきだ。内緒の話だが、加賀市の実施委員会には規約がある。これは議を経たものでなく、試案と

いうものだが、それでもある。

シンボルマーク「ひまわり」に代わる「黄色い羽根」にも大いに問題がある。第20回から連綿と「社明」のシンボルであり続けた「ひまわり」はポスターの片隅に追いやられて小さくなり、代わって「黄色い羽根」が幅を利かせている。これも10年くらい前だと思う。きっかけとして言われているのは、前年長崎県が実施し評判が良かったのを中央が採用して全国展開したものなのだ。強調月間の7月には、総理や閣僚の胸に黄色い羽根を挿させて記者会見に臨んでもらったり、バッジを作ったりと大変な入れ込みようを、私は苦々しい思いで見つめている。というのも、黄色い羽根運動は臓器移植団体がすでに実施している。それをスタート時点で知りながら、病人の上前をはねるような破廉恥な行動をとっている。石川県では、賢友会が、病院や銀行に募金箱を置いて、細々と活動している。私は本家の募金箱を見ると、贖罪のため、わずかではあるが募金している。



山口氏宅（北陸印刷）駐車場



社明運動



第5章
罪を犯した人への支援

対象者との出会いで保護司は育てられる 木村 勝保

ここ数年、対象者を持つことはなくなったが保護司に就いてからの10年間いろんな対象者に出会ってきた。

その1人にAさんがいた。彼の家族環境、生育環境には心が揺さ振られるものが多々ある。軽度の発達障がいを持っており、粗暴な行動が重なり、小学校後半から中学校は施設での生活だった。父とは幼い時死別しており、母は病気をかかえながらパート勤務をしていたし、同居の兄は引き込みという状況。

17才のとき、「軽犯罪法違反」で保護観察処分となる。観察期間中に窃盗・詐欺の再犯をして、懲役刑と執行猶予を受け医療少年院送致となり、20才で少年院を退院し、保護観察となる。

詐欺といっても、自販機にお金を入れたが釣銭が出ないと言って、何百円かを数回にわたって盗った行為である。

私とAさんとの付き合いは再犯する前から執行猶予が解けるまでの数年間に及ぶ。

軽度の発達障がいと言っても個々人によって実相はさまざま、Aさんの場合は、分かっていることと分かっていなかったこととの境目が不明確ということ。小学校から成人になるまでの軽度の犯罪行為の積み重ねの根本原因は「実は分かっていた」ことによると私は思う。

彼は、日曜日であっても、分かって、できる仕事なら続けられる意志と体力を持っている。粗暴で時々うそをつくが、根は正直者で、笑顔で身近な人と接することができる。彼の周囲には福祉担当者、雇用をお世話する人、そして、雇用と食事付住居の提供者が存在していた。月2度の往訪は、彼の職場で管理者や、

仕事の担当者にお会いし、良いこと、悪いことの全てを聞いて、分かって、できることを選択して接していた。いつでも「見える化」することに工夫をした。

実母に暴力を振ったことも過去にあったが母の愛情は届いていた。自宅を出て、はじめてグループ施設に入所するに際し、母親は自炊用の米、調味料、そして、新しい寝具を用意していた。学齢期の施設での生活でも、それなりの愛情をかけられて育ったはず。彼の明るさと人の良さは、多くの人の善意によってのこと。

満期終了の月のことだ。彼が墓参りをしたいと言い出した。母親が数ヶ月前に病死していたことも理由であったと思う。幼い時(学齢期前)の記憶を頼りに、2人で墓地探しをした。やっと見つけて、持参した線香、ろうそく、花を手向けて手を合わせた。墓の中をのぞくと、骨壺と白布からはみ出した位牌が放り込まれていた。幼い時のひと時を過ごした家を見つけ、老いた女性にあいさつをして別れた。

あれから6年以上経っているが、Aがどうなったか知らない。帰りの道の駅で、2人で「エビフライ定食」を食べながら亡き母親のことを語った姿が忘れられない。雇用主が昼食費を持たせてくれる間柄に育ったこともうれしかった。保護司にとって最も大切な資質とは愛情を持って接しうるかということAさんから学ばせてもらった。

なお後日、Aさんの墓参りおよびいくつかの観光地をめぐった写真は、自分を示す写真を持っていない彼にとって、自分は何者かを示す写真となってほしいとの願いをこめて手渡した。

エールを贈り続ける 橋 博人

初めての保護観察が、覚醒剤取締法違反再犯者A子だった。年齢は30代前半、保護観察期間1年6か月の内、他地区からの居所変更となり、満了前の9か月を担当することになる。事前にA子の経歴等の記録を見る限り、保護観察初心者の私には少々荷が重いかと感じた。

A子が育った環境について少し触れておく。A子は幼少期に両親の離婚が理由で、県外に住む母方祖父母に引取られ、一時期、親から離れて生活していた。就学前には母親の再婚で、異父・異父兄弟姉妹と生活するようになる。市内の小中学校を卒業後、地元菓子製造会社に就職したが約4年で退職。親元から離れ金沢市へ転居し、接客業等に就き生活をしていた。この時期に友人らと薬物使用で逮捕される。数年後、再度薬物を共同使用し再犯となり、保護観察処分となる。A子は保護観察期間中に、一緒に逮捕され受刑中のB男と婚姻届を提出し、夫婦となる。以降、娘の共犯者との生活を許すことができない母親とは不仲になるが、異父の妹とは連絡を取り合い、夫婦共に良好な関係が築かれていた。

さて、私が保護観察を始めたのは、B男が刑期満了後にA子と生活を始めた時だった。私の住む地域は、温泉街周辺で共同住宅が多く在る。収入を得るため、友人の紹介でA子夫婦は、金沢市郊外にある建設関係の事業所に就職していたが、通勤距離が比較的短く、賃貸契約時の敷金の支払いも無く、家賃も安価な住まいを求め、現在の住居で生活することになった。そこで近所に住む私が担当することになった。

初回の面談では、私の自己紹介とキーパーソンとなるB男にも挨拶を交わし、夫婦の仕事の内容、A子の母親家族や交友関係等の会話をした。第一印象は、年齢差があったが、ごくごく普通の夫婦であり、A子からB男は反社会的集団に属していたと聞いていたが、温かな感じの男性だった。一般的に違法薬物を共同使用逮捕された二人が一緒に生活することには、再犯が予測できる。しかしながら、保護観察期間中A子夫婦は、薬物と関わりのない仕事中心の日常を過ごしていると感じたので、面接の主な内容は、母親との関係修復、仕事等のストレスを緩和できるよう、趣味、目標を持つことなどを話題にした。また、私が過去に得た知識から、税金、社会保障等の説明や助言が役に立っていた。最終面接でも、A子に一生懸命仕事に就き、母親との関係を修復するよう指導をして、初めての保護観察を終了した。

健全な社会生活を送るには、ルールを守ること、家族等との繋がりや、収入を得る経済との繋がり、社会から認知される喜びを感じることが必要であると思う。A子夫婦には、社会の一員としてポジティブに充実した生活を過ごしてくれるよう心から願うばかりである。



保護司として何ができたのか

山下 二三夫

保護司の委嘱を受け15年、これまで4人の対象者を受け持ち、その内3人は少年少女で高校中退、中学3年、中学卒業と様々。それぞれ家庭環境に大きな起因があり、母子家庭や複雑な家族関係で家に居場所が無く非行に走り、交友関係が更なる非行を助長していく姿が見える。その中でも特に印象深い対象者がいた。

彼と初めて会ったのはまだ保護観察が始まる前のことだ。平日の日中、公園でお菓子を頬張る学生服姿の3人の男女がいた。見れば地元中学の制服ではないか。「どうした、学校は」と声を掛けた。その後もまつり会場でビールを飲んでいるのを見掛け声を掛けた。

傷害、虞犯、傷害と3回の事件を犯し鑑別所に3回入所後、中学卒業間近に保護観察処分となる。身の上は実父が小学4年の時、不慮の事故で亡くなり、母親と姉、妹との生活が始まるが、そこへ実父の弟(叔父)が同居するようになった。思春期真っ只中の彼にとって突然の父親の死、そして叔父と母親との関係に心の格闘があったものと思われる。

本人とは顔見知りということもあって気楽な気持ちでいたが、家族と更生に向けての相談を行うも、叔父からは「本人が行う行動についてはどんな結果であっても自分がしたこと、本人が責任を取らなければならない」との答えに嫌な予感を覚えた。そして、保護観察が始まり間もなく、母親から本人がどこにいるか解らない、夕べは帰って来なかったなど、外泊が続き、来訪には現れず、往訪も不在が多く、苦労の日々が続いた。とにかく交友関係が幅広く、年上、年下、学校問わず、地域も加賀市全域、金沢、小松、福井と至る所に多くの

友達と称する人物の名が上がった。その中には暴走族や反社会勢力などに関わる人物もあり、本人が脅える日々もあった。また、異性との関係も100人以上にのぼっていた。

ある日の午前4時ころ電話があり、「病院に彼女と朝までいた、迎えに来て」。またある日の夕方には「友達と寿司屋にいるから後でお金を払って」。午後11時過ぎに母親から電話があり、「家で暴れている」とのこと自宅に駆けつけるなど振り回された。また、彼女の妊娠中絶の相談も受けた。

そんな日々が続く中、事件が起きた。中学校時代の担任教師の何時でも学校へ遊びに来いと言う言葉に、夜中に男女数名で学校に忍び込み、校内で遊び、その後少女と不純異性交遊に至り、翌朝職員に見つかり、警察沙汰となった。

進学を諦め仕事に就いたが交友など自分の都合を最優先させた生活に、遅刻や早退、欠勤と続き、長くは勤まらなかった。その為、持ち金もなく、年下の者から借金を繰り返し、あげくの果てには恐喝、傷害事件と再犯に至った。

約4年間、環境調整、保護観察を行ったが残念ながら満期終了には至らなかった。さて、保護司として何が出来たのかと、振り返り考えさせられた。今は加賀市を離れ暮らしているらしい。いつの日かまた出会い、大人になった彼に「元気にやっとなるか」と声を掛ける時が来ることを楽しみに待っている。



環境調整ができない悲しい理由

和田 祥江

この文章を書くに際し、相当前の事なので、記憶を巻き戻すことが大変だった。ある日、E観察官より電話があり、C子さんの環境調整の依頼があった。住所と名前、その親御さんの名前を聞き、知っている人と家が近くだったので、軽く返事し引き受けた。母子家庭という環境だったが、母親とはいつでも会うことができたし、私には「子供が今度お世話になります」と会う度に言ってくれるので、簡単に環境調整ができると思っていた。しかし、「家に行って話がしたいので、何日の何時がいい?」と何度訪問の連絡をしても、その事になると、答えが返ってこないまま日が過ぎて行った。そのうちにC子さんは日が来て退所した。退所後は最初にお母さんと二人で私の家に挨拶に来てくれた。

その後保護観察が始まり、往訪と来訪をしなければいけないのだが、来訪は、C子さんが来てくれるが、往訪の話になると話が進まず、自宅訪問が実現しないまま時間が過ぎて行った。観察所の方からも、何カ月も往訪がないのはなぜと言われるなど、親子と観察所の間に入って毎日とても悩み、経過報告書を書くのがとても嫌だった。

C子さんの事を少し書く。温泉場での母娘の生活で育ってきて、母親の仕事は夜も遅く、家には誰もいない生活の中、一人遊びのせいか良い事は覚え、悪い仲間と遊び、薬物に手を出し、とうとう幻覚症状も出るほどになってしまい、未成年でありながら身体はボロボロで、結局少年院に入院することになった。私に関わってからも何度か入院し、交野女子学院や京都医療少年院に入院したときも、私は一人で面会に行ってきた。入院中は手紙も一杯くれた。

さて、なぜ環境調整ができなかったかということだが、E観察官から「親とも知り合いで、近いのになぜ往訪が出来ない、それならば私自身が行きます。」と言われ、何度も母親に話したにもかかわらず返答がなく、観察官にも返事のしようがなくなったため、アパートに観察官と二人で行くことにした。

夏のとても暑い日だった。アパートのドアを開けたとき、二人は目を見張った。最近、テレビとかでそんな家を見ることもあるので、ビックリはしないが、もう20年ほど前のことなので、大変な驚きだった。観察官も私も、「こんな部屋がこの世にあるのか」と、それは信じがたい光景で、天井までゴミの山だった。座る所はすり鉢の底、畳は全く見えない、靴のまま歩くのがやっとで、どうやってその中で生活していたのか不思議だった。これじゃ部屋に来てとは言えなかったはず。C子さんが友達の家を転々としていたのが理解できた。

でも、知ってしまった以上、何とかしなければいけないと思い、お母さんと三人でゴミを捨てることに。アパートは三階で、夏、熊坂のゴミ捨て場まで1トン車何回かの運搬。若かったから出来たのかなと、今になって思える。やっと畳が見えるまで片づくと、そこには小学校の頃の本とか、テストの用紙が出てきた。それを見ると成績は良かったようだ。家庭と環境、生き方によっては、とても良い人生を送れたはずだと思うと、かわいそうだった。4年間の保護観察のうち1年を残し親子は他県に転居してしまい、私の保護観察も終了となった。

私の保護司人生の中で、一番思い入れのある悲しい1ページである。

矯正施設(少年院)での面接

東谷 由一

私は二人の少年の保護観察をしていた。罪名は傷害と窃盗であり、二人のつながりはない。彼らは再犯を犯し、少年院に入ることになり、同時に2ヶ所面接に行くことになった。面接は豊田市にある愛知少年院と、金沢市の湖南学院で行なった。両施設とも以前は閑散とした地にあったというが、訪れたときは住宅地の真ん中で塀に囲まれていた。

面接した少年達は、幼少期から両親不和のもと、不幸な人生を歩んできた。その後、両親は離婚し、母子家庭となり今日に至っている。ともに再犯は2回。少年院に入る直前の面接では、二人とも「今度、入らないかんのか、何か観察所から聞いておらんか。」と、自由を束縛されることを非常に恐れていた。

訪問時、受付で保護司の証を提示し訪問理由を述べた。その後、面接室の控室に通された。筆記用具、メモ用紙以外の携帯電話、カバンなどの私物はすべて備え付けロッカーに収納し、鍵を掛けるように言われた。また、対象者への差し入れは、本など事前申告のものを除き、控室にある自販機の飲み物1本だけが認められていた。面接時に飲ませても良いとのこと、係官同席の下、購入したジュースを飲んでもらった。院内では、行事があるとき以外は飲めないということで、二人とも大変喜び、すぐに飲んでいた。面接では、院内での様子、家族からの音信などを確認した。また出てからの仕事のこと、住むところ、生活をどうするかなどを聞いた。少年達が以前と違い、規律正しく、はきはきと受け答えをしてくれたことに彼らの成長を感じた。院内での徹底した矯正教育、本人の反省によるところが大きいと思われた。

また、湖南学院内で行われた意見発表会にも招かれた。少年が「小さい時のこと。事件を起こしたこと。被害者に迷惑を掛けたこと。家族、特に母には大変苦勞をかけたことや今後の自分のこと。」などを述べ、最優秀賞に輝いたことに大変感激した。

今までの面接では、二人とも約束時間どおりに来てくれていた。約2週間の様子や、仕事のこと、交友関係についても詳しく話してくれていた。ところが他方では平然と再犯を重ね、少年院送致となった。裏切られた気持ちと、もっと適切に指導していればとの思いで残念でならなかった。

しかし、施設へ面接に行ったことは信頼関係が以前にも増し、その後の保護観察に大いにプラスになった。その後の面接では、2人とも、「もう、あそこには二度とは戻りたくない。これからは、真面目に生きていきたい。」という本音の言葉が印象に残った。

二人の消息は、ともに結婚し、一人は子どもがいると聞いている。彼らには平凡に、そして人に迷惑を掛けないよう生きて欲しいと願っている。

私は、「対象者を信じること。」を一番に面接にあたってきた。しかし、2、3週間に1回の面接では何が真実なのか、人の心のなかを見るのが難しい。

現在、事件は減少傾向にあるが、今後、事件を担当する場合には、関係者相互の情報交換を多く取りたい。また、機会があれば心理学の勉強、研修などにも出来るかぎり取り組み、これからの更生保護活動に生かして行きたいと思っている。

矯正施設での面接について

前山 智

これまでの保護司活動の中、保護区で毎年行われている矯正施設訪問では、各地の刑務所・少年院等を見学させてもらった。その中で特別の思い出が蘇ることがある。

収容されている人の仮出所への帰住地との調整(環境調整)のため、過去3回施設で面接した中で、A君について述べたいと思う。

最初は、私が6月に保護司を拝命して1ヶ月くらい後に、観察所より保護観察依頼があった。対象はA君で当時17歳、母子家庭。母親と一緒に私の所へ来たときに、A君に言ったのは「君が20歳以上の大人になったとき、若いときに結構無茶したなあ」と笑える思い出であってほしい。点であって欲しい。線になったら刑務所に入らんといかんよ。」ということだった。

それから半月くらい過ぎた頃、夜9時頃に母親から電話があり、「今、息子がシンナーを吸っていて手が付けられない、すぐ来て欲しい」とのこと。A君宅に駆けつけると、奥の締め切った部屋の中で袋を手にしてシンナーを吸引している最中だった。そして横にはナイフが置いてあり、おそらく母親を威嚇したであろうと推測し、まずナイフを取り上げ、吸っていた袋を取り上げ、「今から交番へ行くよ」と言うと、「それは勘弁して、もうしないから」と強い口調で、しかも頭を畳にすり付けて言ったので、今後一切しないとの誓約書を書かせてその場は終了した。しかし、それから暫くして母親より「息子が警察に補導され、シンナー吸引と窃盗の容疑で逮捕された。」と連絡があった。警察に赴き、生活安全課で聴いたところ、シンナーを近くの漆器団地の蒔絵師さん宅の倉庫より盗み、近くの公共施設の敷地内に隠し、そこで吸引しているところを補導したとのことだった。前から交番で

内定して、現行犯だったとのことだった。これにより、悪質であるとして、金沢の湖南学院に6ヶ月入院になった。

2回面接に行ったが、湖南学院は金沢市の郊外で、当時周りには何もなくて、あたり一面畑の中にポツンと1軒建っており、周りを金網に囲まれ、木造の建物にのどけさを感じた。収容されている院生は、昼は中の畑で野菜作りに精を出し、夕方は反省の時間を経て自分を見つめ直す毎日、そのような生活を通して、教務官の指導のもと立ち直っていくことが期待されると聞いた。その中でA君と30分間の制限の中で向き合った。そこにいた彼は今まで接して来た人間と同一人物かと思うくらい様変わりしていた。まず自分がここに至るまでの母への立ち振る舞いや自分中心に過ごして来たことなど、いろいろなことに自問自答を繰り返し、教務官の後押しがあり、それが感謝の心が変わってきたことが、彼と話したとき強く感じられた。今後二度と同じ過ちを起こさないとの思いが、強く私に伝わってきた。そして退院の前日、母親と一緒に面会に行くことと別人の彼がいた。そして、その日の夜は母親と一緒に過ごすということで、翌日再び来ることを約束して私は帰宅した。翌日の退院出迎えのとき、A君は建物に向かって長い間頭を下げていた。彼の胸中ではこれからの決意を誓っていたのだと思う。それからの彼は、時折私に連絡をしてきて、近況報告をしてくれ、20歳を迎えるに至った。あれから23年が経過し、母親は肺ガンで若年死したが、彼は結婚し二人の子の父親として頑張っている。時々近くのコンビニで彼と出会うことがあり、その時は彼の方から先生と声を掛けてくる。そして、それが私にとっての励みとなっている。

モノ作りから立ち直る光となれ

中村 紀久枝

法制度が変わる前の社会参加活動では、施設の窓ふき、草取り、お寺の掃除などの活動をしてきた。ただ、活動の中で対象者や保護司が、社会参加活動の中に何か別の要素を取り入れてみるのも良いのではないかと考え、ステンドグラスの講師に依頼して作品を作る体験を実施した。

ステンドグラスはクリスマスツリーと蝶の2種類から選べるように用意してもらった。対象者、保護司の22名は、ステンドグラス作りは初めての体験で、ガラスへの銅のテープ貼り、ハンダ付けにも悪戦苦闘しながら、周りの人と一緒に見て、聞いて、互いに教え合うなどコミュニケーションの環境が生まれ、笑顔の中でステンドグラスの作品を作り上げた。制作している際の会話の中で、ある対象者は「これ、彼女にプレゼントするわ。」と普段では聞けないようなことを自然に耳にすることが出来た。彼の真剣に取り組む姿を見て、これが自信を持つきっかけになって欲しいと思った。



また、当日体験に参加できなかった2名の対象者も、面接日に合わせてステンドグラスのリボンの写真立てを作った。女の子2人は会話が弾み、彼女たちの生活状況を知ることができて、保護司としても有意義な時間となった。今、写真立てに彼女たちのどのような思い出が飾られているのかは想像するしかないが、彼女たちが、写真立てを見て、私が作ったモノだと話せるようになってほしいと思う。

体験を通じて、女性保護司はアクセサリーやおやすみライトを制作するまでになった。今後も、対象者と共に、従来の社会参加活動だけでなく、様々なモノ作り体験活動を通したコミュニケーションの場を設定するなど、対象者が何かしらの自信が持てるきっかけが得られるような活動が続けられると良いだろう。

モノ作りを通して立ち直る一つの心の光に結びつけること、それができると信じている。



保護観察について

1. 保護観察は誰が行うのか

保護観察は、全国50か所(各都府県1か所・北海道は4か所)の保護観察所に配置される、**保護観察官**(全国に約1,000名)と、地域で活動する**保護司**(加賀保護区に60名(令和2年5月現在))とが協働して行います。

2. 保護観察官と保護司の役割

両者が協力することで、保護観察官のもつ専門性と保護司のもつ地域性・民間性を組み合わせて、保護観察の実効性を高めています。

保護観察官の役割(例)	保護司の役割(例)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護観察の実施計画の策定 ・ 対象者の遵守事項違反、再犯その他危機場面での措置 ・ 担当保護司に対する助言や方針の協議 ・ 専門的処遇プログラムの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者との日常的な面接による助言、指導 ・ 対象者の家族からの相談に対する助言 ・ 地域の活動や就労先等に関する情報提供や同行

保護観察官は、基本的に、地区ごとに担当が割り振られ、当該地区に居住する保護観察対象者をすべて担当します。

個々の保護観察対象者には、保護観察官が直接、保護観察を実施する場面や、担当の保護司(1人又は複数)が指名される場合があり、保護観察官と保護司が役割を分担しながら協働して指導・支援が行われています。

3. 保護観察ではどのようなことをしているのか

保護観察は、保護観察対象者の改善更生を図ることを目的として、**指導(指導監督)**、**支援(補導援護)**を行うことにより実施します。

指導(指導監督)		
行状の把握	指示・措置	専門的処遇
面接で対象者と接触し、生活状況等を把握します。	遵守事項を守って生活するよう必要な指示・措置をします。	特定の犯罪傾向(性犯罪・覚せい剤依存・暴力傾向・飲酒運転)を改善するための専門的処遇をします。

支援(補導援護)		
住居・宿泊場所	医療・療養	職業補導・就職援助
<ul style="list-style-type: none"> ・ 同居可能な家族と連絡を取らせる ・ 身寄りがいない者について更生保護施設等への入所を調整する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病状に応じて適切な医療機関に関する情報を提供する ・ 通院や服薬を継続するよう助言する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労に関する情報を提供する ・ ハローワークに同行する
教養訓練の援助	生活環境の改善・調整	生活指導
<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア活動への参加を促す ・ 健全な余暇の過ごし方を助言する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校へ協力を依頼する ・ 家族関係の調整をする 	<ul style="list-style-type: none"> ・ アルコールや薬物依存からの回復を支援する団体の情報を提供する ・ SST(社会生活技能訓練)を実施する

4. 保護観察中に対象者が守るべきルール (遵守事項)

保護観察中、保護観察対象者には必ず守らなければならないルール「遵守事項」が課されます。保護観察官や保護司が対象者を指導監督するときには、まず、この遵守事項に違反していないかといった点を確認します。

遵守事項には、次の2種類があります。

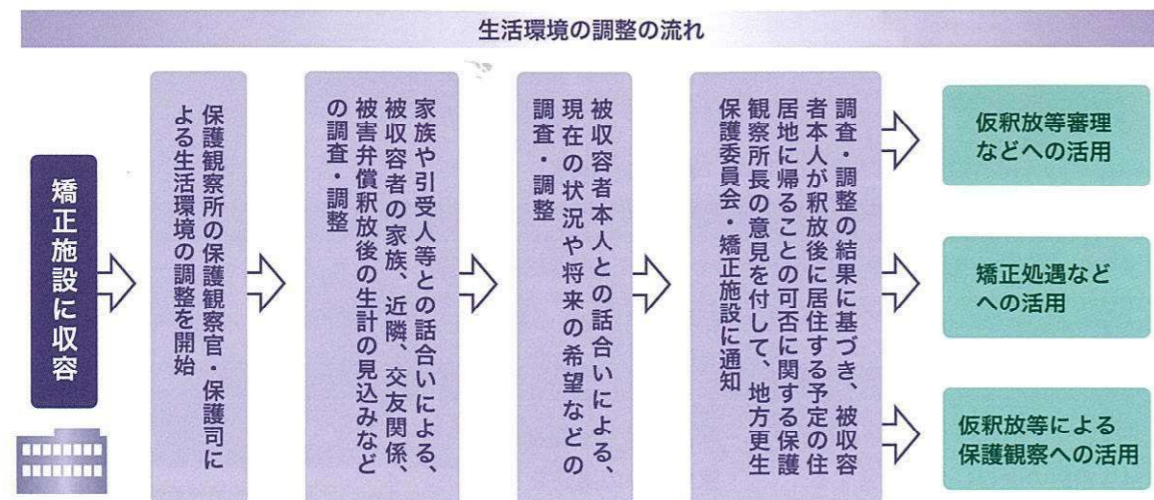
一般遵守事項 (対象者全員に付けられるルール)	特別遵守事項 (事件の内容や事件に至った経緯等を踏まえ、 個人の問題性に合わせて付けられるルール)
(例) ・ 再び犯罪をすることがないように健全な生活態度を保持すること ・ 保護観察官や保護司の面接を受けること ・ 生活状況を申告し、必要に応じて生活実態に関する資料を提出すること ・ 転居や旅行をする場合には、事前に保護観察所長の許可をうけること	(例) ・ 遅刻、早退することなく、学校に通うこと ・ 就職活動や仕事をする事 ・ 共犯者との交際を絶ち、接触しないこと ・ 被害者等に一切接触しないこと ・ 深夜に無断外出しないこと ・ 性犯罪者処遇プログラムを受けること

遵守事項を守らないと

保護観察官から面接調査などが行われ、違反に対する措置が検討されます。場合によっては、保護観察官が身柄を拘束し、刑務所や少年院に収容するための手続をとることがあります。

生活環境調整について

生活環境の調整は、刑事施設や少年院などの矯正施設に収容されている人の釈放後の住居や就業先などの帰住環境を調査し、改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境を整えることによって、仮釈放等の審理の資料等にするとともに円滑な社会復帰を目指すものです。



(法務省HPより引用)

第6章 つながりを大切に

保護司会の広報活動 ～広報紙「日万和李」を通して～ 浜 洋

保護司会の広報活動として最も大きなものは「日万和李(ひまわり)」の発行である。平成8年1月に第1号発行以来、現在までに47号(令和2年1月現在)を数えるに至っている。配付部数は850部余りであり、保護司会会員約60名の手にはもちろん渡るが、そのほとんどの配付先は、更生保護活動に連携・協力していただいている役所関係、企業・団体、個人など外部の人たちである。

発刊当時は、会員の俳句・短歌などの募集・紹介やチャリティ展に参加・協力していただいている作家さんたちの紹介記事にかなり紙面を割いていたが、ここ数年は、保護司会の活動が以前より多様化し、数も増えてきているので、広報紙本来の目的に立返り、「社明運動」の啓発や更生保護に関わる保護司会活動や保護司としての研修活動などの広報記事を中心とした紙面構成になっている。また、広報紙は、毎年保護司会での記録を残し保管しておくという側面があり、春・秋の叙勲者や法務大臣をはじめ各立場からの被表彰者を紹介することや、新任、退任保護司を「人事往来」という欄を設けて紹介することも必要である。さらに、「社明運動」時に実施されるチャリティ展に協力して、作品出品をしていただいている作家さんとその出品作品名や、更生保護活動に賛同して寄付金をいただいている賛助会員の方々の紹介も、保護司会の感謝の意を表すため不可欠である。

さて、「日万和李」を読んでわかる、ここ数年来の特徴的な記事を3つばかり拾い上げてみたいと思う。

社明運動における啓発活動は、街頭でパン

フレットやボールペンを配りながら啓発していくものだが、その際、中学生に「1日保護司」となってもらい啓発活動に参加してもらうようになった。市内中学校6校から2人ずつ出してもらっているが、学校との連携や社明運動への理解のみならず、保護司という立場への理解を深めることに繋がっていることが、生徒たちの感想を読むとよくわかる。以下に一人の感想文を載せておく。

私は一日保護司を体験して、保護司の方の多さに驚きました。私は今まで一度も「保護司」という言葉を聞いたことがありませんでした。それなのに、加賀市で60人の方が保護司として活動しているのはすごいと思いました。罪を犯してしまった人たちが社会に戻って来るために、保護司の方たちが話を聞いたりしていることを初めて知りました。しかし、私たちが保護司の方に頼るだけでなく、社会に戻って来ようとする人たちをしっかり受け入れることだと分かりました。そして犯罪の起こりにくい環境を作ることが大切だと分かりました。(中学3年)

～ひまわり第35号より抜粋～

社明運動とともに保護司会の中心活動にケース研究会がある。これらの活動は保護司会発足以来の伝統的な活動であり、「日万和李」にもその記事は毎回見られるが、近年「日万和李」を読むと、ケース研究会の活動対象が中学校や高校になっていることがわかる。従来は各種団体から参加者を募って実施されていたが、青少年の犯罪予防や、最近よく言われている学校との連携の一環として学校に協力を要請している。加賀市には6校の中学校と4校の高校があり、毎年その中の1校を会場校として依頼し、問題提起となるDVD

を観た後、当該校生徒のグループ討議によって進められている。以下は高校生が参加したときの感想文である。

今日のケース研究会で話し合い、人の意見を聞くことで自分の考えを深めることができました。いろいろ異なった考えがあることがわかりました。DVDをみて考えたことは、自分は1人ではないこと、周囲の人に支えられていることです。これらのことがわからなければDVD中の主人公のように、居場所を見つけれなくなります。社会を明るくするためには1人ひとりが支え合い、たよれる空間を作ることが必要です。そのためには、地域や校内のボランティア活動に参加するのが近道だと思います。笑顔が溢れ、みんなが助け合う社会こそ明るい社会だと思います。(高校2年生)

～ひまわり第40号より抜粋～

3つ目の特徴は、他県や、他郡市の保護司会との交流の多さである。以前から若干の交流はあったものの、「日万和李」の記事をみると、第31号(平成24年)あたりから、かなりの割合で紙面を割くようになってきた。おそらくこれは、他地区保護司会との交流が活発になってきたことの表れであると言えよう。

以下は「日万和李」の記事に掲載された、加賀保護区保護司会との交換研修会を持った保護司会である。(年は記事として掲載された年)

- ・平成24年
岐阜・山県保護区保護司会(往訪)、
福井県坂井地区保護司会(来訪)
- ・平成25年
長野県松本地区保護司会(往訪)
- ・平成26年
福井県若狭地区保護司会(往訪)、
愛知県西知多保護区知多支部保護司会(来訪)
- ・平成27年
香川県観音寺地区保護司会(往訪)、
石川県羽咋保護区保護司会(来訪)
- ・平成28年
福井県敦賀地区保護司会(来訪)
- ・平成30年
新潟県新発田阿賀北地区保護司会(往訪)
- ・令和元年
新潟県新発田阿賀北地区保護司会(来訪)

以上近年になって特徴的な活動を「日万和李」から拾い出して見たが、学校などの教育機関との連携や、他の保護司会との交流が、以前よりもかなり多くなってきている。ますます複雑化していく現代の社会情勢を考えると、何事も保護司会のみで成果を挙げることが難しくなっており、様々な組織とのつながりを、今後一層強めていく方向に向かっているということが、近年の記事から読み取れる。

前述のとおり、広報紙「日万和李」は、その大半を外部の個人や団体に配付しており、保護司会のその時々活動や方向性を、対外的に発信していくための重要な役割を果たしている。



広報誌「日万和季」より

富山ダルク訪問で

薬物依存の理解に

近づきました

木村恒三

本年の保護司会の研修は三十一名の参加を得て、NPO法人富山ダルク訪問をメインに、富岩水上ライン、民族民芸村の観光も併せて実施されました。有意義な企画に感謝しきりです。

二〇一一年の厚労省調査の結果をネットで見ましたが、医療機関を受診した薬物依存患者は約七万八千人だそうです。

D A R C (ダルク)ですが、Drug Addiction (嗜癖、病的依存) Rehabilitation Center から成る造語だそうです。長年断つことができていても、たった一度の再使用で元に戻ってしまう特徴にある薬物依存ですから、「今日一日だけ薬を使うのをやめよう」をスローガンにして、八六年に東京都荒川区で開設されたのを皮切りに、

全国七十箇所以上で展開されているそうです。

富山ダルクでは二人のスタッフから説明を受けました。自らも覚醒剤依存症だとの自己紹介から始まる、薬物依存となる経緯や壮絶な体験を、実に正直に話してくださいました。薬物依存は病気で、「心の病」「関係性の病」であり、自分一人の意思や根性では決して直すことができないこと、又、医師やカウンセラーなどの専門家だけでなく回復が難しいのだと教えてくださいました。

ダルクは薬物を止めさせるための施設ではないこと、自分の人生を自由に選択しうることを、周囲からの強制や強要では回復が不可能だと知って運営されていること、互いの気づきに始まり、仲間との関わり合いで絆を結ぶ体験を通して回復に至る実践の場だと教えてくださいました。

説明されたお二人の印象ですが、

ほとんど哲人か宗教者の趣を感じました。凡人の私には何度生き直しても彼らの域に達することは叶わないと嘆息仕切りでした。

なお、北陸では富山ダルクが唯一だそうです。現在、石川県内に施設開設の話が持ち上がっているとのことでした。加賀保護司会としても関わりを強める必要があると思つたところです。



ひまわり第43号より

若狭地区との交換研修会

黍根健治

昨年六月に新任され、まだ保護観察の経験のない未熟者です。少し不安な気持ちもありましたが勉強のつもりで参加することに決め、平成二十六年二月六日、若狭地区保護司会との交換研修会に、初めて参加させていただきました。

会場は小浜市働く婦人の家で、凄く立派な会場でした。交換研修の内容は組織と活動状況の報告及び学校連携の状況、地域連携の状況報告でした。意見交換で話題になったのは、若狭地区保護司会には現在サポートセンターが無く、当保護区サポートセンターの管理や運営利用状況に非常に関心がありました。ようで、質問を多くされていました。若狭地区でサポートセンターが出来ない理由として、地域が小浜市・若狭町・おおい町・高浜町と広範囲であり、設置場所の決定に問題があるようでした。私は皆さんの話し合いを聞くだけでしたが、いろいろ経験出来た一日でした。有難うございました。

ひまわり第36号より

川越恒豊さんのこと

木村勝保

今年の社明施設参観に際し、富山刑務所教誨師で清源禅寺(曹洞宗)住職の川越恒豊氏の話をお聴き機会を得た。一九四一年生まれということ、私より四歳年上だが小柄で細身の体格もあつて老僧の雰囲気があつた。

教誨師を四十年、保護司を二十五年、県補導員四十年、それに加えて家裁調停員もされていて、まさに「更生保護」を人生のライフワークにされている人である。

富山刑務所内放送DJを毎月一回休まず続けられ、来る二月で四百回になるといふ。DJには退職された元アナウンサーも長年一緒に協力されていたが、今は踊りの師匠がバトンタッチされてボランティアの活動が今も続いている。

午後七時三十分からの施設内放送は就寝時刻の九時まで続くが、毎回十五通の受刑者の声を紹介しているとのこと。当初百八十通もの声が届いてびっくりしたが、今は声が届く工夫をされている。毎回テーマがあり「母」「感謝」などである。

受刑者の「心の中にあること、かくしきれ

ないこと」を誰かに伝えたいとの想いを大切に川越住職は耳を傾け、聴くことを第一に接してきたと言われた。「聞く」「信じる」「共感」をキーワードに「愛されたい心根」に出合わせていく。

このあと、二人の受刑者との交流の実話を話された。二人共真人間としての道を歩み出されており、住職との交信は今もあると言われた。受刑者を家族の食卓の輪に入れる行為は相手を信じ、人間として認める考えが夫婦の中にあつたことだろう。

「もので栄え、心で滅ぶ」ご時世にあつて、母の愛やそれに近い慈悲の心を受刑者自身が出合い、気づき、真人間への行動開始抜きに更生はないと言いつつ、「やり直しはできないが、みなおし、出なおしはできる。」その際、いい人の心に寄り添いなさいと話されたとのこと。罪を犯したとき、手錠をかけられた時の心境を必ず対象者に問うという。「みじめさ、おもさ、つめたさ、親に見せられない」との答えに、そこからの抜け出しには「心づかい」「おもしろい」の形を示しなさいと言う。己れが行く道と一緒にさぐる老僧の姿は、とても立派であつた。

ひまわり第37号より

吉野 順一

県内保護区連携について

から31年度にかけて金沢、羽咋、七尾鹿島、輪島鳳珠洲にも更生保護サポートセンターが設置された。

県内全地域に更生保護サポートセンターが設置され、情報の共有化や運営上の課題や問題の対応のための視野を広める観点からも、今後ますます交流の場としての必要性が求められていると思う。

私自身4年間庶務事務に携わり、具体的に観察所からの情報を直接聞いたり、他保護区の工夫されていることなど自分では思いつかなかった方法について知ることができたり、事務処理上の必要かつ正確な状況を把握できた。

また、情報を提供し合うことでお互いの人間関係を広げることができ、さらに今後に向けての職務への推進ができたように思う。

平成24年4月1日に、当保護区において、保護司の処遇に対する支援、地域における更生保護、犯罪予防活動を行う拠点としての更生保護サポートセンターが設置された。

当時、県内保護区8カ所の内、当保護区を含めて小松能美、白山野々市、河北の4カ所に設置されており、各センターで隔月の輪番制で更生保護サポートセンターに関する情報交換会が開催されてきた。

毎回、金沢保護観察所の企画調整課長、同課会計係長が同席のもと、各保護区から企画調整保護司である会長、事務局（庶務、会計等）が出席し、活動状況、サポートセンター運営上の問題点や課題及び要望等を協議し、今後に向けての有意義な内容となっている。

平成26年度には、「サポートセンターの役割と担当」についての金沢保護観察所におけるサポートセンター等の指針が示され、平成30年



湖南学園を訪れて

日下賢城

先日、湖南学園の花祭り法要に出かけました。金沢刑務所の教諭師としての仕事の一環です。入所者三十六人の生徒さん達とお参りした後、篤志面接者のお話。そして、皆でお釈迦様の誕生佛に甘茶をかけ、「蜘蛛の糸」のビデオを鑑賞。最後に、班ごとにテーブルに座って、お菓子と甘茶で茶話会。

彼らの眼はキラキラ輝き、カンダタやお釈迦様についても突っ込んだ質問や意見を言ってくれ、その感性の鋭さに驚かされました。かと思えば、一週間に一度しかお菓子類は食べられないという。あんなに平らげる光景を見てみると、何か微笑まじさを感じました。

こんな子供達がどうして……。社会の方が、大人の世界の方がよほど薄汚いの……。道徳を叫ぶ人達の方がよほど不道徳なことばかりしているの……。そう思うと現代の大人達がカンダタで、蜘蛛の糸

から蹴落とされていくのがこの子供達ではないかしら、とさえ思えてなりませんでした。職員の人達も「本当にこんな子供達がどうして過ちを犯してしまったのか。純粋ないい子供ばかりなんですよ」と呟かっているのを聞くと、本当に胸が痛みました。

当たり前の、普通の環境さえ整っていれば、よほどこの子供達の方が良い大人になっていくだろうかと、と感じざるを得ませんでした。と同時に、ほんの少しの手助け、ちよつとした言葉かけや眼差しで、この未来にある子供達は素晴らしい宝物になっていくのだろうと……。保護司や教諭師という立場にいる以上に澄んだ眼をしているこの子供達の未来を願わずにはいられませんでした。

「卯の月は高く清らに澄にけり
掌(たな)を合せる
願われし子等」

ひまわり第44号より

有意義だった交換研修

山村浩美

晴天の中、月岡温泉を出発し「新発田城」を車窓から楽しみながら、会場の「新発田ボランテイアセンター」に到着。渡邊信明会長を始め役員保護司九名の方の出迎えを受けました。

新発田阿賀北地区保護司定数は七十八名のところ、現員は六十二名で充足率は七十九・五%、事件係属状況(三十年七月末現在)は七十七件で、主に覚醒剤だそう。件数に関しては、地区として新潟県では最下位で、これは凄いなと思いました。

「サポートセンター」については、現在、新発田市内で物件選定中で、開所は三十一年度を予定しているそうです。「サポートセンター」が出来る事を心待ちにしています。

地区活動も活発で、社明運動では、各分区の「あやめ祭り」などで更生保護女性会や人権擁護委員などの協力を得て活動され

ているようです。活動の一つに、小学校や中学校で授業の一時間を活用して出前講座を開催し、その後、児童や生徒に作文を書いてもらっているようで、その作文の提出数が多くて嬉しい悲鳴を上げているそうです。

次に、一番活発な意見が飛び交ったのは「保護司の確保」でした。やはりこれは共通の問題点でもあるようです。市議会議員のなかには保護司になって行政との窓口になる方がおられたり、雇用主会の方にも保護司になってもらっているとのことでした。現在七十歳から七十六歳の比率が三割なので今後の課題として、いかに人数を増やすかが、最大の課題だそうです。

ただ、現在保護観察件数が減っているなか、これだけの人員が必要か?という意見もあり、結論が出ずじまいで、時間も超過するほど有意義な交換研修会でした。

ひまわり第45号より

サポートセンターの開設

木村 勝保

1 サポートセンターの設置以前

サポートセンターが設置される前は、会長の私宅が今で言う事務局を兼ねていた。庶務、会計、各専門部長、分区長に関わる企画書類等も各人に分散していた。全体の活動に関わった書類、物品は社会福祉協議会の倉庫に保管されていた。したがって、当時は、加賀保護区としての組織的な活動には常に制限があった。金沢保護区のみ保護観察所に隣接したスペースを持っていたが、県内の各保護区は加賀保護区と同じ状況であった。

2 サポートセンターの誕生

平成30年度で石川県内すべての保護区がサポートセンターを開設することになった。加賀保護区の開設は、平成24年4月1日で、県内で早い方だ。県内に2カ所しか開設の予算枠がないなか、窮状を訴えて勝ち取ったものである。(もう1カ所は小松・能美)

サポートセンター開設のためには公的な場所が必要となる。当時、市の市民部長や社会福祉協議会の会長だった故三部忍氏に市民会館の1室をほしいとお願いをし、市当局の理解もあって、狭いながらも1室を確保することができ、無事開設となった。

パソコンをはじめ、事務機器、机、椅子、電話などすべてをそろえてのスタートとなった。ようやく必要な資料などの一括管理が可能となり総務会や企画調整保護司協議会などが自由にできるようになり、組織的活動のスタートとなった。その後、これも市当局の理解を得て、平成29年10月に市民会館内の更に広い部屋(今までの約2倍の広さ)に移動することができ、これによって、小規模の会議や面接もサポートセンター内で可能となり、現在(令和2年)に至っている。

「サポートセンター」メモ

サポートセンターは市民会館1F社会福祉協議会室の隣にある。部屋のスペースは46.1㎡で事務室と小会議室をスチール棚で区切ってある。

このスペースは加賀市の行政財産使用許可を受けており、室料はならず、光熱水費(年間約5万円)納入で使わせてもらっている。

観察所よりサポートセンター維持費として、年間30万円支給されており、通信費、光熱水費、消耗費の支出に当てられている。パソコン、スチール棚、家具等の備品は加賀保護区で負担。

企画調整保護司在駐(9:30~16:00平日)



つながりの拠点「サポートセンター」

庶務 石橋 雅之

庶務という役目を引き受け、サポートセンターを訪れる回数が激増した。

よく考えれば当たり前のことで、いわゆる事務局の立場なので、様々な会合や事業、また関係団体との連絡調整、そして金沢保護観察所への定期的な報告書作成と提出等、それらの業務を諸先輩方にお聞きしながら少しずつこなしていくうちに、このサポートセンターの機能がわかり始めた。

まず、加賀市の保護司の皆さんの様々な情報の集積地、また過去からの保護司活動の記録が保管されている場所であり、そしてなによりも保護司の方々の多岐にわたる活動の拠点である。平日は毎日朝9時30分から16時までの時間を、企画調整保護司の中の7名が交代で事務所当番を行い、各所から届く書類やメール、さらにサポートセンターを訪れて情報を求める方々のサポートを行っている。

サポートセンターには毎日のように保護司さんの来所があり、また社会福祉協議会や更生保護女性会の会員や、市の担当部局の方々も顔を出す。その中で相互に情報交換が行われ、地域の中で行われている様々な活動の姿が見えてくる。まさに加賀市における様々な団体の「つながりの拠点」と言えよう。

令和元年には石川県内のすべての保護区にサポートセンター設置が終了した。各保護区のサポートセンター間の情報交換会議も年2回程度だが開催され、他地区の保護司会の運営状況や、保護司活動に対する考え方の相違なども知ることができる。

これらの情報を加賀保護区の皆様に少しでもフィードバックすることで、また新たな「つ

ながり」の枝が伸びていくことになる。

今から8年前に、大変な苦勞の末に加賀保護区サポートセンターを立ち上げてくださった諸先輩方に、あらためて感謝を申し上げたい。そして、このサポートセンターが、加賀地区の保護司さんをはじめ関係者すべての方々に対して、大きな支えになることを期待したいと思っている。

Support Center



保護司会と他の団体との連携

大杉 欽一郎

1 加賀市社会福祉協議会

加賀市社会福祉協議会は、犯罪予防活動の最大の事業である「社会を明るくする運動」の加賀市実施委員会事務局を担当し、主催者として教育委員会や各種団体との協力や事業の遂行に大きな役割を担っている。保護司会としては、会長が実施委員会副委員長を務め、理事会メンバーが実施委員会委員として参加している。また「社会を明るくする運動」を実施する資金を「愛の封筒募金」として取りまとめをするなど、運動の最大の理解者でありパートナーである。社会福祉協議会の評議員として保護司会副会長の1人が加わっている。

2 大聖寺警察署

加賀市社会を明るくする運動実施委員会の構成メンバーとして参加し、実施委員会総会において、講演会の講師として加賀市の防犯状況の話をしてきている。また社明応募作品の表彰式、街頭宣伝出発式には来賓として挨拶を受けている。また、保護司会から1名が大聖寺警察署協議会の委員になっている。

3 石川県薬物乱用防止推進委員会

石川県の薬物乱用防止推進委員会の委員として保護司会より14名の保護司が参加し任期3年間で活動している。小松市と共同で乱用防止キャンペーンを実施したり学校でのケース研究会時にキャンペーン活動を行ったりしている。

4 加賀市教育支援相談室

地区指導員として3名の保護司が参加し、巡回見回り等の青少年の防犯活動に参加している。

5 加賀市教育委員会

「社会を明るくする運動」をはじめ「学校との連携」等々、保護司会の各種事業に、大きな応援と協力を受けている。何事に付けても最大の理解者であり相談相手である。

6 加賀市役所

更生保護サポートセンターの提供や各種施設の使用料の減免に協力頂いており、保護司会の活動において様々な配慮を受けている。担当部局は健康福祉部地域福祉課、市民生活部地域づくり推進課である。

7 加賀市防犯協会

委員として副会長1名が参加している。

8 加賀市共同募金委員会

運営委員として保護司1名が参加し、募金箱をサポートセンターに設置している。

9 その他

石川県保護司会連合会

常任理事 1名(会長)

理事 1名(副会長)

石川県更生保護事業協会

評議員 2名(会長、副会長)

有名作家チャリティ作品展実施委員会

委員 2名(会長、副会長)

刑務所出所者等就労支援推進協議会

委員 2名(会長、副会長)。

加賀保護区の分区紹介

大聖寺分区

野村 德行

大聖寺分区は17名(令和2年2月現在)である。最近ベテラン保護司が続々定年で退任され、少し寂しいところであるが、他方、若くて元気の良い人たちが保護司として入ってきて、分区の新陳代謝が大変うまくいっているような気がする。

分区の活動については、1つは、廃食油から石鹸を作る話を、環境問題に取り組んでいる活動家から聴いたり、加賀市民が果たすべき責務を謳った「市民主役条例」の趣旨の解説を聴いたりするなどして、今後の保護観察などに何らかの助けになるような機会を設けている。

また、片野海岸でバーベキューをしたり、片山津分区と合同で片山津温泉の花火を鑑賞

する会を開いたりして、親睦を深める機会も設けた。そして、このような他分区との交流では、加賀市という狭い地域内であっても、それぞれの生活習慣の違いがあり、犯罪についても地域による特徴のようなものがあるのだと感じられることがあった。

最初にも書いたが、当分区では、経験豊かな先輩が今までたくさんいて、その人たちの経験談を聴く機会が多くあり、これまでそれが大いに参考になってきた。退任された方々が多いが、今後は、会員同士の意見交換を活発に行うことを通して、互いの資質向上に向かっていかなければと考えている。

片山津分区

福村 真了

加賀保護区保護司会には4つの分区があり、当分区は、市の北東部に位置し、片山津中学校(潮津町)と東和中学校(動橋町)の校区が地理的な対象の区域となっている。分区内には、1高校、2中学校そして6小学校がある。JR加賀温泉駅と動橋駅があり、加賀温泉駅周辺には市の拠点病院や商業施設があり、温泉街(片山津温泉)と4つの新興住宅団地があり、他は農村地域という、変貌の激しい地域である。

分区内の保護司の数は14~15名で推移しており、分区内の小学校区に最低1名以上の保護司を確保するよう配慮されてきた。活動としては、片山津地区会館を利用して年4回の分区会を開催しており、学校、警察、民生児童委員、更生保護女性会の方々を講師とし

て招いて研修を深めたり、会員相互の情報交換を重ねたりしている。また、退任保護司や地元担当の新聞記者を招いて話を聴いたりするなど、犯罪・非行に限らず幅広いテーマで研修してきた。

分区内のメンバーの研修会での雰囲気は傾聴姿勢が良好、前向きであり、分区会に合わせて年2回の懇親会も行っている。その際には夏は花火見物と温泉、冬は手づくりの鍋料理に舌鼓を打つなど和やかな雰囲気の中で語り、相互の親睦を深めてきた。

21世紀に入って、20年の片山津分区会の一端を振り返り、改めて保護司を縁としての出会いに感謝したい。

山代分区

江野 政明

山代分区は温泉歓楽街を主たる地域としており、その地域の特殊性から、保護観察件数が他の分区よりも多く、これまでは、保護司1人で受け持つ担当者数が同時に3~4人ということも珍しくはなかった。これでは担当保護司の負担が大き過ぎて十分な保護観察ができないという事態となり、平成5年頃から徐々に人数を増員、現在の山代分区の定員が20名に設定されたと聞いている。

現在(令和2年2月)は、17名(3名欠員)がそれぞれの地区を担当範囲として任務を遂行している。最近では2、3年前より犯罪の件数も減少して、保護観察数も減少している。各保護司の負担は以前よりかなり軽減されているが、それでも新たな保護司の開拓は簡単ではない。お願いする人のその時の環境とタイミングが合わない承諾してはもらえないからである。自分の場合もそうであった。平成7年1月17日、想像を絶する大震災、阪神淡路大震災が発生し、更に同年3月20日、オウム真理教による地下鉄サリン事件が起きた。多くの人々が犠牲となった

山中分区

上出 雄二

山中分区の定員は9名であり、その中で、女性保護司は4名(令和2年2月現在)である。分区会では、対象者を持っている人が、それぞれ保護観察や生活環境調整について話をし、皆さんで意見を出し合う。そのケースはこのようにやったら良いとか、心配事を気軽に相談できる雰囲気がある。しかし、平均年齢が若く、ベテランが少ない分区なので、大ベテランの保護司が定年になると、皆さん少しでも学ぼうと必死になる。

当分区の楽しみは、第3回分区会の後に行う懇親会である。食事とアルコールが入って、以前

あの悲惨な現場の報道を見て、苦しんでいる人達を助けたいと思い、今は亡き先輩保護司の一筆先生の勧めで、私は保護司を受ける決心をした。また、大先輩保護司の伊林利子先生の「長く続けなければいけない」というアドバイスのおかげで今日まで私は保護司を続ける事ができたと思っている。

分区の構成員の特徴はと聞かれて答えるなら、各保護司の職業を拝見すると、半数以上が個人事業主である。したがって、物事の考え方や意見等は実に個性的で、具体的な発言が出てくる。分区会等では、これまで生きてきた個々の人生体験や経験談をよく聞くことができ、それは保護司活動においては貴重な参考資料となっている。また、昨今保護司の成り手がいないと新聞に掲載されていたが、山代分区の3、4年前は70歳前後の保護司が多かったものの、最近では若い優秀な人材が加わってくれて、平均年齢がグリーンと下がった。定員を満たしてはいないものの、分区にとってこれは実に嬉しい限りである。

苦労したこと、嬉しかったことなど和気あいあいで話し合い、楽しい時間を持っている。

しかしながら、最近では、対象者の就業確保が難しい問題がある。以前、山中分区は多くが家内工業であったので、対象者が家族や引受人と同居することが多く、当面は家族が営む仕事に就業できる場合があった。しかし近年は、知人などが引受人になる場合が多くなってきており、環境調整の間に引受人と就業問題を相談するが、協力雇用主も少ないのが現状である。今後の環境調整がどうなるか、どこまで調整できるか難しいものがある。

70周年記念事業について

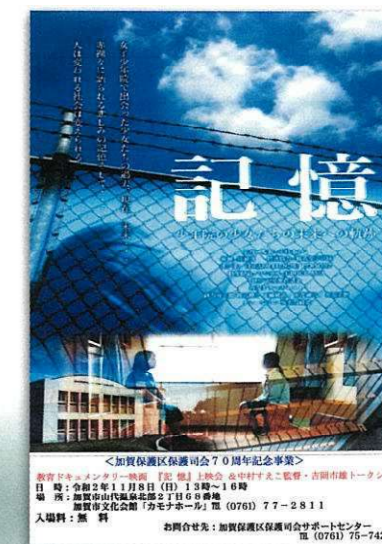
中谷 香代子

保護司会発足70周年記念事業実施に向けて委員会が立ち上げられ、第1回委員会が令和元年7月5日に開かれた。そこではどのような事業を行っていくかということについての案を委員が次回までに考えてくること、そして今後どのように話し合いを進めていくかを協議した。第2回委員会は委員が持ち寄った案について意見交換した。その後第3回から第6回と委員会の回数を重ねながら意見交換をおこない、12月12日の第6回委員会において具体的な事業内容がまとまってきた。

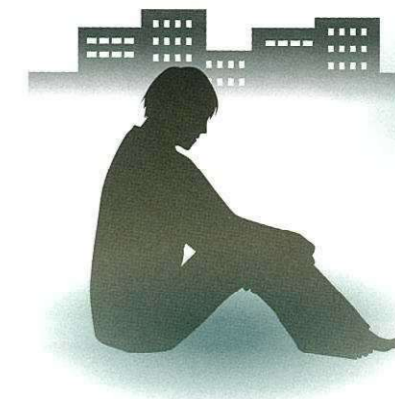
議論の過程では、薬物問題をテーマにしたものや少年非行問題を取り上げる講演会等いくつかの案が委員から出されたが、最終的に、関東在住の中村すえこ監修監督映画「記憶 少年院の少女たちの未来への軌跡」を上映し、その後中村氏と共に活動している吉岡市雄氏とのトークショーを実施するという計画で、12月理事会に諮り、承認を得た。

記念行事のテーマは「明日を信じて」である。近年、犯罪認知件数は減少しているものの、凶悪犯罪や薬物事犯、特殊詐欺事件などが目に付き、また、再犯者の占める割合が多くなっている。そのような中で、このドキュメンタリー教育映画を観た後、企画監督された中村すえこ氏のトークショーを開催することによって、広く市民に犯罪予防と非行防止、再犯防止を訴えることができたかと考える。どこにでもいるような子どもたちが家族や友人間、あるいは学校内でボタンを掛け違えてしまい、そのために少年院に行くはめになる場合が珍しくない。そのような少年たちは、少年院内では自分のやった非行の原因を振り返

り、反省し、退院するが、外の世界に出ると、社会は変わっておらず、依然として自分の居場所がない。生きづらさを抱えて、つい非行に走ってしまった少年たちを理解し、立ち直りを支援できる社会をめざして、保護司会発足70周年の記念の年に、その一助になればとの思いでこの企画を実施することにした。



※記念事業はコロナ禍のため
今回中止することになった。



サポートセンター情報交換会



総会と分区会



第7章

これからの保護司会活動

～若い世代保護司からの発言と
退任保護司からのメッセージ～

コロナ禍で中止となった座談会にかえて

木村 勝保

50年の歩み「明日を信じて」(平成12年発刊)には「OB大いに語る」と題して、4名の元保護司と大幸会長の5名による保護司の職責と将来の保護司会活動について熱く語られている。司会は藤澤栄次編集委員長がされ、7頁に及ぶ紙面構成である。

70年誌では、「これからの保護司会活動」という章を設け、4名の退任保護司からのメッセージと、これから長く保護司会活動に携わる任用年数が5年以下の若い世代による座談会を企画していた。(村田保護司は11年)

ところが、コロナ禍でその機会を逸してしまった。急拠、6月初め以下のテーマの中から1つ選んで600字から800字で書いてほしいと依頼した。

- ①分区分会の充実
- ②犯罪予防活動の在り方(社明運動)
- ③研修活動への提言(ケース研究会、施設参観等)
- ④4つの専門部は機能しているか
- ⑤保護観察や環境調整について
- ⑥サポートセンターの活動は十分か
- ⑦新任保護司をどう確保するか
- ⑧その他

もし、座談会をしていれば、自己紹介と保護司としての現在位置を確認し、共有した上で上記のテーマについて率直な意見がもたらえたのに、とても残念である。そして、わずかな紙面で意見をまとめることも大変だったと思う。6名の意見はいろんな分野について述べており、しかも、SNSの活動と言った斬新な提言もあった。

コロナ禍がいつの日にか終息したら、言い足りなかったことを大いに語ってもらおう機会が設けられればと願っている。緊急の原稿への協力に感謝である。

～若い世代保護司からの発言～

これからの保護司会活動 研修活動 ～ケース研究会～ 高田 樹春

大聖寺分区 5年7ヶ月

保護司会では、毎年市内中学校・高校において非行および犯罪の予防のためのケース研究会を行っている。この活動を考えてみたい。

研究会ではまず保護司会役員の挨拶・趣旨説明のちにビデオ上映、班に分かれて問題点等の話し合いを行っている。その後班ごとの発表を行い、校長先生の講評をいただき閉会している。

生徒の話し合いには班ごとに保護司が入り、進行をサポートしている。主人公の気持ちや、どういう問題があったか、どうすれば道を誤らずにすんだらうかと意見を出し、生徒たちが議論している。議論の様子を見ていると、問題点をよく把握できていることがわかる。

班で出た意見は集約されて発表となる。他人

に自分の意見を述べるというこれらの作業は、大人になっても大事なことである。多くの同級生や学校職員、保護司という知らない大人の前で話す行為は生徒たちのよき経験となるであろう。

保護司会としては、中高生に保護司という立ち直りをサポートする人の存在を知ってもらうというメリットがこの事業から感じられる。また、普段接することのない世代との話し合いは新鮮であり、楽しくさえ感じるものだ。

これらのことからケース研究会は保護司としての非行防止・犯罪予防活動への非常に重要な行事といえる。参加してくれた生徒が、健やかに育つことを願わずにはられない。

時代の流れに

小原 公美子

大聖寺分区 4年

先日、テレビで法務省が保護司の重要性を訴えるPR動画を製作したとのニュースを見た。しかも吉本興業の人気芸人を主演にである。

そこで感じたのが保護司の活動を公表する事の重要性である。

ニュースの中でも取り上げられていたように、平均年齢が65歳と高齢化が進み、成り手が減っているということで、今までの地域での活動のみで探していく狭い活動から、SNSなどソーシャルメディアを上手く活用して活動を広げていくことも考えてみてはどうだろうか。

ソーシャルメディアを日常的に使っている年代にアピールしていくことで、今まで繋がり

のなかった人達に関心を持ってもらい、新任の保護司確保にも繋がるのではないかと。サポートセンターでアカウントを作成し活動内容を報告、公募などもインターネット上でも行えば幅広い人に公開できるのではないかと。

個人で使っているSNSにも研修会などの参加や活動を投稿して、身近な人達にも理解や関心を持ってもらうきっかけ作りに利用することも考えていく必要のある時代になってきたのではないだろうか。

しかし、リスクもはっきり理解した上で取り組んでいかなければならない。

これからの保護司会活動

横河 了然

片山津分区 4年

保護司になろうと思ってなった人はいないだろう。各地域でいろいろな縁によって声をかけられ、新任保護司として始まる。

保護司は、対象者と面接しながら保護司会活動の中で学び育てられていく。

対象者について考えると、環境を考えるとそうならざるをえなかったのか、寂しさでそこにしか自分の居場所がなかったのか、少しの甘えがあったのか、そして、許されないことをしてしまったのだろうかと考え。

社会が・政治が・教育が・何々が悪いからと、しかたないと許しても、どうしても許すことのできないことをしてしまった。許すことができないからこそ、ほっておくことができない。

私たちは一人では淋しい、しかし、見ている

人がいるし、一人ではないことを伝えたい。いつも気にかけてくれる人がいることで、私たちは心強く生きていくことができるのでは。

私たちは自分で自分を見捨てることが人生の中である。ヤケを起こして、もうどうでもいい、もっと進めば死んだ方がいい、というところにまでなるのではないか。

自分で自分を見捨てても、決して見捨てることのない誰かがいる。どうしようもない私を、決して見捨てない。

私たちはお互いに関わり合いの中で生かさず、誰一人取り残さないという気持ちをもつことが、今までも、これからも、保護司会活動の大切な一つではないだろうか。

保護司への認知と必要性

南出 憲泰

山代分区 2年7ヶ月

保護司を拝命して三年目を迎えようとしている。環境調整等の依頼もあり、諸先輩のご指導等も頂き、徐々にだが経験を積んでいるように思っている。仕事の都合上、研修活動等の会にもなかなか参加できず、ご迷惑をかけているのではないかと危惧している。

会員各位との会話の中で「保護司のなり手がいない」とよく耳にするので、私自身も仲間づくりのために同年代または後輩の方々に誘いをしているが、いろいろなご意見があり快い返事をもらえないのが現状で、主要

因は仕事の都合や家庭の事情や保護司とは何か等である。私自身の経験値の少なさから説明が出来ないのも要因であろう。

ただ、お誘いをしたみなさんが共通して、社会に対しての貢献は必要であると認識はされている。保護司のなり手を増やすためには何が必要であろうかを考えた時に、社会全体の保護司の職務に対する認知と必要性だと考えられる。いろいろな啓蒙活動をしているが、社会全体がより一層保護司に対する必要性の認知活動が必要である。

地域活動部に属して感じていること

上出 加喜子

山代分区 3年7ヶ月

保護司を拝命して4年目に入っている。専門部の振り分けでは、当初より勤務の都合で日中の活動が多い地域活動部を希望し、社明運動を中心にいろいろな活動に参加させていただいている。

今年は新型コロナウイルス感染拡大防止策として、「おうち時間」が長く続き、(例年通りの活動はできるのだろうか？児童や生徒からの作品応募はあったのだろうか？)と自分勝手に心配していたら、社明運動作業の案内が届きホッとした。

ポスター・習字・親子標語の各部門には、それぞれ「おうち時間」の中で精一杯取り組み

れた力作が寄せられていた。密を避け、審査等も例年とは別の方法で行われ、作業の場で初めて優秀作品を目にする事となった。

作品に触れ、自分の子どもたちが小学生の頃、子どもよりも前面に出て熱くなっていたことや、応募した標語が入選した時は家族みんなで喜び、笑顔になっていたことなど回想する。

時代は移り変わっても、保護司会活動、社明運動は続き、現在自分がその活動に関わらせていただいていることに縁を感じ、この先も誰かのために一助となれるよう、自分なりに諸先輩方の姿勢や言動から学んでいきたい。

「社明」の未来は？

村田 一美

山中分区 11年7ヶ月

「社明」(社会を明るくする運動)と言えば夏の青空に向かって、めいっばいに咲く「ひまわり」だ。今年で70周年を迎える。

「社明」に関わり12年余り。少子化により、小中学生の作文、親子標語、特にポスターの応募数は年々少なくなってきているように思う。親子標語は、時代の流れとともに世相を反映しているので、これは末永く続けてほしい。

全国で変わった企画もある。宝塚音楽学校の生徒、未来のタカラジェンヌが「社明」のタスキを掛け、「社会を明るくする運動にご協力ください。」と緑の袴姿で1日貢献している。また、パレードを行う町もあるらしい。

我が石川県が恒例となっているのは、「有名作家チャリティ展」だ。協力していただける各工芸作家さんに出品のお願いをし、約1ヶ月後に、お礼の菓子箱を持って、出品作品を受

け取りに何う。作品は名鉄エムザで展示され、入札方式で販売され、その売上金がチャリティ活動に生かされている。会場が少し遠くて不便だが、入札できたときの喜びはひとしおで、作品を得られた嬉しさとウキウキになる。作家様に感謝。

私が担当している作家さんも高齢になってこられて、毎年出品協力をお願いに何うときは、快く引き受けてくださるか心配になる。この企画も、マンネリ化しないよう、新しい作家さんを拡めていかなければならないと思う。

7月に全国で見かける黄色と白の幟旗はドライバーの方々の目にもついているはずだ。犯罪が少しでも減るよう「社明」を充実させ、地域の安全と暮らしやすい社会を目指そうではないか。

～退任保護司からのメッセージ～

子どもの未来のために ～地域観察とは～

山口 浩市

わが国では子どもの貧困が大きな社会問題となっています。割合で言うと、6人に1人が貧困家庭で育っているとか。更にはネグレクト（養育放棄）や家庭内暴力の報道が後を絶ちません。虐待の犠牲になった子や、悩んだ末に自死を選択する子もいます。子どもの置かれた環境は厳しいようです。生涯出生率も低い状態が続いています。「子どもは国の宝」という言葉は死語になってしまったのでしょうか。

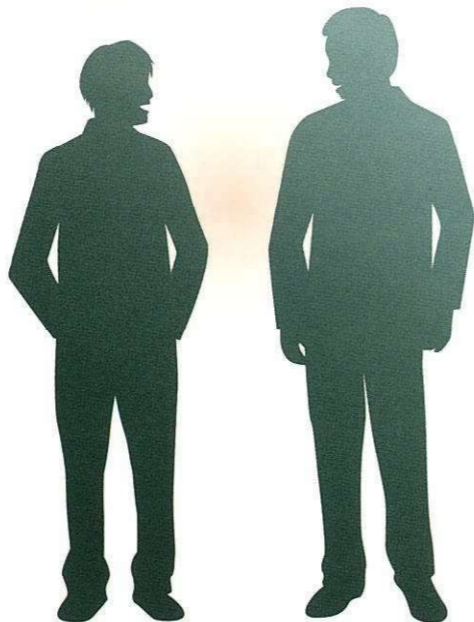
この現象は、一義的には家庭の問題だと思えます。ある大学教授の講演で「アメリカの小学校では、入学するとすぐに先生が生徒に言う言葉がある。両親の言うことと先生が言うことが違っていたら、両親の言うことを聞きなさいと言う。」とか。子育てには親の責任がすべてという考え方で、彼我の差に愕然とした記憶があります。なぜなら、躰に関して学校にまかせっ切りの親が何と多いことか。

生きづらい世の中でも希望は持ち続けなければなりません。そこに保護司の出番があるのではないかと考える昨今です。子どもが被害にあう事件が起きると、警察や児童相談所はどう対処したのかと報道されますが、悲しい結果が起きる前に、地域で生活する大人として、保護司の役割があるはずです。

保護司の一番の仕事は保護観察なので、それを応用すれば良いのです。保護観察所の機能を例えば中学校に置き換えます。中学校は問題を抱えた子どもを認定します。いじめであれば加害・被害双方を対象とします。まず、親に保護司が介入する了解を取るまでが、中学校の役割です。

関係する生徒が5人いれば、5人の保護司が1対1で対応します。家庭訪問したり、来訪を促したりして関係を持ちます。子どもは自分に関心を持ってくれる近所の大人の存在を得て、自分の安らぎを感じてくれるでしょう。自己肯定感の醸成にも期待できると言えましょう。保護司は毎月、経過報告書を中学校に提出します。

家庭・学校・地域の三者が一体となって、問題解決を目指すことに意義があると考え、地域で完結するこの行為を私は「地域観察」と呼ぶことにしています。



保護観察少年Aのこと

野崎 進一

私が保護司に委嘱されたのは、昭和53年5月25日のことである。退職したのは平成30年5月24日であるから、丁度40年間在職したことになる。

その間、受け持った対象者は20名。少年、成人の仮退院や仮出所者など。

あるときは対象者と面接して2回目の面接に出向いたところ、本人が出奔してしまい、行方不明になってしまったのが2人もあった。また、中学生の少年を担当したとき、面接時には不在で、そのうちに再犯し、少年院送致されてしまったこともある。在職中後半には、薬物常習者の仮出所で苦勞した事も記憶に新しい。

あるとき管内で、バイク集団暴走事件があり、一度に相当数の対象者が出たことがある。その中の1人、仮に「少年A」について、記憶のままに述べて見たい。

少年Aは無職で、バイクの集団暴走で検挙され、保護観察処分に附与されたもの。少年Aはさびれた漁港の一角に母子で小さな家に暮らして居り、暮らしはかなり貧しい感じであった。往訪した折に、本人が無職ではいけないので就職を勧めると、母の知人を通じて、ある鉄工所に就職が内定し、近々勤務する予定・・・との事であった。1ヶ月後、2度目の往訪時に状況を聞くと、はじめての事ばかりで何が何だか分からないことばかり。言われるままに、うろうろしている状態だと云う。2ヶ月後の往訪時、職場について尋ねると、「周りの人達はほとんど年配の人達ばかりで、昼食時なども自分の居場所が無く、誰も話しかけてもくれないので、どうにもやりきれない……」

とぼやく。これではいけないと思ったので、私からある提案をした。「私の長男が中学生の頃、クラブ活動でそんな事があったが、ある事をしてうまく成功したが君の場合もそれを試してみるか？」というのと、「やってみる」というので内容を話した。

「それでは明日から毎日、職場へなるべく早く行き、周辺をきれいに片付けておき、あとから出て来た先輩たち一人ひとりに大きな声であいさつをするように。そして先輩から声をかけられたら一人ひとりになるだけ大きく返事をしなさい」・・・と。

1ヶ月後の往訪時、心なしか表情が明るい・・・期待が持てそう・・・「職場の方はどうだった？」と聞くと「うん、うまく行った……」。

その後はAも職場にうまく馴染めて、無事、6ヶ月間の保護観察期間が終了したのだった。



思い出話

辻 新太郎

更生保護制度施行70周年、おめでとうございます。長い歴史に育て上げられての保護司、保護司会そして連合会であります。そしてまた、保護司が育ち成長するのは、保護観察対象者を受け持ち、対処することであると思います。

かつて小生も、28年前、任命されて初めて対象者を受け持ち、そして育てられてまいりました。小生は保護司を定年退職(75歳)して3年になりますが、保護司に任命されたのは50歳のときでした。保護司の保の字も知らない小生がそんな矢先に、中学校一年生、12才の少年を、保護観察対象者として初めて受け持つことになりました。しかも4月25日、中学校の校長室での初の対面でした。少年の罪状は万引・置引・いじめ等……。月2回の訪問観察、1回の来訪観察。少年は母親との2人暮らし、父親は韓国の人で東京に住んでいる。少年は3歳の時、母親と一緒に山中町に移り住んだとのこと。しかし、小生と少年の歳の差があまりにもあり過ぎて、彼の心の中が見えてこない、どうしたらいいのか。そこで考えた。彼と仲良しになろうと。少年と一緒にドライブ旅行でもしようと思ひ立ち、少年の親友1人を連れてドライブ旅行に。勿論少年の母親、親友の母親の許しを得てのこと。能登島水族館で魚の群泳や曲芸を観たり、ボートに乗ったり、帰って来て、3人一緒に8番ラーメンを食べたり。しかしながら、なかなか少年の心の中は見えない。

夏休み中、電話をして訪問観察に少年のアパートを訪ねる。ドアをノックすると、ドアをさあっと開けた母親の姿。ブラジャー1つ

に短パンだけ。小生驚愕しているのに母親は平然としている。まったく驚き桃の木である。また、ある訪問観察の時、玄関わきのスノータイヤの中に置引した品々があり、これを母親に見せたところ、ものすごい形相で少年の頬を平手で2発パンパン。これにも驚愕。と同時にこの少年は、母親への強い反発があったのではなかろうかと。

少年は中学校を卒業して定時制高校へ進学、しかし1学期で退学。母親がガンで入院、少年が万引で再び鑑別所に。母親急死。小生、鑑別所に願い出て少年を葬儀に参列させる。と、少年はうつむいたまま身動き一つせず読経に聞き入っていた。そして、最後のお別れをと、お棺の蓋が開けられると、「お母ちゃんごめん、許してえ!」と、すがりついて泣いていた。長いことずっと。「蓋を閉めたいのですが。」と言われる迄。

少年はその後、父親のもとに。東京での保護観察になり、この少年からその後の連絡はまったくありませんし、今では40歳の立派な中年男性になっていることと信じます。

小生は、こんな思い出話を書きましたが、この男性の5年半の保護観察で、小生が保護司として、大きく育てられた、そんな気がしてなりません。ありがとう!



否定から肯定のご縁をいただいて

西 直子

38歳の時保護司の誘いを受ける。保護司の活動を漠然と知っていたので、その時の保護司会会長宅に数回伺い固辞する。会長は「自分を客観視できる人が保護司に向いている。他にも該当者がいます。書類だけ預かります。」と言われ書類を提出した。

書類を提出したことも忘れていた頃、金沢保護観察所から「保護司初任研修」の案内が届く。困惑し、辞退する思案中に研修日が迫り、「初任研修」を受けてしまう。そして保護司を拝命し24年間の保護司活動のスタートとなった。

不安で悶々としていた時、先輩保護司と新任保護司の交流会があり、先輩保護司の雑談で気持ちが楽になった。共に参加した加賀保護区の同期の皆さんとの絆は24年間続き有難い。

平成5年の新任の頃、加賀保護区の女性先輩保護司は6人。その中の一人の先輩から「保護司会と各関係機関との繋がり」「挨拶」「礼儀」の大切さを教えられた。

担当した保護観察対象者の事犯は様々。笑いや、涙のドラマがある。中でも覚せい剤事犯の成年男子Aについて。保護観察期間中も覚せい剤の依存症が強く家族から相談を受ける。地域の悩み相談を受けている「金沢少年鑑別所」に問い合わせ、当時の所長に相談した。その後Aは専門官の面接を5回程受ける。面接を重ねる度に表情は明るく、落ち着き、覚せい剤の依存症もなく保護観察を終える。今から10年以上前の件。Aが覚せい剤依存症を克服出来た要因は、関係機関の少年鑑別所の所長と専門官の暖かい連携。家族の支え。

Aが覚せい剤依存症の知識を学び、自分の将来を見据えたこと。現在Aは家族を持ち社会人として活躍している。新任時の先輩保護司の教え「関係機関の繋がり」が活かされた。否定から客観視、雑談、絆、繋がり、挨拶、礼儀、支えなど、肯定への気持ちに変化した。24年間のご縁に心から感謝する。(在任期間平成5年6月～平成29年6月)

令和元年の節目の年に、更生保護制度施行70周年記念を迎え、更なる更生保護の発展と保護司の皆様の一層の躍進を願う。

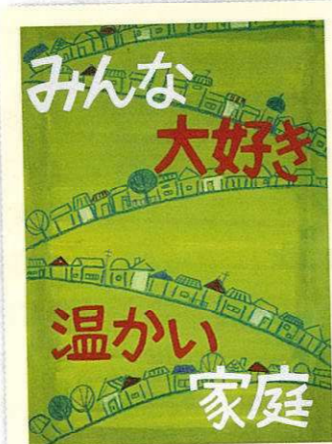
追伸

私の新任時、当時の会長飯貝氏は簡単に保護司を引き受ける人は保護司に向かない。女性保護司の先輩、伊林先生から挨拶、礼儀を厳しく言われ、保護司なら当然。定例研修時は先生自ら一人ひとり挨拶されていました。

関係機関との関わりを大切にすることも教えられました。当時は常に緊張の連続で、私も女性の先輩保護司には自分から挨拶しました。お陰で皆さんと親睦も出来た懐かしい思い出です。原稿を書きながら24年間を振り返る事が出来ました。有難うございます。



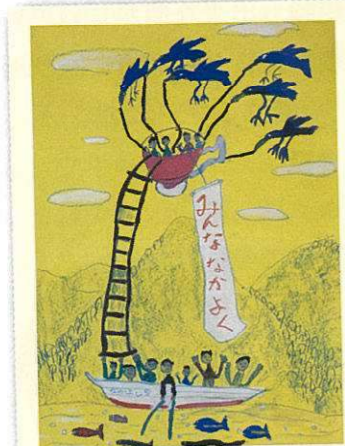
社会参加活動



平成20年度 特選
山代中学校3年 大木舞夕子



平成18年度 特選
片山津小学校2年 宮元美月



平成16年度 特選
錦城小学校3年 小野大海



平成15年度 特選
山中中学校2年 村田さゆり



平成13年度 特選
河南小学校5年 道場麻里奈

第8章
我が保護司会の
リーダーたち

50年誌刊行以降の歴代会長のこと

木村 勝保

50年誌刊行時の加賀保護区保護司会会長は大幸昭氏、その後山口浩市、野崎進一、田中源基、橋本外志彦、大杉欽一郎の各氏へと会長職は引き継がれてきた。そして、現会長大杉氏のとき、70年誌の刊行と記念事業が進められてきた。

たまたま「更生保護とは何か」をサポートセンター書棚で調べていたら、「更生保護いしかわ(40年の歩み)」(平成2年3月25日石川県保護司連盟刊)が目に入った。編集委員長は故 飯貝宗謙氏で当時の立場は県保連副会長と記されていた。加賀保護区保護司会の伝統ある先達を知ってもらいたくてここに記した。

さて、平成12年3月発刊以後の5人の会長のときの主な活動・事業について、田中源基元会長にお話し、的確にまとめてもらったのが、下記のものである。

歴代会長の主な活動事業について

山口浩市会長 (平成13年4月～平成19年3月)

- 1 3分間スピーチの導入
- 2 保護司の使命唱和(定例研修開会時に)
- 3 保護区内での内助功労者表彰の導入(勤続15年に達した人)
- 4 石川県更生保護大会を加賀市文化会館で開催(輪番制)
- 5 施設参観実施:法務省資料館(旧法務省)と最高裁判所見学

野崎進一会長 (平成19年4月～平成23年3月)

- 1 公開ケース研究会を学校単位でのケース研究会として開催(最初は加賀聖城高校)
- 2 大聖寺警察署協議会が設置され、保護司会より毎期委員1名を選出

田中源基会長 (平成23年4月～平成27年3月)

- 1 更生保護サポートセンターの開設(平成24年、4月1日スタート)
- 2 中学生1日保護司活動の導入
- 3 保護司候補者検討協議会の設置
- 4 交換研修を15年ぶりに復活(平成7年から平成23年まで休止)
- 5 定例研修の欠席者の補講実施(受講率100%を何度か達成)
- 6 中学校担当保護司の選出

橋本外志彦会長 (平成27年4月～平成29年3月)

- 1 施設参観:奈良少年刑務所
(明治41年に建築された5大監獄の1つ。我々が訪れた平成28年をもって閉鎖)

大杉欽一郎会長

- 1 更生保護サポートセンターの移設・拡張(以前の2倍の広さ)
- 2 保護観察の複数担当の導入
- 3 日本更生保護協議会の助成事業としてSST講習会の開催
- 4 全国保護司連盟の先進モデル事業(助成)として「こども宿泊体験教室」を開催
- 5 施設参観:富山ダルク訪問

田中氏と私は学齢期が一緒で、彼は錦城中学校生徒会長を務め、「生徒会の歌」の作詞者でもあった。陸上大会の単距離でも学校代表として活躍した逸材で、当時、中学生の私には輝ける存在であった。彼を保護司への道に誘ったのは、当時の音楽教師だった伊林利子先生であったことを後で知った。大杉氏も伊林先生の誘いで保護司職に就いている。

さて、私が保護司の末席に身を置いたのは山口浩市氏のときで、それから、14年後の今70周年誌編集の仕事に携わったのも不思議な縁だと思う。山口氏は3期6年間会長職を務め、「3分間スピーチ」「保護司の使命唱和」「内助功労者表彰」など今も続いているユニークな活動を取り入れ、定着させた功績は大きい。それと、他の保護区との研修において、交流研修でなく、交換研修なのだと言ったのは、研修の厳しさを求めてのことだと私は理解している。定例研修の開会のあいさつにしても、場当たり的なものを排し、自分の信じる所信を述べられたことも印象に残っている。自宅印刷所横の駐車場に社明運動の大看板を設置されていたし、学校を黄色い旗で飾るべく幟旗を保護司会に寄贈もされた。県の更生保護施設である親和寮の理事を、会長職を終えた後もされていた。生涯、保護司の道を究めようとしている人として、私の心に残っている。

野崎会長には、親子標語を伸びのある筆使いで書いてもらった。サポートセンターの看板の書も野崎氏によるものだ。三木在住であった元教育長の故松岡信氏を師として、深く親鸞の教えを学び続けた人柄から出る大らかさは印象に残る。すべてを認め、受け入れる心の広さは、多くの保護観察対象者を更生の道へと導いたはずである。また、野崎氏は三木小学校区の地域史を掘り起こす仕事もされていて、公民館活動の一環として、校区の子どもたちに地域への理解、地域人としての自覚を育てる仕事もされていた。なお、奥様は私と同級生で、絵がとても得意な人であった。

田中会長の人柄については、先に述べたが、更生保護サポートセンターの開設は偉業だった。これを機に保護司会の諸活動が、個人宅から公の場所に移った。特定の人で背負っていた仕事をみんなで分担して背負えるようになった。会員が顔を見せ、会話する機会が格段に増えた。また、保護司会と学校との連携にも力を入れた。今日、ケース研究会がスムーズに機能しているのもこの連携があつてのことだ。中学校担当保護司や社明運動での「中学生1日保護司」も田中氏の発案で今日まで引き継がれている。

橋本会長は現役の高等学校教員時代から保護司の任に就いていた。そして、12年間連続で会計の役をされていた。役所がらみの会計処理は複雑で、今日引き継がれている会計処理システムは橋本氏の労苦に負うところが多い。副会長を経て、田中会長の後を受け、いよいよというとき病に襲われた。後任の保護司選び、社明運動の新しい方向の動き、交換研修のあり方等々について、会員からの率直な意見を引き受けるうえでの心労が病状の悪化につながったと、当時副会長の立場であった私は感じた。どんな時にも冷静に判断し、相手を気遣い丁寧に聞くことを大切にしたい人で、その分苦労が多かったはずだ。2年で会長職を辞したことと共に、保護司の場から去られたのは寂しいし、残念であった。

大杉会長のとき、サポートセンターを広いスペースの部屋に移転することができた。当初のスペースの2倍以上はある。奥のスペースで小さな会合を持つことも可能となった。月1回ペースで開いている70周年誌の編集委員会もこのスペースを利用してきた。当時、市の市民部長や社会福祉協議会会長故三部忍氏のご尽力で市民会館の一室を借りることができたのが平成24年のことで、保護司会としての好都合な環境が、大杉会長のときに飛躍的に整えられた。(保護司会のすべての会合は、市民会館内で行われている。)

更生保護事業の根幹をなす「更生保護法」がスタートしたのは昭和25年で、今年(令和2年)がちょうど70周年目の節目にあたる。70年誌の発刊と70周年記念事業の先頭に立って頑張ってくれたのも大杉氏である。相手を説得して、協力を取り入れる組織力をもって、2期目の会長職を全うされている。

ところで、山口浩市会長のときから、副会長として大きな功績を残された辻新太郎氏のこと忘れてならない。社会参加活動が華やかし頃、辻氏の漆器工房で、保護観察対象者の少年たちは自前の汁椀を作った。昼食は、辻氏が共同経営している郷土料理の店だった。研修会では、豊富な実践事例を紹介し、経験の浅い人々への支援を続けられた。さらに、自らが有能な山中漆器職人であったことを生かして、多くの漆芸作家にチャリティ作家を依頼された功績も大きい。

私と同じ頃副会長をされた江野正明氏も大きな存在だった。途中で大病を経験するも、持ち前の忍耐力で見事復活された。特に、研修旅行の在り方について深い洞察をもって後進への指導力を発揮されていた。

会長の紹介とその時の事業概要を述べてきたが、その時々の方々の献身的努力があつてこそやり遂げられたことは言うまでもない。

ところで、この20年、会長職はすべて大聖寺分区に負わせてきたが、その分、大聖寺分区所属の会員の負担は大きかったと思われる。サポートセンターという大きな活動拠点ができたことでもあり、また、交通手段も格段の進歩を遂げた今日、4つの分区が会長職を分け合っていくことも必要と思われる。

資料編

50周年記念誌以降

(平成12年8月～)

1 加賀保護区保護司会員名簿 (令和2年5月現在)

氏名	分区	新任日
大杉 欽一郎	大聖寺分区	平成2年5月25日
田中 源基	大聖寺分区	平成3年10月20日
西野 忠夫	大聖寺分区	平成3年10月20日
呉藤 登志子	大聖寺分区	平成10年10月10日
飯貝 寿代	大聖寺分区	平成11年6月20日
山下 二三夫	大聖寺分区	平成16年10月10日
紺谷 正之	大聖寺分区	平成16年10月10日
吉野 順一	大聖寺分区	平成21年6月10日
大神 妙子	大聖寺分区	平成22年5月25日
桶谷 まゆみ	大聖寺分区	平成25年6月10日
高田 樹春	大聖寺分区	平成26年10月10日
小原 公美子	大聖寺分区	平成28年5月25日
河嶋 和江	大聖寺分区	平成28年10月10日
山内 賢一	大聖寺分区	平成29年6月10日
上野 幸司	大聖寺分区	平成29年10月20日
市田 博文	大聖寺分区	平成30年10月10日
福村 真了	片山津分区	平成10年5月25日
川淵 幸子	片山津分区	平成10年10月10日
中谷 香代子	片山津分区	平成14年5月25日
木村 勝保	片山津分区	平成18年5月25日
東谷 由一	片山津分区	平成21年6月10日
岩坂 久美子	片山津分区	平成22年5月25日
浜 洋	片山津分区	平成23年10月20日
宮崎 信子	片山津分区	平成24年10月10日
木村 恒三	片山津分区	平成25年6月10日
黍根 健治	片山津分区	平成25年6月10日
鹿野 祐司	片山津分区	平成27年6月10日
横河 了然	片山津分区	平成28年5月25日
山村 浩美	片山津分区	平成28年10月10日
橋 博人	片山津分区	平成29年6月10日

氏名	分区	新任日
唐谷 好二	片山津分区	令和2年5月25日
下出 美香	片山津分区	令和2年5月25日
山下 葉子	片山津分区	令和2年5月25日
駒谷 康文	山代分区	平成5年6月10日
前山 智	山代分区	平成5年6月10日
和田 祥江	山代分区	平成7年6月10日
安田 和代	山代分区	平成8年5月25日
加藤 正樹	山代分区	平成12年5月25日
中谷 亨	山代分区	平成12年10月10日
山本 高吉	山代分区	平成14年10月10日
中川 久爾彦	山代分区	平成17年6月10日
大嶋 茂	山代分区	平成22年5月25日
中村 紀久枝	山代分区	平成22年5月25日
嶽野 和保	山代分区	平成24年10月10日
南出 貞子	山代分区	平成24年10月10日
都治 正人	山代分区	平成26年5月25日
上出 加喜子	山代分区	平成28年10月10日
東出 芳敬	山代分区	平成29年10月20日
南出 憲泰	山代分区	平成29年10月20日
木村 峯久	山代分区	令和2年5月25日
要明 由美	山代分区	令和2年5月25日
紺谷 欽夫	山中分区	平成12年10月10日
日下 賢城	山中分区	平成16年5月25日
村田 一美	山中分区	平成20年10月10日
上出 雄二	山中分区	平成21年10月20日
新家 千代子	山中分区	平成23年6月10日
富樫 誓子	山中分区	平成24年5月25日
石橋 雅之	山中分区	平成27年6月10日
藤懿 まり子	山中分区	平成30年10月10日
谷口 寛	山中分区	令和1年10月20日

2 退任保護司名簿

氏名	分区	新任日	退任日
※山岸 秀雄	山中分区	昭和39年5月25日	平成12年5月24日
横山 二三雄	山代分区	平成2年5月25日	平成12年5月24日
岡谷 吉雄	片山津分区	昭和62年10月20日	平成12年10月15日
鹿野 富子	片山津分区	平成8年5月25日	平成12年10月15日
藤沢 久夫	片山津分区	平成8年10月10日	平成12年10月15日
竹野 亮子	片山津分区	平成10年5月29日	平成12年10月15日
※河崎 和子	山代分区	平成8年10月10日	平成13年3月29日
※西沢 正義	片山津分区	昭和50年6月10日	平成13年6月9日
※西上 義夫	山代分区	昭和60年6月10日	平成13年6月9日
※西野 仁司	山中分区	昭和55年5月25日	平成14年8月12日
※藤澤 栄次	山代分区	昭和49年10月10日	平成14年10月9日
※村田 美代	片山津分区	昭和58年6月10日	平成15年6月9日
※大幸 昭	大聖寺分区	昭和45年5月25日	平成16年5月24日
※山岸 和夫	山代分区	昭和52年6月10日	平成17年6月9日
赤尾 秀樹	片山津分区	平成7年10月20日	平成17年6月30日
戸苺 治美	山代分区	平成13年10月20日	平成17年10月19日
宮本 栄和	片山津分区	平成16年10月10日	平成17年11月30日
※平田 甚吉	山代分区	昭和41年5月25日	平成18年5月24日
※山下 精三	片山津分区	昭和56年6月10日	平成19年6月9日
※菅沼 勇	大聖寺分区	昭和60年6月10日	平成19年6月9日
水井 義明	片山津分区	平成5年6月10日	平成19年6月9日
※高橋 武雄	山中分区	昭和56年6月10日	平成19年11月2日
※田中 萬里子	大聖寺分区	平成10年5月29日	平成20年5月24日
河村 弘幸	大聖寺分区	平成2年5月25日	平成20年7月1日
藤峰 雅行	片山津分区	平成7年6月10日	平成20年7月14日
灰谷 明美	山代分区	平成14年10月10日	平成20年10月9日
※中谷 憲男	片山津分区	平成16年10月10日	平成20年10月9日
河畑 久一	山代分区	平成17年6月10日	平成20年10月9日
角谷 欣一	山代分区	平成5年6月10日	平成21年6月9日
蓑輪 瑠璃子	山中分区	平成7年6月10日	平成21年6月9日
表 裕子	片山津分区	平成13年6月10日	平成21年6月9日
※野尻ツネヨ	山代分区	昭和48年10月20日	平成21年10月19日
徳田 弘	片山津分区	平成21年6月9日	平成21年11月24日

※故人

氏名	分区	新任日	退任日
末信 竜三	片山津分区	平成14年5月25日	平成21年11月30日
鹿野 久乃	山中分区	平成2年5月25日	平成22年5月24日
福村 貞子	山代分区	平成6年5月25日	平成22年5月24日
※小坂 外喜雄	片山津分区	平成18年5月25日	平成22年9月16日
岡田 明子	大聖寺分区	平成16年5月25日	平成22年10月9日
本田 俊彦	片山津分区	平成16年10月10日	平成23年4月12日
横山 学	大聖寺分区	平成17年6月10日	平成23年6月1日
上出 正司	山中分区	平成7年6月10日	平成25年6月9日
木村 政幸	片山津分区	平成11年6月20日	平成25年6月9日
※一筆 俊次郎	山代分区	平成7年10月20日	平成25年10月19日
岩城 襄一	山中分区	昭和41年5月25日	平成26年5月24日
野尻 宗之	山代分区	平成22年5月25日	平成26年5月24日
※高田 大樹	大聖寺分区	平成21年6月10日	平成26年7月31日
小中 淳司	山中分区	平成14年5月25日	平成27年3月31日
堀井 隆栄	山代分区	平成3年10月20日	平成27年10月19日
西口 善勝	山代分区	平成5年6月10日	平成27年11月30日
※清水 靖久	大聖寺分区	平成5年6月10日	平成28年1月8日
※竹田 秀男	片山津分区	平成16年10月10日	平成28年4月6日
米口 敬次郎	片山津分区	昭和61年5月25日	平成28年5月24日
橋本 外志彦	大聖寺分区	平成6年5月25日	平成29年4月28日
山口 浩市	大聖寺分区	昭和60年6月10日	平成29年6月9日
辻 新太郎	山中分区	平成5年6月10日	平成29年6月9日
西 直子	大聖寺分区	平成5年6月10日	平成29年6月9日
谷口 文夫	山代分区	平成17年6月10日	平成29年6月9日
川西 三代子	山代分区	平成17年6月10日	平成29年6月9日
奥出 朋子	山中分区	平成25年6月10日	平成29年6月9日
北村 忠雄	山代分区	平成11年10月20日	平成29年10月19日
野崎 進一	大聖寺分区	昭和53年5月25日	平成30年5月24日
橋本 辰雄	片山津分区	平成22年5月25日	平成30年5月24日
田島 篤子	山代分区	平成16年5月25日	令和1年7月24日
江野 政明	山代分区	平成8年5月25日	令和2年5月24日
野村 德行	大聖寺分区	平成16年5月25日	令和2年5月24日

※故人

3 歴代役員一覧

年度	会長	副会長	庶務(庶務補佐)	会計
平成11年度～ 12年度	大幸 昭	野尻 ツネヨ	田中 源基	大杉 欽一郎
		高橋 武雄		
		西野 仁司		
平成13年度～ 14年度	山口 浩市	野尻 ツネヨ	田中 源基	橋本 外志彦
		高橋 武雄		
平成15年度～ 16年度	山口 浩市	野尻 ツネヨ	田中 源基	橋本 外志彦
		高橋 武雄		
平成17年度～ 18年度	山口 浩市	野崎 進一	田中 源基 (紺谷 正之)	橋本 外志彦
		辻 新太郎		
平成19年度～ 20年度	野崎 進一	田中 源基	紺谷 正之	橋本 外志彦
		辻 新太郎		
平成21年度～ 22年度	野崎 進一	田中 源基	紺谷 正之	橋本 外志彦
		辻 新太郎		
		江野 政明		
平成23年度～ 24年度	田中 源基	木村 勝保	紺谷 正之 (吉野 順一)	橋本 外志彦
		江野 政明		
平成25年度～ 26年度	田中 源基	木村 勝保	吉野 順一	呉藤 登志子
		橋本 外志彦		
		堀井 隆栄		
平成27年度～ 28年度	橋本 外志彦	木村 勝保	吉野 順一 (宮崎 信子)	呉藤 登志子
		大杉 欽一郎		
		前山 智		
平成29年度～ 30年度	大杉 欽一郎	中谷 香代子	都治 正人	宮崎 信子
		吉野 順一		
		前山 智		
		日下 賢城		
令和元年度～ 2年度	大杉 欽一郎	中谷 香代子	石橋 雅之 (高田 樹春)	宮崎 信子
		吉野 順一		
		前山 智		
		日下 賢城		

年 度	分 区 長				専 門 部 長			
	大聖寺分区	片山津分区	山代分区	山中分区	研 修 部	広 報 部	地 域 活 動 部	協 力 組 織 部
平成11年度～ 12年度	山口 浩市	米口 敬次郎	横山 二三雄	岩城 襄一	辻 新太郎	菅沼 勇	野崎 進一	岡谷 吉雄
平成13年度～ 14年度	西野 忠夫	藤峰 雅行	西口 善勝	岩城 襄一	一筆 俊次郎	菅沼 勇	野崎 進一	角谷 欣一
平成15年度～ 16年度	西野 忠夫	藤峰 雅行	西口 善勝	岩城 襄一	一筆 俊次郎	菅沼 勇	野崎 進一	角谷 欣一
平成17年度～ 18年度	西 直子	福村 真了	一筆 俊次郎	岩城 襄一	江野 政明	呉藤 登志子	西口 善勝	北村 忠雄
平成19年度～ 20年度	西 直子	木村 政幸	北村 忠雄	岩城 襄一	江野 政明	福村 貞子	福村 真了	西口 善勝
平成21年度～ 22年度	野村 徳行	竹田 秀男	駒谷 康文	岩城 襄一	小坂 外喜雄	福村 貞子	中川 久爾彦	呉藤 登志子
平成23年度～ 24年度	野村 徳行	竹田 秀男	北村 忠雄	上出 正司	大杉 欽一郎	中谷 香代子	中川 久爾彦	田島 篤子
平成25年度～ 26年度	野村 徳行	東谷 由一	前山 智	辻 新太郎	大杉 欽一郎	中谷 香代子	中川 久爾彦	日下 賢城
平成27年度～ 28年度	紺谷 正之	東谷 由一	駒谷 康文	紺谷 欽夫	西 直子	浜 洋	大嶋 茂	日下 賢城
平成29年度～ 30年度	紺谷 正之	木村 勝保	江野 政明	上出 雄二	飯貝 寿代	浜 洋	大嶋 茂	呉藤 登志子
令和元年度～ 2年度	山下 二三夫	浜 洋	加藤 正樹	新家 千代子	木村 恒三	呉藤 登志子	岩坂 久美子	中村 紀久枝

4 歴代表彰者一覧 (叙勲、褒章および法務大臣表彰)

年 度	叙 勲 ・ 褒 章	法 務 大 臣 表 彰
12年度	春：平田 甚吉 (藍綬褒章)	岩城 襄一
	秋：大幸 昭 (勲五等瑞宝章)	
13年度	秋：藤澤 栄次 (藍綬褒章)	山岸 和夫
14年度		山下 精三
15年度	該当なし	
16年度		高橋 武雄
		野崎 進一
17年度	秋：野尻 ツネヨ (瑞宝双光章)	
18年度	秋：岩城 襄一 (瑞宝双光章)	山口 浩市
19年度	春：山下 精三 (藍綬褒章)	米口 敬次郎
20年度	該当なし	
21年度	該当なし	
22年度	秋：野崎 進一 (瑞宝双光章)	田中 源基
		辻 新太郎
23年度	該当なし	
24年度		大杉 欽一郎
		西野 忠夫
		堀井 隆栄
25年度	春：米口 敬次郎 (藍綬褒章)	清水 靖久
		西 直子
		駒谷 康文
		西口 善勝
26年度	春：山口 浩市 (瑞宝双光章)	橋本 外志彦
		和田 祥江
27年度	春：辻 新太郎 (藍綬褒章)	江野 政明
		安田 和代
28年度	秋：田中 源基 (瑞宝双光章)	北村 忠雄
29年度	該当なし	
平成30年度		福村 真了
		川淵 幸子
		呉藤 登志子
令和元年度	秋：大杉 欽一郎 (瑞宝双光章)	飯貝 寿代
	前山 智 (藍綬褒章)	

5 更生保護賛助会員・チャリティ作品展協力作家 (平成29年～令和元年度)

平成29年度

更生保護賛助会員

大聖寺分区

- ・(有)河野石産
- ・(有)加納仏壇店
- ・(株)友星自動車
- ・第2なかよし丸
- ・(医)長久会
- ・本善寺
- ・加賀商工会議所
- ・(株)げんば堂
- ・伊林永幸
- ・中出一郎
- ・牧野 裕

片山津分区

- ・(株)東野産業
- ・(有)矢田郷商店
- ・(医)近藤医院
- ・(有)動橋自動車
- ・勝光寺
- ・(有)北陸食堂
- ・稲手鉄工(株)
- ・静念寺
- ・(有)加越代行
- ・(有)奥野モータース
- ・(医)池本整形外科
- ・(株)スガモトテント
- ・(株)観光かのや旅館
- ・(株)ホテル森本
- ・阜(五)月会
- ・(有)冠婚葬祭ながやま
- ・(株)竹内電気工事
- ・田島美智子

山代分区

- ・(株)マルコ長生殿
- ・(株)だいいち
- ・(株)サイエン
- ・(株)たつみや
- ・(株)山代印刷
- ・(有)たちばな四季亭
- ・(有)ササハラ薬局
- ・「一力」
- ・(株)加賀衛生公社
- ・(株)シモアラ
- ・(株)伸光建設
- ・紅柿荘
- ・山代温泉旅館協同組合
- ・(医)仁志会
- ・大嶋 茂

山中分区

- ・(株)尾山製作所
- ・(有)興栄商会
- ・(株)月星製作所
- ・(株)ハートフルなかがわ
- ・燈明寺
- ・梅田隆平
- ・辻 新太郎
- ・(株)いづみや
- ・恩栄寺
- ・鈴木医院
- ・上田医院
- ・山中温泉料飲業協同組合
- ・山中商工会
- ・山中温泉商店協同組合

チャリティ作品展協力作家

- ・中村 秋塘 工芸
- ・野沢 洋子 工芸
- ・嶋田 壽楽 工芸
- ・長谷川 清 絵画
- ・道場 八重 工芸
- ・佐竹 一夫 工芸
- ・中村 孝也 工芸
- ・坂野 清一 工芸
- ・児玉 孝吉 絵画
- ・松本 隆 絵画
- ・上野 繁男 絵画
- ・三井 聖子 絵画
- ・奥 征二 絵画 ※
- ・中村 元風 工芸
- ・長井 麦 工芸
- ・裕 紘一 工芸
- ・海部 公子 工芸
- ・種本 章 工芸
- ・大下 宗香 工芸
- ・大下 百華 絵画
- ・池島 保雄 工芸
- ・苧野 憲夫 工芸
- ・吉田 華正 工芸
- ・辻 英芳 工芸
- ・中嶋 虎男 工芸
- ・川北 浩彦 工芸
- ・川北 良造 工芸
- ・山本 芳岳 工芸
- ・山下 一三 工芸
- ・河島 洋 工芸
- ・河島 万璃 工芸
- ・塚田外志男 工芸
- ・師池 一貴 工芸
- ・松山 武司 工芸
- ・高坂 果楓 絵画

※ 故人

平成30年度

更生保護賛助会員

大聖寺分区

- ・(有)河野石産
- ・第2なかよし丸
- ・(有)加納仏壇店
- ・月うさぎの里
- ・(医)長久会
- ・(株)友星自動車
- ・本善寺
- ・(有)マック
- ・加賀商工会議所
- ・(株)高田
- ・(株)げんば堂
- ・(株)大和商会
- ・伊林永幸
- ・富士工業(株)
- ・中出一郎
- ・ギフトたけなか
- ・山口浩市
- ・メガネと補聴器の店やました
- ・牧野 裕
- ・ナイテック・プレジジョン(株)
- ・清水屋眞二

片山津分区

- ・(有)矢田郷商店
- ・(株)観光かのや旅館
- ・(有)冠婚葬祭ながやま
- ・(有)北陸食堂
- ・(医)池本整形外科医院
- ・東野産業(株)
- ・竹内電気(株)
- ・稲手鉄工(株)
- ・静念寺
- ・(株)スガモトテント
- ・(医)近藤医院
- ・(有)奥野モータース
- ・(株)ホテル森本
- ・勝光寺
- ・阜(五)月会

山代分区

- ・山代温泉旅館協同組合
- ・(株)だいいち
- ・伸光建設(株)
- ・(株)サイエン
- ・紅柿荘
- ・(株)ホテルゆのくに
- ・(株)シモアラ
- ・(株)たつみや
- ・友梨香
- ・新滝英樹
- ・スタジオ伍佰山
- ・(医)仁志会
- ・大嶋 茂

山中分区

- ・(株)尾山製作所
- ・上田医院
- ・(株)月星製作所
- ・(有)興栄商会
- ・山中温泉商店協同組合
- ・辻 新太郎
- ・(株)ハートフルなかがわ
- ・梅田隆平
- ・山中温泉料飲業協同組合
- ・恩栄寺
- ・燈明寺
- ・山中商工会
- ・(株)いづみや
- ・鈴木医院

チャリティ作品展協力作家

- ・中村 秋塘 工芸
- ・野沢 洋子 工芸
- ・嶋田 壽楽 工芸
- ・長谷川 清 絵画
- ・道場 八重 工芸
- ・佐竹 一夫 工芸
- ・中村 孝也 工芸
- ・坂野 清一 工芸
- ・児玉 孝吉 絵画
- ・松本 隆 絵画
- ・上野 繁男 絵画
- ・三井 聖子 絵画
- ・奥 征二 絵画
- ・中村 元風 工芸
- ・山本 芳岳 工芸
- ・裕 紘一 工芸
- ・海部 公子 工芸
- ・種本 章 工芸
- ・大下 宗香 工芸
- ・大下 百華 工芸
- ・池島 保雄 工芸
- ・苧野 憲夫 工芸
- ・山下 一三 工芸
- ・辻 英芳 工芸
- ・中嶋 虎男 工芸
- ・川北 浩彦 工芸
- ・川北 良造 工芸
- ・吉田 華正 工芸
- ・河島 洋 工芸
- ・河島 万璃 工芸
- ・塚田外志男 工芸
- ・師池 一貴 工芸
- ・松山 武司 工芸
- ・三宅 基之 絵画
- ・高坂 果楓 絵画
- ・篠尾恵美子 絵画

5 更生保護賛助会員・チャリティ作品展協力作家 (平成29年～令和元年度)

平成29年度

更生保護賛助会員

大聖寺分区

- ・(有)河野石産
- ・(有)加納仏壇店
- ・(株)友星自動車
- ・第2なかよし丸
- ・(医)長久会
- ・本善寺
- ・加賀商工会議所
- ・(株)げんば堂
- ・伊林永幸
- ・中出一郎
- ・牧野 裕

片山津分区

- ・(株)東野産業
- ・(有)矢田郷商店
- ・(医)近藤医院
- ・(有)動橋自動車
- ・勝光寺
- ・(有)北陸食堂
- ・稲手鉄工(株)
- ・静念寺
- ・(有)加越代行
- ・(有)奥野モータース
- ・(医)池本整形外科
- ・(株)スガモトテント
- ・(株)観光かのや旅館
- ・(株)ホテル森本
- ・阜(五)月会
- ・(有)冠婚葬祭ながやま
- ・(株)竹内電気工事
- ・田島美智子

山代分区

- ・(株)マルコ長生殿
- ・(株)だいいち
- ・(株)サイエン
- ・(株)たつみや
- ・(株)山代印刷
- ・(有)たちばな四季亭
- ・(有)ササハラ薬局
- ・「一力」
- ・(株)加賀衛生公社
- ・(株)シモアラ
- ・(株)伸光建設
- ・紅柿荘
- ・山代温泉旅館協同組合
- ・(医)仁志会
- ・大嶋 茂

山中分区

- ・(株)尾山製作所
- ・(有)興栄商会
- ・(株)月星製作所
- ・(株)ハートフルなかがわ
- ・燈明寺
- ・梅田隆平
- ・辻 新太郎
- ・(株)いづみや
- ・恩栄寺
- ・鈴木医院
- ・上田医院
- ・山中温泉料飲業協同組合
- ・山中商工会
- ・山中温泉商店協同組合

チャリティ作品展協力作家

- ・中村 秋塘 工芸
- ・野沢 洋子 工芸
- ・嶋田 壽楽 工芸
- ・長谷川 清 絵画
- ・道場 八重 工芸
- ・佐竹 一夫 工芸
- ・中村 孝也 工芸
- ・坂野 清一 工芸
- ・児玉 孝吉 絵画
- ・松本 隆 絵画
- ・上野 繁男 絵画
- ・三井 聖子 絵画
- ・奥 征二 絵画 ※
- ・中村 元風 工芸
- ・長井 麦 工芸
- ・裕 紘一 工芸
- ・海部 公子 工芸
- ・種本 章 工芸
- ・大下 宗香 工芸
- ・大下 百華 絵画
- ・池島 保雄 工芸
- ・苧野 憲夫 工芸
- ・吉田 華正 工芸
- ・辻 英芳 工芸
- ・中嶋 虎男 工芸
- ・川北 浩彦 工芸
- ・川北 良造 工芸
- ・山本 芳岳 工芸
- ・山下 一三 工芸
- ・河島 洋 工芸
- ・河島 万璃 工芸
- ・塚田外志男 工芸
- ・師池 一貴 工芸
- ・松山 武司 工芸
- ・高坂 果楓 絵画

※ 故人

平成30年度

更生保護賛助会員

大聖寺分区

- ・(有)河野石産
- ・第2なかよし丸
- ・(有)加納仏壇店
- ・月うさぎの里
- ・(医)長久会
- ・(株)友星自動車
- ・本善寺
- ・(有)マック
- ・加賀商工会議所
- ・(株)高田
- ・(株)げんば堂
- ・(株)大和商会
- ・伊林永幸
- ・富士工業(株)
- ・中出一郎
- ・ギフトたけなか
- ・山口浩市
- ・メガネと補聴器の店やました
- ・牧野 裕
- ・ナイテック・プレジジョン(株)
- ・清水屋眞二

片山津分区

- ・(有)矢田郷商店
- ・(株)観光かのや旅館
- ・(有)冠婚葬祭ながやま
- ・(有)北陸食堂
- ・(医)池本整形外科医院
- ・東野産業(株)
- ・竹内電気(株)
- ・稲手鉄工(株)
- ・静念寺
- ・(株)スガモトテント
- ・(医)近藤医院
- ・(有)奥野モータース
- ・(株)ホテル森本
- ・勝光寺
- ・阜(五)月会

山代分区

- ・山代温泉旅館協同組合
- ・(株)だいいち
- ・伸光建設(株)
- ・(株)サイエン
- ・紅柿荘
- ・(株)ホテルゆのくに
- ・(株)シモアラ
- ・(株)たつみや
- ・友梨香
- ・新滝英樹
- ・スタジオ伍佰山
- ・(医)仁志会
- ・大嶋 茂

山中分区

- ・(株)尾山製作所
- ・上田医院
- ・(株)月星製作所
- ・(有)興栄商会
- ・山中温泉商店協同組合
- ・辻 新太郎
- ・(株)ハートフルなかがわ
- ・梅田隆平
- ・山中温泉料飲業協同組合
- ・恩栄寺
- ・燈明寺
- ・山中商工会
- ・(株)いづみや
- ・鈴木医院

チャリティ作品展協力作家

- ・中村 秋塘 工芸
- ・野沢 洋子 工芸
- ・嶋田 壽楽 工芸
- ・長谷川 清 絵画
- ・道場 八重 工芸
- ・佐竹 一夫 工芸
- ・中村 孝也 工芸
- ・坂野 清一 工芸
- ・児玉 孝吉 絵画
- ・松本 隆 絵画
- ・上野 繁男 絵画
- ・三井 聖子 絵画
- ・奥 征二 絵画
- ・中村 元風 工芸
- ・山本 芳岳 工芸
- ・裕 紘一 工芸
- ・海部 公子 工芸
- ・種本 章 工芸
- ・大下 宗香 工芸
- ・大下 百華 工芸
- ・池島 保雄 工芸
- ・苧野 憲夫 工芸
- ・山下 一三 工芸
- ・辻 英芳 工芸
- ・中嶋 虎男 工芸
- ・川北 浩彦 工芸
- ・川北 良造 工芸
- ・吉田 華正 工芸
- ・河島 洋 工芸
- ・河島 万璃 工芸
- ・塚田外志男 工芸
- ・師池 一貴 工芸
- ・松山 武司 工芸
- ・三宅 基之 絵画
- ・高坂 果楓 絵画
- ・篠尾恵美子 絵画

令和元年度

更生保護賛助会員

大聖寺分区

- ・(有)河野石産
- ・(有)加納仏壇店
- ・(株)友星自動車
- ・第2なかよし丸
- ・(医)長久会
- ・加賀商工会議所
- ・(株)げんば堂
- ・伊林永幸
- ・メガネと補聴器の店やました
- ・(有)吉田燃設
- ・本善寺
- ・中出一郎
- ・(有)マック
- ・ナイツック・プレジジョン・アンドテクノロジーズ(株)
- ・牧野 裕

片山津分区

- ・(医)近藤医院
- ・(有)冠婚葬祭ながやま
- ・東野産業(株)
- ・(有)矢田郷商店
- ・勝光寺
- ・(有)北陸食堂
- ・稲手鉄工(株)
- ・静念寺
- ・臯(五)月会
- ・(有)奥野モータース
- ・(医)池本整形外科医院
- ・(株)スガモトテント
- ・(株)ホテル森本
- ・竹内電気工事(株)

山代分区

- ・(株)マルコ長生殿
- ・(株)サイエン
- ・(株)山代印刷
- ・(有)ササハラ薬局
- ・山代温泉旅館協同組合
- ・仲光建設(株)
- ・(医)仁志会
- ・大嶋 茂
- ・(株)たつみや
- ・(株)シモアラ

山中分区

- ・(株)月星製作所
- ・(有)興栄商会
- ・(株)尾山製作所
- ・法圓寺
- ・山中温泉料飲業協同組合
- ・山中温泉商店協同組合
- ・山中商工会
- ・上田医院
- ・鈴木医院
- ・(株)ハートフルなかがわ
- ・梅田隆平
- ・燈明寺
- ・(株)いづみや
- ・(宗)恩栄寺
- ・辻 新太郎

チャリティ作品展協力作家

- ・中村 秋塘 工芸
- ・道場 八重 工芸
- ・山本 芳岳 工芸
- ・河島 洋 工芸
- ・河島 万璃 工芸
- ・山下 一三 工芸
- ・芋野 憲夫 工芸
- ・池島 保雄 工芸
- ・野沢 洋子 工芸
- ・坂野 清一 工芸
- ・大下 宗香 工芸
- ・大下 百華 絵画
- ・篠尾恵美子 絵画
- ・上野 茂男 絵画
- ・松本 隆 絵画
- ・児玉 孝吉 絵画
- ・三井 聖子 絵画
- ・嶋田 壽楽 工芸
- ・師池 一貴 工芸
- ・松山 武司 工芸
- ・塚田外志男 工芸
- ・吉田 華正 工芸
- ・辻 英芳 工芸
- ・中嶋 虎男 工芸
- ・川北 良造 工芸
- ・川北 浩彦 工芸
- ・佐竹 一夫 工芸
- ・長谷川 清 絵画
- ・中村 孝也 工芸
- ・種本 章 工芸
- ・中村 元風 工芸
- ・海部 公子 工芸
- ・裕 紘一 工芸
- ・三宅 基之 絵画
- ・高坂 果楓 絵画

6 保護司会長および保護観察所長、加賀保護区担当主任官

年 度	加賀保護区	金沢保護観察所	
	保護司会長	保護観察所長	加賀保護区担当主任官
12年度	大幸 昭	林 晴巳	田端 紀男
13年度	山口 浩市	加藤 暢夫	水口 満
14年度	〃	〃	山田 立人
15年度	〃	上杉 守	〃
16年度	〃	〃	田中 賢成
17年度	〃	有田 正義	〃
18年度	〃	〃	藤田 一
19年度	野崎 進一	竹内 政昭	〃
20年度	〃	〃	宮越 美幸
21年度	〃	吉田 幸雄	〃
22年度	〃	〃	窪田由紀子
23年度	田中 源基	杉山 哲朗	〃
24年度	〃	〃	〃
25年度	〃	円山 正三	佐々木淳二
26年度	〃	野村 福二	〃
27年度	橋本外志彦	〃	井南 静香
28年度	〃	松本 裕伸	大塚 和徳
29年度	大杉欽一郎	〃	宮越 美幸
30年度	〃	合田 裕憲	〃
令和元年度 (平成31年度)	〃	〃	渡邊 嗣仁
令和2年度	〃	池尾 洋美	窪田由紀子

7 加賀保護区保護司会会則

(名 称)

第1条 本会は、加賀保護区保護司会と称する。

(事 務 所)

第2条 本会は、事務所を更生保護サポートセンター内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、保護司法(以下「法」という。)第13条に規定する保護司会として、その任務を円滑に遂行するとともに、法第1条に規定する保護司の使命達成に資する活動を行い、併せて会員相互の親和を図ることを目的とする。

(活 動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 法第8条の2に規定する計画の策定その他保護司の職務に関する連絡および調整
- (2) 保護司の職務に関し必要な資料および情報の収集
- (3) 保護司の職務に関する研究および意見の発表
- (4) 保護司の職務に関する研修
- (5) 保護司および保護司会の活動に関する広報宣伝
- (6) 保護司の人材確保の促進に関する活動
- (7) 保護司の職務遂行に関し災害が発生した場合の救済に関すること
(国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号)に基づくものを除く。)

2 前項に定めるものの他、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) その他、理事会において前条の目的達成のために必要と認められた活動

(会 員)

第5条 本会は、加賀保護区に配属されている保護司を会員とする。

(分 区)

第6条 本会に、次のとおり分区を置く。

分 区 名	区 域
大聖寺分区	錦城中学校校下、橋立中学校校下
片山津分区	片山津中学校校下、東和中学校校下
山代分区	山代中学校校下
山中分区	山中中学校校下

(専 門 部)

第7条 本会に、第4条の事業を遂行するため、次の専門部を設け、それぞれに部長を置く。

- (1) 研 修 部
 - (2) 広 報 部
 - (3) 地域活動部
 - (4) 協力組織部
- 2 会員は、会長および顧問を除き、何れかの部に所属して事業の遂行にあたる。
 - 3 専門部の人員および会員の所属は、理事会において協議し、総会において承認を得るものとする。
 - 4 必要に応じ第1項のほか、新たに専門部を設けることができる。

(役 員)

第8条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理 事 12名以内
- (4) 監 事 2 名

(役員(の選任))

第9条 会長および副会長は、理事会において選考し、総会において承認する。

- 2 庶務および会計は、会長が選考し、総会において承認する。
- 3 分区長は、各分区会において選考し、総会において承認する。
- 4 専門部長は、各専門部会において選考し、総会において承認する。
- 5 庶務、会計、各分区長、および各専門部長は理事となる。
- 6 監事は、総会において選任する。
- 7 理事および監事は、相互にこれを兼ねることが出来ない。

(役員(の職務))

第10条 会長は、本会を代表し、その会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは会長の職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を組織し、この会則の定める事項について議決し、会務を執行する。
- 4 庶務および会計は、その事務にあたる。
- 5 分区長は、分区の運営にあたる。
- 6 専門部長は、専門部の運営にあたる。
- 7 監事は、会計および理事の会務の執行状況を監査する。

(役員(の任期))

第11条 役員(の任期)は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期途中で補欠または増員により選任された役員(の任期)は、その残任期間とする。

(顧 問)

第12条 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の要請に応じ各種会合に出席し、意見を述べる。

(会議(の種類))

第13条 本会は、会の円滑な運営を図るため次の会議をもつ。

- (1) 総 会
- (2) 理 事 会
- (3) 総 務 会
- (4) 分 区 会
- (5) 専 門 部 会

(総 会)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回以上開催するものとし、会長が召集する。
- 3 会員の3分の1以上から、会議の目的を示して召集の要請があった場合には、会長は速やかに総会を招集しなければならない。
- 4 総会は、この会則で別に定めるもののほか、本会の運営上重要な事項を議決する。

(理 事 会)

第15条 理事会は、会長、副会長および理事をもって構成する。

- 2 理事会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 理事の3分の1以上から、会議の目的を示して召集の請求があった場合には、会長は速やかに理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会は、この会則で別に定まるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決に基づく会務の執行に関する事項
 - (3) 年度開始から当該年度の総会までに計画する法第8条の2に関する事項
 - (4) 総会終了後、関係機関・団体の要請に基づいて計画する法第8条の2に関する事項
 - (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(総務会)

第16条 総務会は、会長、副会長、庶務、会計をもって構成する。

2 総務会は、必要に応じて会長が召集する。

3 総務会は、次の事項を行う。

(1) 理事会に付議すべき事項

(2) 渉外を含む、理事会の議決に基づく会務の執行に関する事項。

(議長)

第17条 会議の議長は、会長が行う。ただし、分会、専門部会においては各々の長がこれを行う。

(会議の定足数)

第18条 会議は、構成員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第19条 会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長が決する。

2 やむをえない事情により会議に出席できない構成員は、付議された事項について議長に表決を委任することができる。

(経費)

第20条 本会の経費は、会費、助成金、寄付金およびその他の収入をもって充てる。

2 本会の資産は、会長が管理する。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第22条 本会の事業計画および予算は、総会の議決により定めなければならない。

(事業報告及び決算)

第23条 本会の事業報告および決算は、監事の監査を受けて総会の議決を得なければならない。

(慶弔等)

第24条 本会の会員ならびに永年勤続功労者に対する慶弔等については、別に定める規定によりこれを行う。

(会則の変更)

第25条 この会則は、総会において出席者の3分の2以上の同意を得た場合には、これを変更することができる。

(施行細則)

第26条 この会則の施行についての必要な細則は、理事会の承認を得て会長が定める。

附 則

1 この会則は、平成11年4月1日から施行する。

2 平成13年4月18日一部改正

3 平成17年10月1日一部改正(加賀市・山中町の合併による名称変更)

4 平成24年4月21日一部改正

編集後記

令和2年が更生保護制度施行70年の節日にあたることで、県内各保護司会は何らかの行事を企画している。加賀保護区でも、その記念事業として、70年誌の刊行と市民向けの記念事業の二つを実施することを理事会で決めた。

70年誌刊行の話が大杉会長より届いたのが2019年5月末日で、約1年半の月日で発刊という重荷を負うこととなる。編集委員の人選、記念誌の基本方針、並びに全体の章立てをどうするかで1ヶ月の時を要した。

第1回編集委員会(総勢13名)の開催は7月末日で、その後月1回の編集会議を開き、作業は急ピッチで進められていった。第6回の編集会議は2020年3月下旬で、そのあとはコロナ禍による緊急事態宣言が出され、数名のメンバーで作業を進めるしかなかった。(パソコンへの入力、文章の添削、そして資料の収集など)

さて、記念誌発刊の意図は、これを手取る保護司はもとより、関係する方々が、「更生保護活動」とは具体的に何かの理解を得ることを根幹においている。

初めて保護司を引き受けた時から、犯罪を犯した人への支援と、犯罪予防の地域作りという重い荷物を生身の保護司は背負う。当然のことだか、日々の学びと、諸活動への参加を通して、私たち保護司は成長していく。保護司の成長とそれを促す諸活動の中身を分かりやすく提示することに工夫を凝らしたつもりである。

発刊にあたって、宮元陸加賀市長をはじめ各関係機関の責任者の心強い励ましの言葉をいただいたことに感謝申しあげる。併せて、編集意図への理解を汲み取って貴重な原稿を届けてくれた保護司各位にも感謝する。

この記念誌が過去の先輩が築いた「50年誌」に続き「更生保護」が何たるかのテキストとして読んでいただければ、編集委員一同にとって嬉しい限りである。

最後に、編集構成に尽力いただいたグラフィックデザイナー力田結季氏にも感謝申しあげる。

コロナ禍の一日でも早い終息を願って!

70年記念誌編集委員長 木村 勝保



編集委員長 木村 勝保

編集委員 (12名)

- | | |
|--------|--------|
| 大杉 欽一郎 | 宮崎 信子 |
| 山下 二三夫 | 都治 正人 |
| 高田 樹春 | 前山 智 |
| 吉野 順一 | 石橋 雅之 |
| 木村 恒三 | 日下 賢城 |
| 浜 洋 | 呉藤 登志子 |

更生保護制度施行70周年記念
加賀保護区保護司会70年の歩み

～20年を顧みて～

発行日 令和2年10月31日
発行者 加賀保護区保護司会
会長 大杉 欽一郎
編集者 加賀保護司区保護司会
70年誌編集委員会
委員長 木村 勝保
デザイン ユーグラフィックス
印刷所 北陸印刷(株)